

衆議院 総務委員会 議 録 第 一 号

本国会召集日(平成十五年九月二十六日)(金曜日)
(午前零時現在)における本委員は、次のとおりである。

委員長 遠藤 武彦君

理事 荒井 広幸君 理事 佐藤 勉君
理事 八代 英太君 理事 安住 淳君
理事 黄川田 徹君 理事 武正 公一君
理事 榎屋 敬悟君

浅野 勝人君 伊藤信太郎君
岩永 峯一君 上川 陽子君
川崎 二郎君 左藤 章君
佐田玄一郎君 滝 実君
谷 洋一君 谷本 龍哉君
野中 広務君 平沢 勝栄君
平林 鴻三君 宮路 和明君
吉田六左門君 荒井 聰君
伊藤 忠治君 大出 彰君
玄葉光一郎君 島 聡君
手塚 仁雄君 中沢 健次君
松崎 公昭君 山岡 賢次君
山名 靖英君 若松 謙維君
春名 真章君 矢島 恒夫君
重野 安正君 横光 克彦君
金子善次郎君

平成十五年十月三日(金曜日)
午前九時三十分開議

出席委員 遠藤 武彦君

理事 荒井 広幸君 理事 岩永 峯一君
理事 佐藤 勉君 理事 八代 英太君
理事 安住 淳君 理事 黄川田 徹君
理事 武正 公一君 理事 榎屋 敬悟君
理事 矢島 恒夫君 理事 伊藤信太郎君
理事 浅野 勝人君

上川 陽子君
左藤 章君
滝 実君
谷本 龍哉君
平沢 勝栄君
宮路 和明君
吉田六左門君
伊藤 忠治君
大出 彰君
島 聡君
永田 寿康君
山名 靖英君
春名 真章君
横光 克彦君

川崎 二郎君
佐田玄一郎君
谷 洋一君
菱田 嘉明君
平林 鴻三君
山本 幸三君
荒井 聰君
生方 幸夫君
玄葉光一郎君
手塚 仁雄君
山岡 賢次君
若松 謙維君
重野 安正君
金子善次郎君

総務大臣
内閣府副大臣
総務副大臣
総務副大臣
総務大臣政務官
総務大臣政務官
総務大臣政務官
政府特別補佐人
(人事院総裁)
政府参考人
(内閣官房内閣審議官)
政府参考人
(人事院事務総局人材局長)
政府参考人
(人事院事務総局勤務条件局長)
政府参考人
(総務省人事・恩給局長)
政府参考人
(総務省自治行政局公務員部長)
政府参考人
(総務省自治財政政局長)

佐久間健一君
山野 岳義君
久山 慎一君
森 清君
林 省吾君

政府参考人
(総務省郵政行政局長)
総務委員会専門員
野村 卓君
石田 俊彦君

委員の異動
十月三日

野中 広務君 補欠選任 菱田 嘉明君
宮路 和明君 山本 幸三君
中沢 健次君 生方 幸夫君
松崎 公昭君 永田 寿康君

同日

菱田 嘉明君 補欠選任 野中 広務君
山本 幸三君 宮路 和明君
生方 幸夫君 中沢 健次君
永田 寿康君 松崎 公昭君

同日

黄川田徹君が理事を辞任した。

同日

理事林幹雄君九月二十五日委員辞任につき、その補欠として岩永峯一君が理事に当選した。

九月二十六日

国家公務員法及び自衛隊法の一部を改正する法律案(玄葉光一郎君外四名提出、第百五十一回国会衆議院第五八号)
独立行政法人通則法の一部を改正する法律案(玄葉光一郎君外四名提出、第百五十一回国会衆議院第五九号)
特殊法人の役員等の報酬等の規制に関する法律案(玄葉光一郎君外四名提出、第百五十一回国会衆議院第六〇号)

聴覚障害者の利便の増進に資する字幕番組の提供の促進のための放送法及び有線テレビジョン放送法の一部を改正する法律案(大島章宏君外二名提出、第百五十三回国会衆議院第三号)

特定非常利活動の促進のための地方税法の一部を改正する法律案(岡田克也君外八名提出、第百五十四回国会衆議院第六号)

地方自治確立基本法案(黄川田徹君外一名提出、第百五十六回国会衆議院第二七号)

住民基本台帳法の一部を改正する法律案(河村たかし君外四名提出、第百五十六回国会衆議院第五一号)

日本放送協会平成十三年度財産目録、貸借対照表及び損益計算書
同月二十九日
一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案(内閣提出第二号)

特別職の職員の給与に関する法律及び二千五百年日本国際博覧会政府代表の設置に関する臨時措置法の一部を改正する法律案(内閣提出第三号)は本委員会に付託された。

九月二十九日
国から地方への税源移譲を基本とする三位一体改革の実現に関する意見書(札幌市議会(第一号))

携帯電話の利便性の向上と料金引き下げに関する意見書(北海道留萌市議会(第二一七号))
携帯電話の利便性の向上と料金引き下げに関する意見書(北海道紋別市議会(第二一三三号))
携帯電話の利便性の向上と料金引き下げに関する意見書(北海道士別市議会(第一四四号))
携帯電話の利便性の向上と料金引き下げに関する意見書(北海道名寄市議会(第一五五号))
携帯電話の利便性の向上と料金引き下げに関する意見書(北海道名寄市議会(第一五五号))

意見書(北海道歌志内市議会(第一六号)) 携帯電話の利便性の向上と料金引き下げに関する意見書(北海道伊達市議会(第一七号)) 携帯電話の利便性の向上と料金引き下げに関する意見書(北海道八雲町議会(第一八号)) 携帯電話の利便性の向上と料金引き下げに関する意見書(北海道倶知安町議会(第一九号)) 意見書(北海道岩内町議会(第二〇号)) 携帯電話の利便性の向上と料金引き下げに関する意見書(北海道余市町議会(第二一号)) 意見書(北海道上砂川町議会(第二二号)) 携帯電話の利便性の向上と料金引き下げに関する意見書(茨城県古河市議会(第二三号)) 意見書(埼玉県江南町議会(第二四号)) 意見書(埼玉県寄居町議会(第二五号)) 意見書(埼玉県沼南町議会(第二六号)) 意見書(千葉県岬町議会(第二七号)) 意見書(新潟県村松町議会(第二八号)) 意見書(石川県加賀市議会(第二九号)) 意見書(石川県松任市議会(第三〇号)) 意見書(甲府市議会(第三一号)) 意見書(長野県北御牧村議会(第三二号)) 意見書(奈良県下市町議会(第三三号)) 意見書(広島県尾道市議会(第三四号)) 意見書(広島県音戸町議会(第三五号)) 携帯電話の利便性の向上と料金引き下げに関する意見書(山口県大島町議会(第三六号)) 意見書(山口県秋穂町議会(第三七号)) 意見書(香川県宇多津町議会(第三八号)) 意見書(高知県佐川町議会(第三九号)) 意見書(福岡県須田町議会(第四〇号)) 意見書(福岡県別府市議会(第四一号)) 意見書(大分県別府市議会(第四二号)) 意見書(北海道中川町議会(第四三号)) 意見書(北海道足寄町議会(第四四号)) 意見書(青森県三厩村議会(第四五号)) 意見書(秋田県上小阿仁村議会(第四六号)) 意見書(茨城県七会村議会(第四七号)) 意見書(茨城県鉾田町議会(第四八号)) 意見書(茨城県麻生町議会(第四九号)) 意見書(茨城県三和町議会(第五〇号)) 意見書(群馬県赤城村議会(第五〇号)) 意見書(埼玉県大滝村議会(第五一号)) 意見書(千葉県横芝町議会(第五二号)) 意見書(新潟県川西町議会(第五三号)) 意見書(福井県議会(第五四号)) 意見書(長野県梓川村議会(第五五号)) 三位一体の改革の早期実現に関する意見書(長野県坂城町議会(第五六号)) 三位一体の改革に関する意見書(岐阜県岐南町議会(第五七号)) 三位一体の改革の早期実現に関する意見書(岐阜県八幡町議会(第五八号)) 三位一体の改革の早期実現に関する意見書(岐阜県東白川村議会(第五九号)) 三位一体の改革の早期実現に関する意見書(愛知県美和町議会(第六〇号)) 三位一体の改革の早期実現に関する意見書(愛知県大治町議会(第六一号)) 三位一体の改革の早期実現に関する意見書(滋賀県中主町議会(第六二号)) 三位一体の改革の早期実現に関する意見書(滋賀県野洲町議会(第六三号)) 三位一体の改革の早期実現に関する意見書(兵庫県上月町議会(第六四号)) 三位一体の改革の早期実現に関する意見書(兵庫県津名郡一宮町議会(第六五号)) 三位一体の改革の早期実現に関する意見書(岡山県熊山町議会(第六六号)) 三位一体の改革の早期実現に関する意見書(岡山県美星町議会(第六七号)) 三位一体の改革の早期実現に関する意見書(岡山県大佐町議会(第六八号)) 三位一体の改革の早期実現に関する意見書(岡山県新庄村議会(第六九号)) 三位一体の改革の早期実現に関する意見書(広島県安芸津町議会(第七〇号)) 三位一体の改革の早期実現に関する意見書(愛媛県上浦町議会(第七一号)) 三位一体の改革の早期実現に関する意見書(福岡県吉富町議会(第七二号)) 三位一体の改革の早期実現に関する意見書(熊本県西原村議会(第七三号)) 三位一体の改革の早期実現に関する意見書(熊本県水上村議会(第七四号)) 三位一体の改革の実現に関する意見書(大分県議会(第七五号)) 三位一体の改革の早期実現に関する意見書(沖縄県今帰仁村議会(第七六号)) 三位一体の改革の早期実現に関する意見書(栃木県栗野町議会(第七七号)) 真の地方分権確立に向けた三位一体の改革の実現に関する意見書(北海道伊達市議会(第七八号)) 真の地方分権社会の構築に向けた三位一体の改革の実現に関する意見書(滋賀県議会(第七九号)) 税源移譲を基本とする三位一体改革の早期実現に関する意見書(北海道紋別市議会(第八〇号)) 税源移譲を基本とする三位一体改革に関する意見書(北海道深川市議会(第八一号)) 税源移譲を基本とする三位一体改革の早期実現に関する意見書(山形県寒河江市議会(第八二号)) 税源移譲を基本とする三位一体の改革の早期実現に関する意見書(茨城県霞ヶ浦町議会(第八三号)) 税源移譲を基本とする三位一体改革の早期実現に関する意見書(群馬県太田市議会(第八四号)) 税源移譲を基本とする三位一体改革の早期実現に関する意見書(埼玉県春日部市議会(第八五号)) 税源移譲を基本とする三位一体改革の早期実現に関する意見書(大阪府吹田市議会(第八六号)) 税源移譲を基本とする三位一体改革の早期実現に関する意見書(大阪府東大阪市議会(第八七号)) 税源移譲を基本とする地方分権の確立に関する意見書(大分市議会(第八八号)) 三位一体の改革の早期実現に関する意見書(北海道女満別町議会(第八九号)) 地方分権の推進のための三位一体改革に関する意見書(北海道議会(第九〇号)) 地方自治の充実・強化に関する意見書(北海道地方自治の充実・強化に関する意見書(北海道伊達市議会(第九一号)) 地方自治の充実・強化に関する意見書(北海道伊達市議会(第九二号))	三位一体の改革の早期実現に関する意見書(長野県坂城町議会(第五六号)) 三位一体の改革に関する意見書(岐阜県岐南町議会(第五七号)) 三位一体の改革の早期実現に関する意見書(岐阜県八幡町議会(第五八号)) 三位一体の改革の早期実現に関する意見書(岐阜県東白川村議会(第五九号)) 三位一体の改革の早期実現に関する意見書(愛知県美和町議会(第六〇号)) 三位一体の改革の早期実現に関する意見書(愛知県大治町議会(第六一号)) 三位一体の改革の早期実現に関する意見書(滋賀県中主町議会(第六二号)) 三位一体の改革の早期実現に関する意見書(滋賀県野洲町議会(第六三号)) 三位一体の改革の早期実現に関する意見書(兵庫県上月町議会(第六四号)) 三位一体の改革の早期実現に関する意見書(兵庫県津名郡一宮町議会(第六五号)) 三位一体の改革の早期実現に関する意見書(岡山県熊山町議会(第六六号)) 三位一体の改革の早期実現に関する意見書(岡山県美星町議会(第六七号)) 三位一体の改革の早期実現に関する意見書(岡山県大佐町議会(第六八号)) 三位一体の改革の早期実現に関する意見書(岡山県新庄村議会(第六九号)) 三位一体の改革の早期実現に関する意見書(広島県安芸津町議会(第七〇号)) 三位一体の改革の早期実現に関する意見書(愛媛県上浦町議会(第七一号)) 三位一体の改革の早期実現に関する意見書(福岡県吉富町議会(第七二号)) 三位一体の改革の早期実現に関する意見書(熊本県西原村議会(第七三号)) 三位一体の改革の早期実現に関する意見書(熊本県水上村議会(第七四号)) 三位一体の改革の実現に関する意見書(大分県議会(第七五号)) 三位一体の改革の早期実現に関する意見書(沖縄県今帰仁村議会(第七六号)) 三位一体の改革の早期実現に関する意見書(栃木県栗野町議会(第七七号)) 真の地方分権確立に向けた三位一体の改革の実現に関する意見書(北海道伊達市議会(第七八号)) 真の地方分権社会の構築に向けた三位一体の改革の実現に関する意見書(滋賀県議会(第七九号)) 税源移譲を基本とする三位一体改革の早期実現に関する意見書(北海道紋別市議会(第八〇号)) 税源移譲を基本とする三位一体改革に関する意見書(北海道深川市議会(第八一号)) 税源移譲を基本とする三位一体改革の早期実現に関する意見書(山形県寒河江市議会(第八二号)) 税源移譲を基本とする三位一体の改革の早期実現に関する意見書(茨城県霞ヶ浦町議会(第八三号)) 税源移譲を基本とする三位一体改革の早期実現に関する意見書(群馬県太田市議会(第八四号)) 税源移譲を基本とする三位一体改革の早期実現に関する意見書(埼玉県春日部市議会(第八五号)) 税源移譲を基本とする三位一体改革の早期実現に関する意見書(大阪府吹田市議会(第八六号)) 税源移譲を基本とする三位一体改革の早期実現に関する意見書(大阪府東大阪市議会(第八七号)) 税源移譲を基本とする地方分権の確立に関する意見書(大分市議会(第八八号)) 三位一体の改革の早期実現に関する意見書(北海道女満別町議会(第八九号)) 地方分権の推進のための三位一体改革に関する意見書(北海道議会(第九〇号)) 地方自治の充実・強化に関する意見書(北海道地方自治の充実・強化に関する意見書(北海道伊達市議会(第九一号)) 地方自治の充実・強化に関する意見書(北海道伊達市議会(第九二号))
--	---

地方自治の充実・強化に関する意見書(北海道
北檜山町議会)(第九三三号)
地方自治の充実・強化に関する意見書(新潟県
津南町議会)(第九四四号)
地方財源の充実強化を基本とする三位一体の改
革に関する意見書(甲府市議会)(第九五五号)
地方自治の充実・強化に関する意見書(長野県
諏訪市議会)(第九六六号)

十月二日

携帯電話の利便性の向上と料金引き下げに關する意見書(北海道岩見沢市議会)(第五五九号)
携帯電話の利便性の向上と料金引き下げに關する意見書(北海道虻田町議会)(第五六〇号)
携帯電話の利便性の向上と料金引き下げに關する意見書(北海道白老町議会)(第五六一号)
携帯電話の利便性の向上と料金引き下げに關する意見書(北海道白糠町議会)(第五六二号)
携帯電話の利便性の向上と料金引き下げに關する意見書(福島県いわき市議会)(第五六三三号)
携帯電話の利便性の向上と料金引き下げに關する意見書(茨城県阿見町議会)(第五六四号)
携帯電話の利便性の向上と料金引き下げに關する意見書(茨城県利根町議会)(第五六五号)
携帯電話の利便性の向上と料金引き下げに關する意見書(埼玉県上尾市議会)(第五六六号)
携帯電話の利便性の向上と料金引き下げに關する意見書(埼玉県桶川市議会)(第五六七号)
携帯電話の利便性の向上と料金引き下げに關する意見書(埼玉県松伏町議会)(第五六八号)
携帯電話の利便性の向上と料金引き下げに關する意見書(東京都調布市議会)(第五六九号)
携帯電話の利便性の向上と料金引き下げに關する意見書(金沢市議会)(第五七〇号)
携帯電話の利便性の向上と料金引き下げに關する意見書(愛知県清洲町議会)(第五七一号)
携帯電話の利便性の向上と料金引き下げに關する意見書(兵庫県相生市議会)(第五七二号)
携帯電話の利便性の向上と料金引き下げに關する意見書(福岡県粕屋町議会)(第五七三三号)
携帯電話の利便性の向上と料金引き下げに關する意見書(福岡県粕屋町議会)(第五七三三号)

第一類第二号

総務委員会議録第一号 平成十五年十月三日

る意見書(熊本県荒尾市議会)(第五七四号)
携帯電話の利便性の向上と料金引き下げに關する意見書(大分県臼杵市議会)(第五七五号)
携帯電話の利便性の向上と料金引き下げに關する意見書(宮崎県宮崎市議会)(第五七六号)
携帯電話の利便性の向上と料金引き下げに關する意見書(鹿児島県鹿屋市議会)(第五七七号)
三位一体の改革の早期実現に関する意見書(北海道般法華村議会)(第五七八号)
三位一体の改革の早期実現に関する意見書(宮城縣大郷町議会)(第五七九号)
三位一体の改革の早期実現に関する意見書(秋田縣森吉町議会)(第五八〇号)
三位一体の改革の早期実現に関する意見書(茨城縣阿見町議会)(第五八一号)
税源移譲を基軸とする三位一体の改革の早期実現に関する意見書(群馬県中之条町議会)(第五八二号)
三位一体の改革の早期実現に関する意見書(静岡県金谷町議会)(第五八三三号)
三位一体の改革の早期実現に関する意見書(静岡県新居町議会)(第五八四号)
三位一体の改革の早期実現に関する意見書(愛知県弥富町議会)(第五八五号)
三位一体の改革の早期実現に関する意見書(熊本縣西合志町議会)(第五八六号)
三位一体の改革の早期実現に関する意見書(熊本縣球磨村議会)(第五八七号)
三位一体の改革に関する意見書(沖縄県多良間村議会)(第五八八号)
自治体財源の確保・充実を基本とする三位一体の改革の早期実現に関する意見書(徳島県上勝町議会)(第五八九号)
住民不在の市町村合併をなくし、地方自治の充実と強化に関する意見書(福島県飯館村議会)(第五九〇号)
税源移譲を基本とする三位一体改革の早期実現に関する意見書(愛知県江南市議会)(第五九一三三号)
地方自治の充実・強化に関する意見書(北海道

新篠津村議会)(第五九二二二号)
地方税財源充実強化のための三位一体の改革の早期実現に関する意見書(埼玉県吉田町議会)(第五九三三三号)
地方自治の充実・強化に関する意見書(長野県大町市議会)(第五九四四号)
地方自治の充実・強化に関する意見書(長野県飯山市議会)(第五九五五号)
地方自治の充実・強化に関する意見書(長野県波田町議会)(第五九六六号)
地方自治の充実・強化に関する意見書(長野県池田町議会)(第五九七七号)
地方分権推進と真の地方自治の確立に関する意見書(長野県牟礼村議会)(第五九八八号)
地方自治の充実・強化に関する意見書(長野県小川村議会)(第五九九九号)
地方自治の充実・強化に関する意見書(長野県栄村議会)(第六〇〇〇号)
地方自治の充実・強化に関する意見書(島根県大田市議会)(第六〇一一号)
地方自治の充実・強化に関する意見書(沖縄県多良間村議会)(第六〇二二号)
は本委員会に参考送付された。

本日の会議に付した案件

理事の辞任及び補欠選任
国政調査承認要求に関する件
政府参考人出頭要求に関する件
一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案(内閣提出第二号)
特別職の職員の給与に関する法律及び二千五十年日本国際博覧会政府代表の設置に関する臨時措置法の一部を改正する法律案(内閣提出第三号)
公務員の制度及び給与並びに恩給に関する件(人事院勧告)

○遠藤委員長 これより会議を開きます。

この際、去る九月二十六日の議院運営委員会における理事の各会派割当基準の変更等に伴い、理

事の辞任及び補欠選任を行います。
まず、理事の辞任についてお諮りいたします。
理事黄川田徹君から、理事辞任の申し出があります。これを許可するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○遠藤委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

次に、理事の補欠選任についてお諮りいたします。

ただいまの理事辞任並びに委員異動に伴い、現在理事が二名欠員となっております。その補欠選任につきましては、先例により、委員長において指名するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○遠藤委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

それでは、理事に

岩永 峯一君 矢島 恒夫君
を指名いたします。

○遠藤委員長 次に、国政調査承認要求に関する件についてお諮りいたします。

国政に関する調査を行うため、本会期中行政機構及びその運営に関する事項
公務員の制度及び給与並びに恩給に関する事項
地方自治及び地方税財政に関する事項
情報通信及び電波に関する事項
郵政事業に関する事項
消防に関する事項

以上の各事項について、衆議院規則第九十四条の規定により、議長に対して承認を求めたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○遠藤委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

○遠藤委員長 この際、麻生総務大臣、山口総務副大臣、田端総務副大臣、吉田総務大臣政務官、

平沢総務大臣政務官及び世耕総務大臣政務官から発言を求められておりますので、順次これを許します。麻生総務大臣。

○麻生国務大臣 総務委員会の審議に先立ちまして、一言ごあいさつを申し上げさせていただきますと存じます。

総務大臣を拝命いたしました麻生太郎です。総務省は、御存じのように、国民生活に密着した、極めて幅広い行政分野というものを所管しておる役所でもありますし、日本の行政の基本的構造に大きな責任を有する役所でもあり、小泉内閣が進める構造改革には、こうした立場から積極的に取り組む所存であります。

行政改革につきましては、行政改革担当大臣等と連携をいたしつつ、特殊法人の改革、公務員制度の改革、また公益法人改革等に取り組んでまいります。

また、治安部門、よく話題になっておるところであります。急を要する部門には適切に定員を配置し、さらなる減量、効率化につきましては、政府全体として定員のスリム化に努めるとともに、独立行政法人の事務事業の整理縮小に頑張つてまいりたいと思っております。

さらに、各府省庁の政策評価結果の政策、予算等への反映、評価の質の向上、また、情報公開制度の適正な運用などを推進いたします。

国家公務員の給与改定につきましては、去る八月の人事院勧告どおり改定を行うため、所要の法案を今国会に提出させていただいたところであります。ぜひ、各委員の御理解、御協力のほどをよろしくお願い申し上げます。

地方分権につきましては、地方にできることは地方にとの原則に基づいて、積極的に推進をいたしたいと存じます。特に、市町村合併につきましましては、平成十七年五月の合併特例法の期限までに十分な成果が上げられますよう、引き続き強力に推進をいたしたいと存じます。

地方税財政制度につきましては、おおむね四兆円をめどとする国庫補助負担金の廃止・縮減、また基幹税の充実を基本とした税源の移譲、そし

て、地方交付税の見直しから成ります三位一体の改革を進めてまいります。

ITにつきましては、世界一安くて速いブロードバンド環境が実現をいたしました。今後は、いまだ不十分なその利活用を促進して、いわゆるコンテンツの利用を促進して、日本発の新しいIT社会の構築を目指しまして、早期に世界最先端のIT国家実現に取り組んでまいりたいと存じます。

また、電子タグ、情報家電に代表されるユビキタスネットワーク、例の、いつでもどこでもどこからでもというユビキタスネットワークの実現や研究開発を通じて、情報の安全、セキュリティ確保等に全力を挙げたいと思っております。

IT関連新規事業というものを創出していくというのには大事なことだと思っておりますが、競争環境整備の推進とともに、電波の再配分のための給付金制度の創設など、電波制度改革に取り組ま

す。また、本年十二月開始を予定しております地上デジタル放送の円滑な導入や、アジア・ブロードバンド計画などのIT国際戦略には積極的に取り組みたいと存じます。

電子政府、電子自治体につきましても、インターネットでの多様な行政サービスの提供やIT化に対応した業務改革への取り組み、あわせて、その基盤となります行政機関個人情報保護法の施行に向けた準備を進めます。

郵政事業につきましては、日本郵政公社の健全な経営が確保され、国民の皆様信頼されるよう努めてまいります。

今後の郵政事業のあり方につきましては、総理の方針に基づき、総理の懇談会の報告書にも示されているさまざまな論点につきましましては、幅広く国民的議論を行い、利用者の利便性の一層の向上を図られ、職員が意欲を持って職務に取り組むことができ、かつ国全体の観点からもプラスとなるよう、積極的に貢献をしてまいりたいと思っております。消防行政につきましては、大規模地震等に対す

る対策を強力に推進いたします。大規模災害における緊急消防援助隊の緊急対応体制の充実等、消防防災全般にわたる施策の充実強化を図りたいと思っております。

副大臣及び大臣政務官ともども、全力を尽くしてまいりますので、遠藤委員長初め、理事、委員の皆様方の特段の御指導をよろしくお願い申し上げます。ごあいさつに代えてさせていただきます。

(拍手)

○遠藤委員長 次に、山口総務副大臣。

○山口副大臣 このたび総務副大臣を拝命いたしました山口俊一でございます。

麻生大臣を懸命に補佐し、務めてまいりたいと思っておりますので、皆様方の御指導を何分よろしくお願い申し上げます。

ありがとうございます。(拍手)

○遠藤委員長 次に、田端総務副大臣。

○田端副大臣 このたび総務副大臣を拝命いたしました田端正広でございます。

麻生大臣のもと、しっかりと汗をかいてまいりたいと思っておりますので、どうぞ皆様方、格段の御指導のほどよろしくお願いいたします。

ありがとうございます。(拍手)

○遠藤委員長 次に、吉田総務大臣政務官。

○吉田(六)大臣政務官 このたび総務大臣政務官再任をいただきました吉田六左エ門でございます。

麻生大臣、山口、田端副大臣、お支えを申し上げさせていただいて、委員会のスムーズなる運営、このことに努力をしていきたい。

各位の格別なる御指導をちょうだいできますようお願いを申し上げます。ごあいさつにします。

ありがとうございます。(拍手)

○遠藤委員長 次に、平沢総務大臣政務官。

○平沢大臣政務官 このたび総務大臣政務官を拝命いたしました平沢勝栄でございます。

皆さん方の格別の御指導、御鞭撻をよろしくお願い申し上げます。(拍手)

○遠藤委員長 次に、世耕総務大臣政務官。

○世耕大臣政務官 このたび総務大臣政務官を拝命いたしました世耕弘成でございます。

麻生大臣、山口、田端副大臣を補佐して、全力を尽くしてまいりたいと思っておりますので、皆様方の御指導をよろしくお願い申し上げます。(拍手)

○遠藤委員長 次に、公務員の制度及び給与並びに恩給に関する件、特に人事院勧告について調査を進めます。

去る八月八日の一般職の職員の給与についての報告及び給与の改定に関する勧告につきまして、人事院から説明を聴取いたします。人事院総裁中島忠能君。

○中島政府特別補佐人 本年八月八日に行いました人事院勧告について御説明いたします。

まず、職員の給与に関する報告及び勧告について申し上げます。

本年四月時点における官民の給与較差がマイナスイナス四千五百四十四円、率でマイナスイナス・〇七％となったことを踏まえ、俸給については、すべての級のすべての俸給月額について、平均で一・一％引き下げることいたします。

また、諸手当については、民間の支給実態等を踏まえ、配偶者に係る扶養手当の額を五百円減額して一万三千五百円とし、自宅に係る住居手当を新築・購入から五年間に限定することといたします。

通勤手当については、交通機関等利用者の手当額の算定方法を低廉な六カ月定期券等の価額による一括支給に改めるとともに、金額支給限度額を五万五千円といたします。また、自動車等使用者に係る手当について、民間の支給実態に合わせた改定を行うことといたします。

調整手当の異動保障については、いわゆるワンタッチ受給を防止するため、調整手当支給地域における在勤期間が六カ月を超えることを異動保障の支給要件とします。また、激変緩和という異動保障の趣旨を徹底するため、支給期間を二年間に短縮し、二年目の支給割合を現行の八割に引き下げることにします。

ボーナスについては、民間のボーナスの支給制

合との均衡を図るため、支給月数を〇・二五五分引き下げることにします。

実施時期については、公布の日の属する月の翌月の初日としておりますが、通勤手当、調整手当については平成十六年四月一日から実施することとします。なお、官民較差相当分の解消については、昨年の国会の附帯決議等を踏まえ、四月の給与に官民較差の率を乗じて得た額を基本とし、十二月の期末手当の額で減額調整を行うこととします。

このほか、寒冷地手当について、速やかに全国的な支給実態の調査を行い、その結果を踏まえた検討を行うことにします。

次に、公務員制度改革に関する報告について申し上げます。

公務員制度改革が国民の批判に正面からこたえ、国民から支持される実効ある改革となるためには、各方面でオープンな議論が行われる必要があります。こうした議論に資するため、公務員制度改革が向かうべき方向性などについて見解を表明いたしました。

具体的には、試験や研修等を初めとする公務員人事管理の中立公正性、労働基本権の制約下における代償機能の適切な発揮の仕組み、能力等級制の議論の前提となる事項、天下り問題などについて見解を表明しております。

以上、本年の報告及び勧告の概要を御説明申し上げます。

総務委員会の皆様におかれましては、人事院勧告制度の意義や役割に深い理解を示され、この勧告を速やかに実施していただけるよう衷心よりお願い申し上げます。

○遠藤委員長 以上で人事院からの説明は終わりました。

○遠藤委員長 次に、内閣提出、一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案及び特別職の職員の給与に関する法律及び二千五百年日本国際博覧会政府代表の設置に関する臨時措置法

の一部を改正する法律案の両案を一括して議題といたします。

順次趣旨の説明を聴取いたします。麻生総務大臣。

一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案

特別職の職員の給与に関する法律及び二千五百年日本国際博覧会政府代表の設置に関する臨時措置法の一部を改正する法律案

〔本号末尾に掲載〕

○麻生国務大臣 一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案及び特別職の職員の給与に関する法律及び二千五百年日本国際博覧会政府代表の設置に関する臨時措置法の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

まず、一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案について御説明を申し上げます。

本年八月八日、一般職の職員の給与の改定に関する人事院勧告が提出をされております。政府といたしましては、その内容を検討いたしました結果、勧告どおり実施することが適当であると認めております。一般職の職員の給与に関する法律等について所要の改正を行うこととし、ここにこの法律案を提出した次第であります。

次に、法律案の内容について、その概要を御説明申し上げます。

まず、一般職給与法の改正について申し上げます。

第一に、俸給表のすべての俸給月額を、人事院勧告どおり改定することとしております。

第二に、扶養手当につきましては、配偶者に係る支給月額を一万三千五百円に引き下げることにしております。

第三に、期末手当の支給割合を年間〇・二五五分、期末特別手当の支給割合を年間〇・二二分、それぞれ引き下げることにしております。

第四に、職員がその在勤する地域を異にして異動した場合等における調整手当について、その支給要件を六カ月を超える異動等に限定するとともに、その支給期間を異動等の日から二年間に短縮し、さらに二年目についてはその支給割合を異動等の前の八割に減じることとしております。

第五に、通勤手当につきましては、交通機関等利用者に係る手当を、六カ月を超えない期間を単位として一括で支給すること等としております。

このほか、初任給調整手当、住居手当及び非常勤の委員等に支給する手当について、人事院勧告どおり改定することとしております。

次に、任期付研究員法及び任期付職員法の改正について申し上げます。

第一に、任期付研究員及び特定任期付職員に適用する俸給表のすべての俸給月額を改定することとしております。

第二に、期末手当について、支給割合を年間〇・二二分引き下げることにしております。

以上のほか、施行期日、この法律の施行に関し必要な経過措置等について規定をすることとしております。

引き続きまして、特別職の職員の給与に関する法律及び二千五百年日本国際博覧会政府代表の設置に関する臨時措置法の一部を改正する法律案について御説明を申し上げます。

本法律案は、特別職の職員の給与につきまして、一般職の職員の給与改定にあわせて、所要の改正を行うおとすものであります。

すなわち、内閣総理大臣等の特別職の職員の俸給月額及び期末手当等について、一般職の職員の給与改定に準じた措置を行うほか、この法律の施行期日等について規定することとしております。

以上が、これらの法律案の提案理由及び内容の概要であります。

何とぞ、慎重御審議の上、速やかに御賛同あらんことをお願い申し上げます。

○遠藤委員長 これにて両案についての趣旨の説明は終わりました。

○遠藤委員長 この際、お諮りいたします。

両案審査のため、本日、政府参考人として内閣官房内閣審議官春田謙君、人事院事務局人材局長佐久間健一君、人事院事務局総務条件局長山野岳義君、総務省人事・恩給局長久山慎一君、総務省自治行政局公務員部長森清君、総務省自治財政局長林省吾君及び総務省郵政行政局長野村卓君の出席を求め、説明を聴取いたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○遠藤委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

○遠藤委員長 これより質疑に入ります。

質疑の申し出がありますので、順次これを許します。玄葉光一郎君。

○玄葉委員 玄葉光一郎です。

麻生大臣の就任のあいさつに対して、特に地方分権、後で武正議員からも議論があるうかと思えますけれども、時間があれば少し郵政の話をしていただきたいというふうに思います。

まず冒頭、麻生大臣は、ことしの八月二十七日、二十一世紀臨調の知事・市長連合会議という、岩手県知事を初めとする方々が国庫補助負担金の見直しに関する緊急提言というのを出された、それを恐らく読まれたと思いますし、直接要請を受けたのではないかとこのように思います。

簡単に内容を申し上げますと、平成十五年度予算では、都道府県に対しては国庫補助負担金の総額が約十一兆円、その十一兆円を精査したところ、九兆円について、十一兆円のうちの九兆円について廃止をして、そのうち八兆円を税源移譲してくれ、こういう内容でありますけれども、これをどういうふうな受けとめましたか。

○麻生国務大臣 直接要請を受けたわけではございません。まだ着任をして四日か五日ですから、とてもさようなわけには、そこまでいつておらぬのですけれども。

この考え方につきましては、地方分権改革推進会議が示しております十一項目に含まれております。

す国庫補助金等について、あちらの方では、簡単に言えば十一兆の八兆というので、これは全体で二十一兆円の話なんだと思いますので、そういう意味では、私どもとしては、四兆に比べて十一兆の方がより積極的なのではないかと、ところが多分おっしゃりたいところなんだとおっしゃるんです。

この内容というのは、実にいろいろなところがありますので、この数字の表、これだけ玄葉先生に渡して。この数字を渡してもらった方が話が早いから。ほかの方に回すと、ちよつと経費がかかりますので、一枚だけで勘弁してください。あとはコピーをそちらでいただいていた方がいいと思います。この図を見ていただくのとわかりやすいんだと思うんですが、社会保障関係費というのが、全体の二十兆四千万のうちの十一兆を占めておると、これが実態なんです。この実態の中からは、これはなかなかさわられぬ部分なんだと思うんです。

その左側の黒い部分のところを見ていただくとわかると思うんですが、その十一兆一千億円のうのは、これはちよつとなかなかさわりにくい部分だろう、当然のこととしてそう思われます。また、右側の方に、約九兆円のものが入っているんですが、その中で、義務教育の負担金とか、また、いわゆる政府で決めた負担金というのが、義務として与えている部分がありますので、その意味からいいますと、簡単になかなかいいないところでもあります。

私どもとしては、この国庫補助金の見直しというのは、これは個別に徹底的に洗わなきゃいかぬことは確かなんです。同時に、補助金の大半、というのは、これは法律で決められている部分というのがありますので、これを義務として課している以上、きちんとそこで出さなきゃいかぬというところになりますので、何となくそこところは簡単にはいかないところであることは、もう御存じのとおり。

それを全部交付金に変えろという御意見もありますけれども、一部の知事の方も言っておられる

ことも知らないわけではありませんが、内容の見直しを全然しないで全部交付金で渡しちゃうというの、またいかげんなものかというところでもあります。これは、向こう三年間の間に四兆円というのを政府としては目指しておりますので、いろいろ内容をきっちり洗った上で、四兆円以上けるものならいいところでもありませんし、また、政府として削った方がいいけれども、地方はそれによつて丸々どうにもなくなつたというのでは、これは成り立たないことになっていくので、よくよく詰めた上で事を進めていきたいと思っております。

○玄葉委員 各知事さんたちが現場感覚で、私の名前も玄葉ですが、現場感覚でまさに積み上げてこの結論を出したんだと私は思います。尊重したいと思ひます。

二十・五兆あるいは計算の仕方によつては二十一兆、補助金とか負担金が確かにあります。都道府県に於ける十一兆のうちの九兆円を見直しの対象にしよう、これを積み上げてそういう結論を出したというところは、どういふことかということをよく考えなきゃいけないんじゃないかというふうに思ひます。

民主党も、実は、市町村分も含めて、都道府県は、都道府県に於ける国庫補助負担金を対象にしましたから十一兆円ということなんですけれども、社会保障費を単純に抜いたということではなくて、市町村分を入れれば確かに、国保とか老人医療とかあるいは介護保険とかということがあります。だけれども、そういう保険だつて、保険の再編の仕方によつては、額は削減できないけれども、それぞれ地域の責任ですよということ、これから言うことは可能だと思ひます。

ですから、二十兆あるいは二十一兆全体をまづ真つさらな気持ちで見直しの対象にして、我々民主党政は、十八兆円、対象になると思ひます。例えば生活保護とか、そういうものは対象にならない。あるいは災害とか、そういうものも対象にならないけれども、十八兆は十分対象になり得る。そのうち、財源を使つて五・五兆は住民税に

所得税から振りかえる。残りの部分について、さつき大臣がおっしゃつたように、交付金に変えていこうじゃないか、こういう考え方なんです、基本的な考え方は。

政府の四兆円というのは、確かに余りにも絵が小さいというのか、一体どういふ、国と地方の關係というか、国家像を描いて四兆円という数字を出されてきているのか、私にはわからないんです。

私の演説ばかりしてもしょうがないんですが、先般も北欧に行きました。ノルウェーとかフィンランドという国は、人口が四百万人とか五百万人台ですね。北海道は五百六、七十万ぐらい、たしかあるんじゃないですか。緯度は北欧の方が高い。一人当たりの所得水準は、それぞれ豊かか豊かでないかという議論はあるけれども、一定のレベルに達している。黒字も出している。

何が言いたいのかというと、一定の人口があれば日本人なら間違いなく、三百万、四百万あれば国家経営でまざるぐらいの人材、資源というのはあると私は思っているんです。すべての都道府県で外交、防衛をやれと言っているわけでももちろんありません。そのぐらゐに考えて制度設計をするぐらゐの気持ちじゃないと、本来持っている地域の潜在力というのは発揮できない。私は、今の日本政府というのは、残念ながら、その潜在力にふたをしてしまつていて、そのふたをあけてあげればいいんだけれども、ずっとふたをしていて状態にあるというのが今の日本の政治の現状だと私は思っているんです。

だから、何で四兆円、一步一步着実になんて言っている、そういう麻生大臣の時代認識には私は思えないんですよ。今までの御発言を聞いていて、こんなレベルで満足するような麻生さんじゃないと思ひます。どうですか。

○麻生国務大臣 所変われば品変わるという話があるところかもしれないけれども、今言われたお話ですけれども、その十八兆の数字の中を全部洗つたわけではありませんで、玄葉先生の言われるように、それがちよつと、今すぐこの場でい

とか悪いとか申し上げるわけにいかないんですが、今、知事会の方に、知事会としてどういふ案があるんですか、これは政府としては四兆円と言っている、おたくじゃどうですか。ほかに、全国市議会議員会とか県会議長会とか市町村長会とか、いろいろ、六団体ありますので、ぜひ、どういふ案にすればいいと思ひますという案はそちらの方で出してもらいたいということで申し上げておるところであります。近々いただけるんですが。

ただ、玄葉先生御存じのように、これは知事会の県知事さんの意見と市町村長会の意見とはかなりギャップがあるので、それはそつちでまとめなきゃだめよという話も同時にあわせて申し上げておるところなんです。これは、市町村と県との意見というのはなかなか違ふんじゃないかなという勘だけはするんですけれども、もう少し詰めさせていただいで、今言われましたように、これがさらにできるのであれば、現場の意見というのは当然尊重されるべきものだと思ひます。

○玄葉委員 私が解説するの必要はないんですけれども、結局、都道府県と市町村で一番違ふのは、推測も含めて言う、税源移譲したときの財政格差をどうするか、恐らくそこが一番だと思ひます。どこまで許容するのかということがありと思ひます。もつと言え、都市部とそうでない地域と、財政格差の議論が一番違ふんだと思ひます。そこは調整をどうするかというのは、まさに政治が最終的に決断をしないといけないんだと思ひます。なかなか法律を、一つ一つの国庫補助金の見直しについて改正しなきゃいけないものもたくさんあるんだ。そのとおりです。だけれども、その法律を改正するのは政治なんです。これは、やるかやらないかということだと思ひます。

私は、研究者も入れて一つ一つ積み上げて、できるなと思ひました。十八兆については、今の都道府県と市町村の能力でできるといふ判断をしました。ですから、麻生大臣、ぜひやってみてください。できるんですよ。

だけれども、私は、残念ながら、総務省の多くの役人も実はできずと思っているわけだけれども、これは政治の問題だと思っているわけですね。当たり前です。やらなきゃいけない、あるいはやるべきなんだけれども、これは政治の構造上できるかできないかの話だ、こう思っているわけですよ。特に、今の自民党の構造でできるんですかと本音では思っているわけですよ、率直に言つて。補助金をもらってきただけから私を応援してくださ、い、全員とは言いませんけれども、そういう選挙で積み上げてきたところが正直あると思うんです。私もかつて自民党にいたけれども、県会議員のときは、よくわかるんです。そういうことが全くできなくなるとい話ですから。これは構造上できるんですか、やるんですかやらないんですかという話なんです。

だから、民主党は踏み切つてやりますということとを宣言している。これは確かに革命的なことです。大変なことでも承知で言っている。だから、分権革命だというぐらゐのこと、我々は、いわゆる政権公約というか、公約の中に盛り込もう、こういう考えであるということです。

これは余りやつていこうとすると、時間がなくなつて肝心なことが聞けなくなつてしまふんですが、簡単に、端的に幾つか各論を聞きます。

三年間で四兆ということですね。我々は全く絵が小さいということは先ほど来から申し上げていますが、例えば、じゃ、この四兆円もどうするか。まさか、補助金だけ削減して税源の移譲はしない、補助金の削減だけ先行する、こんなことは絶対あり得ないですね。イエスカノーかで結構です。

○麻生国務大臣 三位一体と書いてありますとおり、これは三つ一緒にやらぬとどうにもならぬので、一部だけというような話ではない、そのように思っております。

○玄葉委員 では、そのときの税源移譲は基幹税を移譲することですが、何を移譲するんですか。

○麻生国務大臣 基幹税というものの定義、基幹税という言葉はつくられた言葉であつて、基本としたものがあるわけではないんですが、景気変動に余り影響を受けない税ということになりますので、消費税、住民税等々の景気変動を余り受けな、い、と論議をもつて基幹税というように理解をしております。

○玄葉委員 一つだけ、少し細かいんですが、確認のために聞いておきたいんですが、税源移譲するときに、例えば教育の国庫負担金、教職員の給与ですね、そういった義務的経費等については、移譲するときは一〇〇%移譲しますよ、削減しませんよ、こういうことを既に総務省として方針を発表しているというふう聞いていますけれども、これは、例えば四兆円の補助金があつて、半分の二兆円が義務的経費だつたとしますね。では、その二兆円については九七税源移譲の財源にしますよという単なるその意味なのか、マクロ的な意味なのか。いいですか、例えば〇〇県、教職員の国庫負担金だつたら県ですね、〇〇県にとつて、確実にその義務的経費は今までどおり各自自治体にとつてミクロで見て確保されるという意味なのか。どつちなんですか。

○麻生国務大臣 法律で決められておるとい前提に立っておりますので、義務的経費につきましては、決められた額を決められたように渡すことになります。

○玄葉委員 市町村合併の話でありますけれども、先ほど市町村合併に特に力を入れていくというあいさつがありましたが、今、法定協議会ができていくところが五割を超えているということのようでございます。まさに平成の大合併の感があるんですけれども、我々民主党も、市町村合併は基本的には推進です。ただし、プロセスを大事にしよう、合意形成過程を大事にしよう、こういう立場でございます。

ただ、どうも総務省あるいは政府から漏れ聞いたところによると、あるいは新聞報道等とかで拝見すると、人口一万人に満たない自治体について、合併しない場合は、事務を半減して、あるいは

は事務権限を縮小して、都道府県に代行させるか、もしくは強制的に編入するんだ、こういう方針をとうとうかというところのようでありますけれども、そういう方針でいくんですか。

○麻生国務大臣 今、いわゆる三千百と言われる資料があるんですが、今そこに紙をお渡ししたと思うんですが、これでいきますと、簡単に言えば、人口五千人未満のところと、その一番左側になるんですが、一人当たりの財政支出が約百万円を超えるということになります。それがずつと下がって、一人当たりになると、四十万、四十三万八千円と書いてあるんですが、それがだんだん下がっていつて三十万前後で落ちつくんですが、さらに五十万を超えると逆にまた上がり始めるとい、これは財政支出の二つのカーブなので、そういった意味では、約一万人ぐらゐを上回るようになると、大体百万かかったものがその半分ぐらゐになるとい、財政支出の目安として考えておりますが、これは御存じのように、小さなところもいっぱいありまして、二町十何村全部集めて一百万何人とかいうので、面積だけからいってめちやくちや広いというふうな話は、人口比だけでやるのはいかがなものか。

まあ人口比だけでやりまして、選挙区の端から端まで六百三十キロになったとい、東京から神戸までが一つの選挙区みたいになった。北海道にもそういうところはありましたので、何だか人口比だけでやるというのはかなり問題があることは確かだと思ひますが。

ただ、行政経費としてはかなりいろいろな差が出ますので、できるだけということをやっておりますが、今私どものところも似たようなものを幾つも抱えているんですが、なかなか名前が、どうもこの名前じゃ気に入らないとか、あいつが市長の下では絶対やりたくないとか、個人的感情が根っこにあつて、表向きは別の理由でくつていますのが、私たちのところ選挙区でいえば四市十六町あるんですが、なかなか、強引に旗を振っているのは私とはか数名というふうなところ

ろではありますけれども、それでも一応立ち上げることは立ち上げております。

やはりいろいろな意味でこれは大きな事業だと思ひますので、事業として考えていただくぐらゐかなり優遇措置ができておりますので、その優遇措置の間にやつていただくように御理解を得たいと思つております。

○玄葉委員 要は、合併しない自治体、例えば一万人とはつきりなくてもいいんですが、一万人前後、未満みたいな人口規模で、どうしても戦略的に合併しない方がいいというふうな判断をした自治体なんか出てくるわけですから、これから。そういう自治体についても、いわば先ほど申し上げたような事実上の、強制合併をしないというのはわかりませんが、事実上の強制合併、つまり事務権限を縮小したり、あるいは強制的に将来編入する、こういう方針でいくんですか。

○麻生国務大臣 強制的にするつもりもありませんし、これはやはり基本的にはみずからやつていただくので、三千人のまま前にこたわたり、いろいろな理由で、その地域の歴史的な理由もあつたりして、こたわつたところでもどうしてもなるところは出てくることもこれは十分考えられると思つております。

私どもとしては、そういう経営基盤というものの、昔でいえば中学校一個なきやだめとか、いろいろ基準があつたんだと思ひますけれども、そういう組織機構というふうなものを簡素なものにするを、私どもとしては、こつたもの、こつたものを考えて、幾つか合併したところが出ますと、隣が合併した、うちはしなかつた。合併したところの方がよく見えたら、やはりおれのところも合併したらええなという風に、本人というか、村長、町長ではなくて、その町民、村民がその気になつて、合併の機運が盛り上がってくるということが一番の私どもとしての期待なので、その方がいいな。

しかし、やはり、ほら合併してみろ、あんなことになつたじゃないか、合併しなかつた方がよかったなということになるんであれば、それは合

併せぬことになるんですが、その場合は、何で合併した結果が悪くなったかという点は、これは対応として、この点が問題なんだという点はやはり合併した方も対応しないといかぬところだと思ひますので、少なくとも今言われたような点で、強制的にどうするか、差別するとか何とかするということのようなことを意図的にやるつもりはありません。

○玄葉委員 では、強制はしない、事実上の強制もしないということですね。

一問だけ郵政について聞かせていただきたいと思いますが、麻生大臣は、小泉首相の民営化という方針には賛成だ、こういうふうな発言をされているわけでありまして、総理の、民営化の中身については触れていない、しかし、スケジュールについては触れている、この方針。来年度までに具体案をまとめる、二〇〇七年四月から民営化する、こういうスケジュールだけは具体的なんですけれども、このスケジュールどおりやるんですね。イエスカノーかで結構です。

○麻生国務大臣 イエスカノーかであれば、スケジュールに沿ってやりたいと思います。

○玄葉委員 もう一つ。総理大臣は、首相は、郵政民営化を自民党の総選挙の公約にする、こういうふうな言っているわけですが、麻生大臣も同じ考えですか。

○麻生国務大臣 これは、ついこの間まで政務調査会長をしていましたので、それを、公約をつくる方の立場にいたときの習慣がまだ抜けていない点も多々、なきにしもあらずですが、私としては、これは大変やろなという感じは正直いたします。これは大変やろなという感じは正直いたします。これは、よくよくこれは国民的論議を踏まえにやいかぬと、総理もこれは所信で言っておられますので、その点はぜひ入れた上ということなんだと思っております。

これは、よくよく御存じの上で聞いておられるのであれなんですが、やはり、三点、四点はきちんとしておかないかぬと思うんですね。民営化したら民営化した方がよかつたと言われるようなものでないと、民営化の目的は、民営が目的ではない

くて、民営化は手段だと思いますので、民営化をする以上何かよくなったということにならないと、サービスが前より悪くなったのでは、利用していただける国民は全然意味がありませんので、そういった意味では利便性の確保。

それから、そこに従業員約二十八万人、それから、ゆうメイトと言われる、いわゆる補助でいろいろやっておられる方が約十二、三万はいらっしゃると思いますので、それでいくと約三十数万。家族を掛けますと約百万の従業員の生活の安定というのがありますし、やはり国全体としてのメリットというふうないろいろなことを考えて、それがみんなプラスになつていくということにならないとなかなかこの話は具体的にはならぬと思ひますので、どうやればそういうものが具体的にされるかというふうなところが、何とな、経営感覚が全然ない人がつくった経営書というのの余り当てにしないかぬもので、経営感覚というものをある程度入れたところで、皆さんの御期待に沿える民営化というのが望ましいと思っております。

○玄葉委員 そうすると、条件つき民営化みたいな感じで公約に書き込むべきだ、こういうことですね。

○麻生国務大臣 これから先は、実際、もう公約を書く立場に私になりましたので、これはちよつと、総務大臣としての発言、いや、それは個人としてと言われても、やはりこれは総務委員会であつておられますので、総務大臣として、党としての公約にどうのこうのと言えらる立場にはもうなくなりましたので、答弁は差し控させていただきます。

○玄葉委員 それは麻生大臣、わかつておっしゃっているんだと思うんですが、違つておっしゃるんです。つまり、政党が内閣を組織しているわけでありまして、それは言い逃れになつてしまふ。担当大臣、与党を代表して担当大臣になつていて、担当大臣のまま総選挙を迎えるわけですから、これは麻生大臣として、郵政民営化を自民党の公約に入れるか入れないか、責任を持つ

て発言をしていただきたいと思ひます。

○麻生国務大臣 一面当たつては思ひますけれども、同時に、逆に言わせていただくと、これを担当いたします委員会との詰め等々はきちんとしていただければまだありませんので、今の段階で答えられるという段階にはありません。

○玄葉委員 私は、正直、この歯切れの悪さは、私、べた褒めしているんですが、ある面で麻生大臣のまじめさだと思ふんですが、いや、そういうことだと思ふんです。つまり、小泉さんは、公約は大したことない、こう言つちやつたわけですね。だけれども、公約というのは重いんですよ。ある意味では重いから言えないと私は解釈します。重いから言えないんだと。

つまり、選挙の前にそれを約束するということが、各公認候補者はその実現に連帯責任を負うというのが、当然公約の本来のあり方です。だから、多分、麻生大臣は政調会長をおやりになられていて、とてもとても各公認候補者が郵政民営化の実現に連帯責任を負えるものではないだろう、こういう判断があるから、私は歯切れが悪いというふうな判断があるんですが、いかがですか。

○麻生国務大臣 結構歯切れよく答えてはいるつもりなんですが、なかなかそういうぐあいに御理解いただけないところは残念ですけれども、立場として言わせていただければ、今申し上げた以上のことにはならないと思ひます。

○玄葉委員 これ、ぜひお考えいただきたいんです。

先ほど申し上げたように、公約は重いので、極端な話、その公約の実現に連帯責任を負えない人は、私は、政党はその人を公認すべきじゃないし、逆に言えば、その人は政党の公約実現に責任を負えないんだつたら公認を辞退すべきだと、そのぐらゐの選挙に次の選挙はしないと本物の選挙にならないということだと思つてはいますから、ぜひ、公約になるときは、内閣はもちろんだけけれども、担当大臣として、与党と内閣というのは本来一致していきなないわけですから、与党全体、特に自民党の選挙公約であれば自民党全体

をまとめてから出してほしい、このことを最後に申し上げたいと思ひますが、いかがですか。

○麻生国務大臣 ごもつともな点もあらうかと思ひますので、努力はもちろんいたします。

国民的論議を踏まえてというところが一番肝心なところで、国民的論議を踏まえるという点につきましては総理の所信表明でも何度か言つておられますので、そういったところも踏まえて公約を実現するということなんだと思つております。

○玄葉委員 終わります。

○遠藤委員長 次に、武正公一君。

○武正委員 民主党の武正公一でございます。今、玄葉委員から触れておりましたこの郵政事業の民営化について、まず冒頭お聞きをしたいと思ひます。

大臣は、当初の記者会見では正直に難しいというふうな会見をされ、過日の予算委員会ではそれを訂正したというふうには私は理解をしておりますが、総裁選の公約を政権公約にするという明言をして小泉首相、その政権公約では、平成十九年四月民営化をする。来年の秋ごろまでに民営化法案をまとめ、平成十七年、通常国会に改革法案を提出する、これが総裁選の公約でありましたが、先ほど大臣言われたように、所信表明では「国民的議論を行い」という文言が挿入をされておりました、これはお得意の、総理・総裁の最初に花火を打ち上げておいてだんだん落とすところを探っていくやり方かなということ、この郵政事業民営化がどのように自民党の政権公約に盛り込まれるか注視をしておるんですけれども、具体的に総裁選の公約に示された十九年四月民営化、再来年通常国会法案提出、こういった年次を明示しての郵政事業民営化には賛成ということではいいでしょうか。これを、大臣と、郵政事業懇話会事務局長もお務めであつた、今もお務めである山口副大臣にお伺ひします。

そしてまた、あわせて、来週の六日には自民党も政権公約を発表するというのが新聞で書かれておりますが……（発言する者あり）まだですか。自民党政権公約委員会からどうですかと、担当大

臣として、あるいは郵政事業懇話会事務局局長でもある山口副大臣、聞かれたら何とお答えになるのか。

年次を明示しての郵政事業民営化に賛成か否か、そしてまた、自民党政権公約委員会からお尋ねがあったときにお答えになるのか、これをそれぞれお答えいただけますでしょうか。

○麻生国務大臣 基本的には、国民的議論を踏まえたいところですが、いかぬかと思っておりますが、期限を切るというのにはマニフェストとしては正しいということを民主党が言っておられますので……（発言する者あり）民主党、済みません。十九年までと言った年次を切ったというのは、一つのやはり出口がそこに決められた上でやるという手法というのは、決して間違っているとは思いません。

ただ、それまででできるかどうかというのは、かなり膨大な、多分、法律としては、紙でいえばこんなもののおさまるかなと思うぐらいのもので、それから、それはなかなか簡単にはいかぬだろうなという感じはいたしますけれども、民営化という方向は、これは小泉内閣の方針として既に決まっておりますので、その方向で最大限努力せないかぬものだと思います。

○武正委員 もう一点。聞かれたら。

○麻生国務大臣 政党の方から聞かれたらと。聞かれたら、小泉総裁の線に沿ってぜひということ言われる立場です。

○山口副大臣 お答えをいたします。

実は、私、郵政担当ではない副大臣であります。たつての御質問でございますのでお答えをいたしますが、私も内閣の末席を汚しておる一人として、当然小泉内閣の基本方針に従って懸命に努力をするということには変わりはないと思います。

また、郵政事業懇話会というふうなお話がありました。また、私的な勉強会の事務局長をしておりまされども、検討委員会の方からは何のお話もございませぬし、党の政策を作成するこれまでのいろいろな経緯を考えてみますと、恐らく聞かれることはないだろうと思いますが、聞かれました

ら、当然、今大臣がお答えをしたとおり、私も内閣の一員でありますので、そのように御返事をしたいと思っております。

○武正委員 予算委員会では大臣は枝野議員の質問に答えて、「今、内閣の一員としては当然だと思います」と、「今」というこの言葉がついているんですね。これをどのように理解するのか。

今は内閣の一員としては当然だと思われけれども、例えば小泉内閣がかわったら、あるいは我々が主張するように政権交代したら、それはまた違いますよということの今というふうには私は理解したんですが、これはいかがでしょうか。この「今」について御説明いただけますか。

○麻生国務大臣 「今」について今お答えを申し上げますが、「今」という言葉を言ったのがそんな、ちよつと余りそんな意識なく今と言ったんだと思ひますが、内閣の一員としてという意味だと、文脈からいってそういう理解が正しいと思っております。

内閣がかわったらということとは、全然私は期待しておりませんので、その点は答える必要がないと思ひますので、その前の方のときに、仮に小泉総理が別の方にかわられたらどうなるかという御質問だと思ひますが、いつのころかは別にして、仮に、それまでに国民的議論を踏まえて、これは民営化の方でいいではないかということになっておるかどうかというところが一番大事なことだと思ひますので、もし、その段階で、これは挙げて反対というふうなことになるいたらともかくとして、何となく私は、いろいろなところの理解を得られるような経営内容の詰めが全然できていないまま民営化という言葉だけが先行しているのは極めて危険な中で、世の中、民営化したら前よりよくなったということでないといかぬので、そここの議論がないまま事が進んでいますので、そここのところは責任ある立場としては結構きちんと対応せいかぬと思ひますので、国民的議論を踏まえ、いいという段階になった場合は、当然、今じゃなくて、そのときになつても民営化という方向で進めていかぬかぬものだと

思っております。

○武正委員 この政権公約とも訳されているマニフェスト、既に民主党は発表しております。十月五日の合併記念大会でさらに踏み込んだものを、大きなテーマのものを掲げようとしておりますが、このマニフェストというのを、政権公約というふうな今新聞の訳し方なんです。民主党でもそういうふうに使っているんですよ。政権をとったら民主党はこれをやりますよという言い方で政権公約と。

そうすると、小泉政権の間はこれは有効だけれども、先ほど私が言ったように、後者は否定をされましたが、少なくとも自民党の中でもし政権が小泉さんからかわったら、これはほごにしているんじゃないかというふうには理解している方がいるんじゃないかというふうには私は思ひますが、そういうことはいいですね。

先ほど、国民的議論とかいろいろ言われましたが、少なくとも総選挙に当たって政権政党が示した公約、マニフェスト、政権公約という訳し方もあります。これは国民に対する約束である、もし自民党政権が万が一続いたとしても、小泉さんがかわったとしても、当然生きていくということでしょう。

○麻生国務大臣 武正先生、常識的にはやはり法律がその段階では通っていると思ひますので、法律が基本的には成立している、その法律の前には話になるとまた別の話かもしれませんけれども、常識的には法律が通っておりますので、法律が通った場合は、仮に政権がAからBさんに同じ党内で移ったにしても、それはそのとおり施行、実行していくことになると思ひます。

○武正委員 先ほど玄葉委員が、民主党はこのマニフェストをこれから全議員に、ある面、守ることを誓約、具体的にどういふふうにするのか、あるいは、署名をさせて、このマニフェストを我々は守りますよということ、それを条件に公認を与えようというふうなことも検討されているんですが、自民

党の政調会長としてやってこられた麻生大臣であります。今、自民党ではそういうような検討はされているのかどうか、教えていただけませんか。

○麻生国務大臣 昔、共和党でしたか、ニュー・ギングリッチというアメリカの人がいたんですが、今どうしたか、やめたかな、これが、国民との契約というのを、コントラクト・ウィズ・ザ・ネーション何と申す、ちよつと正確な訳は忘れましたけれども、そういうのをやって、今言われたような話をされて、結果的に余りうまくいかなかったんです。

ちよつと、内容が今どの程度詰まっておるか、正直、この四、五日、全くあれがわかりませんので、今の段階で党の中がどうなっているかということに関して、お答えをするべき資料という情報を持っておりませんので、ちよつと答ひたいかぬです。

○武正委員 民主党はそういう方向でやろうというのでありますので、今回、自民党も大英断という決断をされて、与党としても、きょう本会議で法律を通して、次期衆議院選挙で選挙期間中マニフェストを配れるということになるわけでございますので、主要大臣としてまた前三役ということのお立場もありますので、麻生大臣にはぜひそういった、党として、このマニフェストをやはり各議員が守る、これを当然掲げて選挙を戦うというのを自民党にもしっかりと働きかけをしていただきたい、このようにお願いを申し上げる次第です。

さて、麻生大臣は、これまで政調会長としても盛んに、景気回復を優先しその後構造改革をと、自民党の二〇〇一年総選挙、小泉総理と争ったそのときにも掲げ、その後さまざまな財政出動の必要性を言ってこられました。特に、ことしの三月には、予算委員会では予算案の審議中であつたので、私どもの岡田幹事長からは当然、おかしい、この時期にという発言をしましたが、五兆規模の補正予算が必要、こんな発言もされたんですが、今もつてそのお考えに変わりがいいのかどうか。

加えて、五兆補正予算であれば、その財源はどのように考えておられるか、お答えいただけますか。

○麻生国務大臣 三月と比べて、この半年の間にある程度変わったものは株価だと思っております。また、資産価格の下げ幅が大幅におさまってきたところも二つあります。機械受注が大幅にふえて、結果として設備投資もふえてきたというふうなのは、この半年間の中における景況状況の一番の違いだと思っておりますが、これはこのままほっておけばそのままずっといくような基調かそうでないかというところが、一番意見の分かれています。

私の感じからいけば、株価が上がっているほとんどの理由は、外国人の買い、日本人の売りという形になっておられるのが、あの株が上がっております大きな、きのう二百六十五円くらい上がっていましたけれども、また、そういった内容を見ますと、日本人の方はいま一つ行こうというところまで行っておられぬのかなという感じがしておりますし、機械受注がふえますと六カ月後は設備投資が上がってくるというこれまでの傾向値からいいますと、はたっておいてもというほど力強いとはいえず、そこまでは行っていないような感じがします。ですので、今の段階でちょっと判断を最終的に、三月に比べればよくなっていることは確かですけれども、だからといって、やめればいいのかというのは、もう少し七・九の話が出てこないといふとよくわからぬかなという感じがいたします。

○武正委員 財源についてはお触れになられませんが、私の言いたい点は、国債発行をこれ以上続けると、やはり国債の暴落、この危険がある。長期金利のこの九月の上昇、これをやはり大臣は、過去、九四、五年、五、六年ですか、いや、二パー、三パー大丈夫なんだよ、このような発言をされていますが、片や、内閣で竹中大臣は、やはりこの金利上昇のリスクということを指摘している。

私もやはり、この長期金利のこれからの上昇、これに基づく国債の暴落、この懸念が大変国債

を持つている団体には、機関には大きいものというふうに理解をしておりますので、万が一補正予算を組み、五兆円の国債を発行した場合に、四八%の国債依存というような高い比率になってくる。来年度はもう五割を超えるんじゃないかとさえ言われている。これはもう異常な事態であって、やはり財政再建を進めなきゃいけないというふうに思うんですが、これまでの大臣の論調は、至って、財政出動すべしと。五、六年で、四、五年でよくなるよというふうな発言も二〇〇一年にされておりますが、果たして今御指摘のように、外国人投資家も売り越して転じているといったニュースもきのう出ておりますので、今回の株価上昇はあくまでもリストラ効果であるという指摘もあるし、大企業はいけれども中小企業、零細は泣いているよという指摘もあるわけでございます。

そこで、この国債発行で、五兆兆の発行のうち郵政、簡保の引き受けが百二十兆ということなんです。四分の一なんです。そうすると、これは民営化したとすると、では、国債をこれまで政府の意図どおり——民営化された会社は、国債引き受けを、嫌だよ、暴落したら嫌だよ、暴落する可能性があるから受けられないよ、こういった可能性というのは民営化の会社運営としては当然考えられるんですが、この点について、民営化すると国債引き受けを頼めないんじゃないかな、こういうところもあるんですが、この点はどうですか。

○麻生国務大臣 国債発行額いわゆる五百四兆円というもののうちで郵政、簡保は約百十四兆円ぐらいだと思えますが、これは、基本的な考え方では、政府に言われて強制的に買わされているわけではなく、自主運用の中から郵政公社が決めてやっておられるという形になっておりますので、預かっている金のもとが小口金融というのか、小口の窓口からたくさん集めて、国民の小金を集めて集めているという立場でありますので、どこかの企業からまとめてどんと入ってきているという種類の預金とは違って、これは貯金ですか

ら、そういった意味では内容が全然違うので、運用というのはよほど慎重にやらないかぬというの基本的な立場だと思っております。

そこで、いわゆる国債というのは、預かり金利が今御存じのように普通預金で〇・〇〇—〇・〇〇ぐらいになっておりますので、その意味では、かたい運用というのであれば、基本的には、結構自由度が増した公社とはいえ、一番かたいのは、きょうが一・四ぐらいかしら、十年物国債、一・四ぐらいのところでは運用ができていくという意味におきましては、国債というのはやはり一つの大きな、郵便貯金側から見てもいい商品、安全という意味におきましてはそういう商品なんだと思います。

いずれにいたしましても、民営化するにしても何にするにしても、基本的に新しくなった郵便会社、郵政会社というところが、預金者への元利の支払いとかそういったところで心配が、いわゆる預金者が心配のないようにそれを運営せないかぬというところになりますと、そういった意味では、確かに運用ができるという意味におきましては、国債というのは非常に大きな、安全なものとして、一つの買の場合においては対象として位置づけるであろうという感じはいたします。妙に利幅が出るからといってハイリスク・ハイリターンというのは、ちょっと郵便の金の運用としてはいかがなものかというのが率直な実感です。

○武正委員 今の前提は、国債が暴落しないという、しかも国の財政がある面破綻をしない、未来永劫大丈夫だという前提に立っての御発言というふうに理解しますが、私は、やはり国債の暴落の危険、そしてまた、今のこの、ことしも補正を万が一組んだら五割になんたする国債の占める歳入割合、この異常さは、やはり日本がそれこそ破綻をする、しかねない、そんな危険があるという前提に立って、民営化したらそうした国債を新しい民営会社を買わなくなるんじゃないかというふうに思うからでございます。それで聞いたわけでございます。

さて、昨年、政調会長として公社化法の改正

に、担当政調会長として大臣や首相にかけ合った大臣の御発言がいろいろ出ております。郵政公社化法ではこんな報道もありまして、首相に、細かいことにはこだわらず、技術的なところは任せてほしい、首相がそれに対して、麻生さんが言われたので、それもそうだな、公社化法案、好きにやってくれ、任せます、こんな報道があったわけなんです。

昨年、当委員会では、公社化法の改正で三点、ユニバーサルサービスと子会社への出資と、そして三つ目が、今四年間である面黒字が出た場合は、前四年間の黒字以上であれば国に納めますよという改正。当初は、この四年間で黒字が出たら国に納めようということだったんですが、それが改正されました。

今、中期目標では三兆九千五百億ですか、三兆九千億ですか。そうすると、今期が三兆九千億だ、来期は三兆八千五百億だったという形で減っていた場合、国に納めなくていい。しかも、基準額は計算すると六兆だ。要は、国に納めないで、それこそ、あのときは法案提出者八代委員が言ったように、まず資本額を、二百四十兆であれば十兆までふやしていきたいと。

要は、やはりこれも、公社化あるいは改革、小泉改革と言いがらの、言葉は悪いですが焼け太り、あるいは郵政省がいわゆる省益の確保、看板のかけかえにすぎないんじゃないかというふうに思うんですが、当時は政調会長としてそれを、党側の要求をまとめて、総理からある面任せますという言葉をもらった担当政調会長、今大臣として、この公社化法三点の改正、特に私が触れた三番目、これは正しい改正であった、あるいは立場上やむを得なかったからやっただけでも、やはり公社が国に国庫納付しないというのはおかしいなというふうに思っておられるかどうか、御意見を伺いたいと思います。

〔委員長退席、佐藤（勉）委員長代理着席〕
○麻生国務大臣 今、こういったものが仮に民営化をされるということになりますと、基本的にはBIS規定の対象になり得るということになる。

そうすると、その場合の自己資本比率は、国内だけでも四%。四%という基準がいいか悪いかはまた別の話ですよ。これは単なるBISの規定に金融庁が乗ってそれをやっているだけなので、これが本当に必要なものかどうかというのはこれまた意見のいろいろ分かれるところで、インターナショナルな商売をするのは八%はともかくも、ドメスティックな、リージョナルな、何とか言ったかな、ああいった地域をやるところのものは何とそんなのは関係ないんじゃないのということで、いろいろな意見が御存じのようにあるんです。

今の現状でいきますと、郵政公社の自己資本比率は〇・三%ということが実態なんです。そうすると、やはり二百兆、三百兆の金を預かっているところの比率をそこそこ行かせるためには、六兆だ、七兆ぐらいの金がないと四%にならぬということになるんだと思いますので、民営化を前提ということになりますと、これは国が保証しているから〇・何%でもそれは安心感はあるでしょうが、それは考えたら日本銀行だって資本金は一億円ですから、そういった意味では、考えてみれば、国の保証がついているというのはすごく大きなものだ、私もそう思います。

しかし、それがなくなると民営化されるということなのであれば、それはそれ相応の自己資本、資金というものを持たないといつても対応はできないということになりますので、途端に格付からいったらどおんと外れちゃうということになりかねないということになると思いますので、今言われた三番目に関して言わせていただければ、きちんとした、民営化された銀行に安心して今までどおり預金者が預けるようになり得るだけの信頼感を得ておくというのはとても大切なことだと思っておりますので、自己資本比率を上げるという方向は正しいと思っております。

○武正委員 ます前提として、国が保証すると安心だというのは、私はもう破綻をしかかっているというふうな思っております。先ほども触れました。具体的な例は地方三公社ですね。きょうも、

読売さんが朝日さんか、見開きにどんとでかく出ていましたね。いわゆる土地公社あるいは道路公社等、不良債権の山ですよ。地方自治体で実際にこれが今起こり始めているんですね。地方自治体が保証してくれば大丈夫だというのが、もう今まやかしになりつつあるんです。

私は、国も同じ道を歩んでいるんじゃないか。だから今こそ改革が必要であって、それは自民党という一つの政党の中で、改革派対守旧派でやっている場合じゃない。やはり二大政党で、国会の場で、こういった委員会の中で、残念ながら委員は出ておりませんが、こういった委員会の中でやらなきゃだめなんだよ、大事な話は。大事な話は党の部会でやるんじゃないよ。そのために二大政党が必要で、来るべき総選挙、テーマになってくると思います。

さて、今のお話ですが、もう一点、BIS規制ですが、四%だったから、今の一・七兆の四パー、二十五倍、三十兆しか郵政公社は貯金を持ってないんじゃないんですか。それ、逆なんじゃないですか。二百五十兆だから四%で十兆にふやさなきゃいけないんじゃないかと、一・七兆だから三十兆に減らそうよ、これがやはり今の国がとるべき道ではないかというふうに私は思う。だから分割議論が出てくる、これから郵政の民営化の中で、というわけなんです。それが逆なんだ、二百五十兆を前提として、肥大化したこの郵貯、簡保の三百五十兆を前提として自己資本をふやさなきゃいけないという前提が違うというように思うわけでありまして。

さて、副大臣、お伺いしますが、九九年閣議決定、二〇〇〇年度から十年で公務員数、十年間で二五%減。平成十四年度末、そしてまた十五年度末、それぞれの結果と予想、お聞かせをいただけますでしょうか。

○山口副大臣 確かにお話しのとおりのような目標ということで進めさせていただいておりますが、この閣議決定に基づきまして、毎年度、政府としての重要施策に対応しつつ厳しく定員の審査を行っております。十四年度末までに二・四万

人、四・三%の純減を達成いたしております。十五年度末までに三・四万人、これは六・三%というふうなことになりますが、純減を達成することとなっております。

なお、参考までに、実は、十六年度には、国立大学、国立病院・療養所が法人化をされますので、御承知のとおり、先般法律が通りましたので、十年、二五%純減の目標達成はまず間違いなからうというふうに思っております。

○武正委員 そうすると、郵政公社は削減の対象としてカウントしないということでしょうか。国家公務員のままでいいのです。

○山口副大臣 もともと郵政の職員は対象外ということでやっておりますので、お話しのとおりでございます。

○武正委員 最後に伺いますが、きのう新聞報道されておりますように、独立行政法人化、十月一日、三十四の特殊法人が三十二の独法になりました。トップ三十二人のうち八〇%超の二十六人が官僚の天下り、うち二十二人は前身の特殊法人からの横滑りということでございます。加えて、三年から五年内の経費一割カット、政府の指針に対して、削減率一〇%未満が十五あった、こういった報道があるんですが、相変わらず、独立行政法人といつても、役員が三倍になったという報道もあり、結局はやはり看板のかけかえ、見せかけというようにことが指摘をされるわけなんです。

私は、やはり人事院のチェックというのが大変大事だと思っております。それを、各省に天下りの許認可権とか許可を与えるのはやはり問題であろうということをおっしゃるので、これについて、総務大臣、どのようにお考えになるか。

あわせて、地方公務員の天下り規制は、国家公務員に比べて非常に甘いということ。そしてまた、いわゆる予算執行責任者に関する法律についても、国家公務員は適用ですが、地方公務員は適用外。地方分権を進める以上、地方公務員も国家公務員並みの厳しいいろいろな守るべきものが

あつていいんじゃないかというふうな考えますが、以上の点、総務大臣、いかがでしょうか。

○麻生国務大臣 幾つか御質問があったと思いますが、八割というところの話で、事実、数字からいきますとそういうことになって、いろいろ、緒方貞子さん初め幾つかの方々は民間、あの方も公務員かと言われると、国連の職員だったとかいろいろな言い方はあるのかもしれませんが、基本的には、適正な能力ということを探しますと、全く新しい、大きな独立行政法人のことに全く無知な人がいきなり入ってきてすぐできるだけの経営能力があるか。これは経営をしないかぬことになりまして、その点は適正な、選ばなくちゃいかぬところだとは思いますが、幅広く人材を探して、総務省としても、郵政公社に生田、これはたしか日本郵船の社長だったと思いがすが、こういった人を探した、受けてきたというのが一つの例だとは思いますが、民間の方ですんなり来ていただく方もなかなかいらつしやうな、今後とも幅広く人材を集めるという努力は当然していくべきだと私も思っております。

天下りの点につきましては、地方等の意見の差も出ておりましたが、上級職と言われる方々、国家公務員上級試験を受けた方々の話を聞きますと、今の慣例では、大体五十四、五歳でいわゆる肩たたきという形になっております。そうすると、大体定年、普通六十歳というようになりますので、四歳、五歳、六歳余して退職ということになりますので、そこで今言った天下り等々の話が出てくるので、逆にそのところまで詰めておかないと、五十四歳で切られちゃうということに逆の給与をある程度どこかでとめるとか、民間がやっているようなことを全部やるというのは、これは結構な、人事院としても大きな騒ぎになるんだと思いますが、この天下りというのは、その問題も含めて全体として、人事院含めていろいろなどところで、公務員制度の改革の中で考えていかねばならぬ大事な点だ、私どももそう思っております。

ます。

済みません。日本郵船じゃなくて、商船三井でした。済みませんでした。

それから、地方公務員のことにつきましては、今お話がござりましたけれども、これは、地方公務員の場合、直接監督の立場にあるところからいえばいろいろな意見が出てくるんだと思いますけれども、法律上は規制は設けられていないということになっております。

そこで、いろいろなところで意見が出てきて、地方公務員の給与が一時、ラスパイルズ指数、特定の地域にいきますと一五〇だ何だという時代が、昭和五十年代前半、あの辺であったような記憶もありますけれども、今は随分変わってきて、地方公務員も、一〇〇より高いところは幾つかもちらんありますけれども、そういった形で随分変わってきたとは思いますが。ただ、地方には地方の言い分があって、安くしたのでは、とてもじゃないけれどもいい職員は来ない、全部国家公務員の方に行っちゃうんだという御説も、それはわからぬわけではありませんが、いろいろな点を詰めていければいいところだとは思っております。

いずれにしても、こういったような公務員の給与とか採用条件等々含めまして、これまでの慣例というものの関係していろいろ御批判のあるところでもありますが、そういったものを踏まえて対応していきたいと思っております。

○武正委員 時間が来ましたので終わりますが、最初の御答弁は、天下り容認というふうにとらえかねない答弁ですので、御指摘をしておきます。以上であります。ありがとうございます。

○佐藤(勉)委員長代理 次に、黄川田徹君。○黄川田委員 民主党の黄川田徹であります。先般まで自由党にございましたけれども、合流しましたので、民主党の黄川田徹であります。

通告に従い質問していきたいと思っておりますけれども、通告に加えてちょっと質問があるかもしれません、よろしくお願いしたいと思っております。まず、総理の所信表明演説を聞きましたけれども、本場に大きな落胆を禁じ得ないところ

であります。年金問題、こういうものの社会保障制度の構築に本場に真剣にビジョンを持っているのか、本場にそういう提示もないままであります。国民へ期待を抱かせるものは何一つ見受けられないと思っております。そしてまた、来る衆議院の解散・総選挙に向けて、その宣伝文といえますか、その域を脱しきれないと思っております。

そしてまた、総理の景気状況の判断でありますけれども、これまた私は極めて楽観的だと思っております。私、特に地方から来ておりますので、地方経済の疲弊し切った姿、そしてまた中小企業の経営状況、本場に大変だと肌身で感じておるからなのであります。特にこれは冷夏で、米作、米の作柄でありますけれども、北海道、東北の大部分は著しい不良ということでありまして、そしてまた、地方の雇用環境がいかに悪化したままで改善されていないか、ちょっと一例を示してみたいと思っております。八月の完全失業率が五・一％に、多少全国的には改善されているものの、私の地元、岩手県の平成十六年三月の卒業予定の高卒者でありますけれども、八月末の求人倍率は〇・六九にすぎず、県内希望に至っては〇・三三にすぎません。希望職種のミスマッチを容認しても、三人に一人しか地元で職を得られない、そういう状況であります。

そこで質問であります。実業界の経験豊富な麻生総務大臣でありますので、お聞きいたします。以上の地方の経済実態、そのとおりでありますので、その実態を踏まえて、小泉内閣が掲げる地方分権改革、これはどこまで達成可能と認識、意識しておるか。

すなわち、先ほど来議論されておりますけれども、四兆円の補助金を二〇〇六年度までに廃止し、税源移譲を図るなどの三位一体改革は、地方にとっては、具体性に乏しく、そしてまた地方の切り捨てのやり方では、弱り切った地方経済の活性化、今の三位一体では到底うまくいかないんじゃないのかと思っております。

地方経済の回復なくして真の日本経済の回復はないと私は思っておりますので、大臣の見解を求めたいと思っております。

めておきたいと思っております。

○麻生国務大臣 大企業と地方、中小企業、いろいろこの三月の決算を見ておきますと、かなり同じ大企業の中でも勝ち組、負け組の差がついた。それから、地域におきまして、東京にかなり勝ち組が寄つてきて地方に負け組という形は、数字の上ではそのようになっているということでもあります。また、東北、北海道等々は、失業率や何やらは明らかに景気の悪さを示しているというの、地域別に見てもはつきりしておる。黄川田先生の御指摘のとおりだと思っております。

形としては、リストラの結果切られた方が地方、切つた方が中央という形なのかもしれませんけれども、いずれにしても、地方の中小企業をどうするかというところは非常に大きいところだと思っております。

政府というより、総理の方針の中にも、従来と違って、中小企業対策という言葉は消えて、中小企業政策というぐあい言葉が改まったのは、これは、今までは大企業政府の中小企業はすべて対策だったと思いますが、今回は政策と言葉をかえて、はつきり、こうしよう、ああしようというのが前向きに出てきて、要望に応じて対応するという形ではなくなつてきているというのの評価すべきところだと思っておりますが、今言われた地方交付税の問題や、いわゆる補助金の問題や税源移譲の問題や、いわゆる三位一体というのは、これは正直申し上げて、おっしゃるとおり、中身はまだきちんと詰まっておるわけではありませんが、妙に不安をおおっているという点は私も否定するところではありません。

これは今からきちんと詰めていかなければいかぬところだと思っておりますが、ただやみくもに、それではずばんと切つてしまえばいいというものでもありませんし、また、地方に行きますと、地方の役所が抱えております仕事、よく言われるのは、何も公務員がなくなってもいいような仕事まで公務員がしているという仕事がないわけじゃありませんので、それをアウトソーシングする、自由にしていい、民間に発注していいという

ようなところも幾つか法律を変えてできるようにしております。まだ足りないところもいっぱいありますので、地方自治法としてはやってもいいけれども、教育の方では、学校なんかのものは教育基本法でやっちゃいかぬようになっていたりとか、幾つかそういったものがありますので、地方が抱えております仕事は外に出してもいいようにする等々、いろいろなところが変わっていくかなばならぬと思っておりますの一点。

もう一点は、それをかなり御心配のように、地方を自由にしますと、税源移譲されても税を取る対象のないような地域というのがいっぱいありますので、格差がつくということだと思っております。そのところの格差をきちんと埋めるためには、地方交付税等々、非常に大きな要素のものがそこにはあると思っておりますので、こういったものを踏まえて、やはり三つ一緒に考えないといかぬということだと思っております。

○黄川田委員 残り時間が少ないのでありますけれども、まず、麻生大臣、体を張って地方交付税制度の基本を守り、そしてまた、補助金改革と税源移譲、これを実現しなければ、単に国の財政再建、それだけが進むだけでありまして、そうなることにはなりません。やはり地方の経済を回復して、地方が自立して生き残れるような、そういうしっかりとした仕組みを構築していただきたいと思っております。

次に、公務員制度改革について、私からもお尋ねたいと思っております。この公務員制度改革については、前国会には結局法案提出に至らなかったわけでありまして、けれども、その背景には与党からの反発もあったと聞いております。いずれこの公務員制度改革は、国民の求める改革と政府がつくっている内容との乖離があるのではないかと、それから、何度私、主張してきましたけれども、やはりオープンな議論が必要であるということ、それが欠けているからではないかと思っております。

そこで、時間がないので質問に入りたいと思

ます。行政改革担当副大臣にお尋ねいたしたいと思ひます。

石原大臣は、これは五月二十日の委員会での内容でありますけれども、天下りの承認基準はできるだけ法律で定めるといふうな答弁をしております。そういう方針は今でも変わりがないのか、確認をしておきたいと思つております。

あわせてですが、できるだけというふうな言い回しなのでありますけれども、このできるだけとはどういう意味か。

先ごろ官庁速報で報道された法案を見ますと、任命権者は「許可の申請が、職員の職務の公正かつ能率的な遂行及び公務に対する国民の信頼を確保するための基準として政令で定める基準に適合すると認めるときでなければ、許可をしてはならないものとする」といった規定があるわけでありませう。

これができるだけを意味するのでしょうか。もしそうだとしたら、石原大臣はどういう答弁だったのでしょうか。法律と政令、言い回しがありませうけれども、この部分の認識についてお尋ねいたします。

〔佐藤(勉)委員長代理退席、委員長着席〕
○佐藤(剛)副大臣 副大臣を仰せつかつております佐藤剛男でございます。何とぞよろしく御高導賜りたいと思ひます。

ただいま先生の御質問でございますが、石原前大臣が承認基準の策定につきまして、十五年の三月、一応の目途としまして述べられたという引き継ぎは受けております。そして、国会で申し上げられましたのは、法案というのを前提にいたしております。法案の策定とあわせて、承認の基準の基本的な考え方、こういうようなものを行革事務局内部でまとめた、こういう趣旨ではなかったかと思ひます。

現在、先生今御指摘ありましたように、この問題につきまして、法律問題との絡みで、そしていわゆる百三条問題に関係いたすわけでございませうので、そういう制度改革の具体化の検討を進める中で、いろいろ承認基準の具体的な内容、これを

政令で何とか何で何とかというの、法案過程の中で先生方の御意見等々、関連分野の皆様方の御意見を承りながら進めてまいりたい、これが私どもの立場でございます。

○黄川田委員 できるだけというからには、少なくとも承認基準の大半はやはり法律で規定するべきものと私は思つております。せいぜい一部だけを下位規範に委任するということはあると思ひますけれども、やはり承認基準、これはしっかりと法律に明記すべきだと私は思つております。

残り時間がないわけでありませうけれども、通告では大臣質問ということにしておりませうでしたけれども、給与法改正に入りまして、ちよつと質問したいと思ひます。

この人事院勧告でありますけれども、厳しい民間の経済情勢を反映いたしまして、昨年に引き続き俸給引き下げ、そして年間給与では五年連続かつ過去最大のマイナスとなるなど、国家公務員については大変厳しい内容であつたと思つております。しかしながら、これはそもそも小泉内閣の経済政策の失敗によつて、景気低迷のため民間企業が給与水準を引き下げざるを得ない、そういう状況の中での勧告だと思つております。この問題の本質について大臣の見解をお尋ねいたします。

○麻生国務大臣 民間給与が下がつたのが景気が悪いからというのには確かにあらうかと思ひますが、同時にデフレーションというものが、やはり中国等々が、冷戦構造崩壊後、安くて若くて優秀な人材を大量に出せるようになったというのが、非常に賃金を引き下げるのに大きな影響を与えたというところは、ドイツを見て同じような形になつております。

それで、日本の場合は、全部そのせいにするつもりもありませんし、傍ら、日本の経済政策だけが失敗したからというのではなくて、両方相まって賃金引き下げにつながつてゐた。ただ、傍ら、物価も下がつておりますので、消費者物価はこの十年間、ほぼ、特にこの四、五年間は顕著に下がつてきたところもあります。その意味では、今御心配の点、また言つておられることはわ

からぬわけではありませうけれども、それだけが責任かと言われるとちよつと、世界的なところもありませうので、経済政策がすべて正しかったと言つてもいいかもしれませんが、一般に、給与が下がつたかなり大きな理由は、中国等々が自由主義経済市場に一齐に入つてきたというのが大きかつたという感じもいたします。

○黄川田委員 突然の質問で申しわけございませうでした。

言いたかつたところは、毎年度、公務員に対して人勤があるわけなんでありますけれども、しっかりとした経済政策をして、民間に活力をつけて、公務員がしっかりと働けるような人勤が出てくるような、国家としての基本的な政策が必要でないのかというところを言いたかつたわけでありませう。

残りもう本当にわずかでありますので、最後、人事院総裁に一つだけ。

月例給の官民比較の方法でありますけれども、これまでいろいろな比較をしてきたと思うんでありますけれども、どのような規模の民間企業を対象として調査を行い、それから、どのような従業員と比較しているのか。そしてまた、この調査方法、なかなか地方にあつては公務員給与は高いと出るんじゃないのかというところもありますので、その点も含めて、ちよつとお聞きいたしたいと思ひます。

○中島政府特別補佐人 対象にしております民間企業というのは、もう先生よく御存じのように、企業規模百人以上、事業所規模五十人以上の企業を対象にしておりますけれども、そこで働いてる従業員の中で、公務と職務の種類が類似している従業員、そして職責とかあるいは年齢とか勤務地域等ができるだけ同一の従業員というものを対象にして公務員の給与と比較しておる、ラスパイルス方式で比較しておるということでございます。

調査方法の改善の話でございますけれども、民間企業は、組織とか人事制度についての改革というのを最近かなり激しく行つておりますので、組

織のフラット化とかあるいはスタッフ職の増加というふうな現象も見られますので、そういうものを考慮に入れながら調査方法というものを改善していかなきゃならないというふうな考えております。これは常に民間の状況というものを正確に把握して対応してまいりたいというふうな考えております。

○黄川田委員 時間でありませうので、終わります。

○遠藤委員長 次に、春名眞章君。

○春名委員 日本共産党の春名眞章でございます。

郵政民営化問題を麻生大臣に最初にお聞きします。九月二十六日の記者会見で、郵政三事業の在り方について考える懇談会、この小泉懇談会の三案以外に、「第三の道があると思つてゐる」「こういうふうにおっしゃつてゐる。そして、記者に突っ込まれまして、「民営化することを前提で」と、こういうふうにお述べになつてゐる。

そこで、改めてお聞きしたいんですが、第三の道というのはどういうもので、総務大臣のおっしゃる民営化というのはどういう内容のものなのか、ぜひ御説明いただきたい。

○麻生国務大臣 一案、二案、三案というのはこちらになつてゐますね。知つておられるんですね、あれは。

基本的には、私は、あの一案というのは、問題の先送り、もしくは現状維持という非難は免れないと思つております。

それから、第三案につきましては、いわゆる座長が出されたということになつてゐる案だそうですが、これは、今既に公社化してゐる、民営化するといつて頑張つてゐる人の仕事をやめろという案ですから、これも正直申し上げて、民営化するのはつづかすかといふ話になりかねないと思ひますので、あの三案というのを書かれた方も、およそ経営というものをやつたことのない方だなどという感じが率直な実感です。

が考えられるということになるのだと思うんです。民営化をするということは商売をするということですから、商売をするということは、逆に言えばつぶれるということも十分にあるということの意味しますので、つぶれるかもしれないと言われながらやるんでは、やはりこれは、そこに今働いておられる方々がそんなのは嫌だということになられて、非常にいろいろな問題が起きてくることになるかと存じます。

したがって、同じ二の中のバリエーションの中で、これやったら、なるほど、これ民営化ええなという気にならせる、そういうものが出てこない、何となく、民営化すればみんなもうかるというように、安くなるというようにお願いのようですけれども、民営化して失敗したものも幾つもあります。

今、例えば、地方でもいろいろ役場で掃除なんかを外に出していらつしやる、アウトソーシングしておられて、それで民営化と言っておられますけれども、それは市役所の職員に掃除してもらった方がよっぽど安く済むんじゃないかということ、そういう方向に切りかえた役場もあったりいたしますので、そういう意味では、こういうたのは一概に、民営化とする場合に、何をできるか、あれだけのものを使って何をできるかというのを、これこそ今からさつちり考えないといかぬと申し上げているのであって、あれは単なる典型的な例を三つ引かれたんだと思っておりますので、そういうことで、何回も本会議では申し上げましたけれども、やはり基本的に考えなければいかぬのは、それを利用して国民のメリットがあるようにせぬといかぬ、それから勤めている人も、あの三つ申し上げた内容がそれです。

○署名委員 それでは、続いて聞きますが、つぶれない民営化、過疎地それから地方から郵便局がなくならない民営化というのは、どういうものを想定しているんですか。

○麻生国務大臣 基本的に、二万四千という支店網というのは物すごく大きいんですよ。かつ、地方の行政が、町村合併等々で、三千百ありますもの

が、半分としても千五百ぐらいに減る。過疎地におきましては、いろいろな意味で行政サービスを受ける最低限の役場がなくなるかもしれないという話ですから、そういう意味では地方の郵便局の果たす役割は極めて大きいと私はそう思っている。

だから、いわゆるユニバーサルサービスという言葉がどれくらい定着しているんだか知りませんが、けれども、とにかく国民一般に等しく受けられるサービスという意味なんだと思いますが、そういうものを考えていきますと、きちんとしたもので、インターネットはこれだけきちんと普及し、二〇〇五年には世界で最も電子化された政府というものを目指して法律が既に動き出しておりますので、役場に行かなくても郵便局でサービスが受けられるという、ワンストップコンビニエンスショップじゃなくて、コンビニエンスオフィスかな、そういうような感じのものというのは十分考えるんであって、いわゆる田舎の人たちがこういうことはできない、こういうことはキーボードはたたけなとか、いろいろ印鑑証明やら何やらは窓口でちゃんとボタンを押したらばつと出てくるということになりますので、そういうものをきちんと指導してやれば、それは代書屋と同じ、代行業を請け負って、その金をもらうとか、民営化されたらいろいろなことが、二万四千の基盤というのはやはり大きいと思っておりますので、それ、一概にはいやめちゃうという話にはならないと私自身は基本的にそう思っております。

○署名委員 国営ですから、もうからないところももつかることも相殺しながらこのネットワークサービス、ユニバーサルサービスを続けていく。これはもう歴然たる事実ですね。

それで、今お話が出ましたが、例えば民間の金融機関というのは今どんな事態になっているかという、調べてみたんですが、九八年から二〇〇二年の五年間で、都銀でいいますと四百六十七店舗がなくなっています。地銀でいいますと二百八十八店舗がなくなっています。第二地銀では四百

六十一店舗、五年間でなくなっています。どんどん撤退しているんです。

今お話が出ましたが、二万四千七百のネットワークがあるということをおっしゃいました。そのうち集配を担当して扱っている集配郵便局は約五千しかないんですね。つまり、約二万の郵便局は郵便を集配しない無集配局なんです。町にある大抵の郵便局というのは、この無集配局ということになっているわけです。

要するに、今お話も出ましたが、二万四千七百のネットワークシステムというのは、郵便のネットワークというよりも、郵便貯金や簡保、金融のネットワークを地域で果たしている。しかし一方では、民間にゆだねた民間の金融機関というのは今どんどん撤退している。こういう事態に今進んでいくわけですね。

ですから私は、第三の道のうち、民営化は前提だとおっしゃっているわけですが、民営化を前提にした第三の道というのは一体どういうものかを聞いているんですが、よくわからないんですけれども、民営化することによって、麻生大臣自身も同じ記者会見で言われているように、商売自由です。撤退していく、それはもう目に見えて歴然としているということじゃないんですか。

だから、民営化して地域の、過疎地の郵便局がなくならない、そういう第三の道というのは一体どういうことを意味しているんだらうかということをお尋ねしているんです。

○麻生国務大臣 御心配の点はひとつもだと思っておりますが、ちなみに、東京都二十三区を見ますと、銀行の支店は、約六八％が銀行で、残り三〇％、三二％ぐらいが郵便局ということになるの、ちよと反対側で、過疎地域におきましては、郵便局が約七五％、銀行等々が二五％という比率になっておりますので、そういう意味では、地方におきまして郵便局の持つという支店というのは、その機能は、極めて地方の生活者にとりましては直結している問題だ、私もそれは全くおっしゃるのとおりだと思っております。

したがって、その人たちがきちんとして民営化

されても食えるようなことを考えないかぬと申し上げているのであって、そのために、いろいろな意味で、少なくとも銀行と違つてうちは地方の市役所の仕事を代行しましょう、一つのフィーを取るといふものです。そういうようなことも一つの考え方でしょうし、いろいろな意味でいい場所にもありますし、ほかにもいろいろなことを考えられると思いますので、それを今すぐ具体的に言えと言われても、ちよとそこまで全部が全部で上がつていくわけではありませんが、いずれにいたしましても、二万四千の支店と三百兆を越す資金というのはやはり非常に大きな基盤だと思いますので、そういうものを大事にして、今言われたような御心配がないようにやっていくというのがこの郵政民営化の中の非常に大事な観点だと思っております。

○署名委員 大臣の話を聞いてみると、何で民営化しなきゃいけないのか全く出てきませんね、率直に言います。本当に、今私が言つたそういう二万四千七百のネットワークが大事な役割を果たしている、そして地域の金融機関の役割を大きく果たしている、そこをしっかりと支えてさらに住民の利便を推進していく、こういうことが大事なんですよ、今改革と言うのであれば。

民営化というのは、麻生大臣自身が言われているように、民営化されると普通は利害損得で考えるわけですから、そうすると、もうからない郵便局はやめず、簡単にはそれは民営化されれば自由ですから、もうはつきり言っておられるわけですね。それからお隣の山口副大臣も、昨年の郵政公社の議論の際の参考人質疑で、民営化になろうとも、なくなつちやならない郵便局というふうなお話がありました。私は民営化になつちやなくなつちやないかと心配しております、そういう質問もされている。

だから、お二人とも、何で民営化を今しなきゃいけないのかということの根拠が全然ないわけですね。私はそのことは本当におかしな話だ。それで、民営化をして第三の道を行くという非常に

玉虫色のような言い方をされて、私は、非常に国民を惑わすものになっているというように思うんですね。

それで、私は小泉懇談会の三つの中身を見ましたけれども、大臣もおっしゃったけれども、第三類というのは郵貯、簡保を廃止するという事になっていて、まあ大変な問題だと私も見ましたが、この本丸というのは、郵貯、簡保三百兆円以上のその資金をどうするか。銀行の競争相手とできるだけ弱体化するということがやはり透けて見えるというやり方を押しつけるというのは、私は国民にとって何のサービスの向上にもならないというように非常に強く感じます。

今のお話を聞いていまして、こういう民営化をして、民営化すればなぜ過疎の郵便局が守れるのか全く私わかりませんので、これからその議論をよく注目するとともに、しっかりと国民にわかるような説明をしていただくことを強く要望しておきたいと思っています。

次に、人動問題に移りたいと思います。

ことしは平均十六万三千円、過去最高の引き下げであります。これで五年連続の引き下げとなつて、その引き下げ合計の平均が何と五年間で四十九万円という大変なことでもあります。

最初に総務大臣にお聞きしますが、こういう給与の引き下げが経済を滞らせているという影響について政府はどういう認識を持っていらっしゃるのか、お聞かせいただきたい。

○麻生国務大臣 公務員の給与の引き下げというのは、基本的には人事院勧告に基づいてやられる部分だと思っておりますので、その意味では、公務員の給与が高過ぎるのではないかと言われた時期もありましたけれども、今回、そういった意味では、公務員の給与というのは民間の所得、給与に合わせていくのが最も正しいということで、それに基いてやはり国民の理解が得られるように変えてきたんだと思っております。

経済にどれくらい影響を与えるかといえば、これは私は、いろいろなことが考えられますので、こんな影響がとかこんな影響がというのは幾つか

出てくるところだとは思いますが、それでも、民間の給与に合わせないで公務員だけ高かったら、それで世間が通るかという点もやはり考えないかぬ大事なところだと思えます。

そういう意味では、厳しい状況に地方があるというのは、私も地方から来ている方ですからその意味ではわからぬわけでもありませんし、確かにいろいろな問題点はあろうとは思いますが、確かに、景気全体からいけば、民間との給与の差というものもある中で、やはり設備投資も少し上向いてくるなど、少しは、明るいというほどまででもないという感じが、活力が少しずつ戻ってきたところもあると地域によっては出てきたような感じがいたします。

そういった意味では、いろいろな形で構造改革に早く手をつけたところ、デフレ対策に早く手をつけた企業、もしくは地域等々は、早く芽が出てきているというところは否めない事実でもありますので、公務員の給与の引き下げが直にすべてにつながっているという感じではありません。

○審名委員 もう少し精緻に議論したいんですが、直にという話とかいうんじゃないんですけれども、直にという話とかいうんじゃないんです。

人動は、賃金だけを切り下げるものじゃないです。公的年金の給付の切り下げ、それから生活保護基準、失業給付、社会保障給付のこういう全面的な切り下げにもつながります。そういう影響について、人事院は人事院として民間準拠という形で精査されたものかもしれません、後で議論しますけれども、政府は、それに基づいて給与法で完全実施をする法律をきょう出しているわけですから、これがそういう社会保障の給付減の影響、それから賃金削減での直接の影響、それが経済との関係でどういう問題があるのか、そういうことは当然議論されて、ここで議論すべきことな

んであって、そこを鮮明にしないと国民の納得そのものも得られないと思うんですね。その点をきちっとお答えいただきたいんです。

○久山政府参考人 お答え申し上げます。

先生ただいま御指摘の、給付などのそれぞれの支給水準に対して今回の給与の改定が何らか

の影響を与える可能性がございますけれども、この可能性は否定するということではございません。可能性は、今回の給与改定の検討の過程におきまして、そのような詳細な試算はしていないというところでございまして、本来的に適切な試算が果たして可能であろうかという問題もあるのではないかとこのように考えておるところでございます。

○審名委員 本心にひいてですね。

一つは、影響を受ける労働者は七百五十万人になるんですよ、大臣。七百五十万人に影響するんです。国家公務員の賃金削減額は二千二百二十億円、直接、地方公務員が四千三百八十億円、同様の賃下げをやられます。国の特別会計分がこれ五百三十億円の影響。要するに、七千三百二十億円に上るんですよ、この人動完全実施した場合に。経済産業省などの連関表などで調べてみると、国全体の消費への影響が、約七千六百九十億円のGDPの減少になるんですよ。なかなかのものですよ、これは。しかも五年連続。

だから、これが、先ほど少し明るい兆しがあるのかもしれないとおっしゃっていましたが、GDPの六割を占める個人消費の回復にどういう影響を与えるのか、冷水を浴びせてどういう事態になるのか、それ自身も真剣な検討が要るんじゃないですかというふうに言っているんです。大臣。

○麻生国務大臣 かつて人事院が出した七百五十万という資料があるのは知っていますが、今、たしか公務員は四百三十万ですから、たしか国、地方合わせまして公務員の方は四百三十万、就業者人口五千三百万かな。だから、そのうち四百三十万の人の給与が約二%下がったら影響が全然ないなどと言うつもりは全くありませんけれども、それがよく、地方の景気をすべて足を引っ張るものとはこれだと言っているのは、民間の方からの立場で言わせていただくと、これだけの時代に公務員の給料が全然下がらないのかいかなのかという不満というのと同時に勘案せないかぬところだと思いますので、私は、今のお話は一面、決して否定するつもりはありませんけれども、他の方面も考

えないとかぬのではないかとこのことだと思っております。

○審名委員 直接の四百三十万を言っているんじゃないんですよ。七百五十万人が影響を受けるということはおうらかなんですよ。そのぐらいのことは認識しておいていただきたいと思うんです。

昨年のマイナス勧告がやられて、例えば昨年十月から十二月期の個人消費が〇・五%、ことしの四月から六月でも名目〇・二%、こういうマイナスにもなっているわけです。GDPの六割を占めているのは個人消費です。どう考えてもこの回復に対して冷水を浴びせるということはもうはっきりしているわけですね。だから、そういうことも勘案したのかと聞いているのに、まともな議論もされていないというのは本当に情けない話です。しかも、民間だけ低くて公務員だけが高くてそれでいいのか、納得が得られないというお話をされるんだけれども、では、私はお聞きしますが、公務員賃金の引き下げが民間企業の賃金引き下げに連動しているんじゃないか、そういう事態を引き起こしているんじゃないかと私は認識しています。そういう御認識はあるのでしょうか。

○麻生国務大臣 人事院総裁に聞いていただいた方がいいと思いますが、ゼロとは言いませんけれども、それが丸々、公務員にすべて合わせているという感じはありません。民間のに合わせているというのが人事院の通常の立場だと思っております。

○審名委員 ですから、公務員の賃金の切り下げが民間に影響を与える、民間に影響を与えたその賃金を基準にしてまた公務員賃金の切り下げが起るという賃金引き下げのスパイラルになっていくんじゃないですか、そういう御認識はないのでしょうか、ということをお聞きしています。

例えば、ことしの七月の政府の最低賃金審議会というところの議論があります。七月十七日に、最低賃金の目安ですね、目安に関する小委員会報告というのが、小委員会が議論されて報告が出ております。労働者側の委員が、最低賃金の水準を

改善することは、消費マインドを刺激し、日本経済を本格的な回復基調に乗せる一助となるという主張をいたしました。ところが、使用者側は、賃金の一般動向として、昨年の人事院勧告において引き下げ勧告が出されていることを重く受けとめる必要があるんだという反論をして、最低賃金の引き上げに対して、それをさせない最大の論拠にこれを使つてそういう議論をしている。民間の福祉や保育の労働者、中小企業で、マイナステクノロジに口実にした賃下げの提案が次々と出される。とうとうことしの春闘では、賃下げは当然、日本経団連は春闘終えん宣言、定昇廃止すら迫るということになってきているわけですね。

だから、私が聞いているのは、公務員賃金の引き下げと民間の賃金の引き下げというのがそれぞれが相まって、引き下げのそういうスパイラルをつくり出しているような側面がとりわけ生まれてきている、こういう御認識はないのですかと聞いているんです。

○麻生国務大臣 企業としては、国際競争力の足を引く張つておる最大のものは人件費という認識だというのはよくわかるということもありまして、公務員の給与と利用しているという御意見なんだと思いますが、それはゼロとは言いませんけれども、かといって、では公務員の給料を上げろという話が今の時代に通るかと言われれば、とてもじゃないんじゃないでしょうか。

私は、そういった意味で、何とかのサイクルとかいろいろな表現を使つておられるのは知らないわけじゃありませんけれども、基本的には、世界的な傾向の中にあつて、加えて、賃金は下がっているけれども物価も下がつておるといふのも事実でありますので、そういった意味では、今の話がすべて景気の足を引く張るものとすべてというふうな話にいかれるのは、なかなか理解のしにくいところでもあります。

○春名委員 先日、日本世論調査会が暮らし向き世論調査というのをやつたんですね。そうしますと、九月の下旬ですけども、十年前と比べた暮らし向きが、悪くなった、やや悪くなったが五

五・三、よくなった、ややよくなったが一三・五で、四倍以上なんです。暮らし向きが悪くなつていって、悪くなった最大の理由は収入の減少、これが六二・二。圧倒的なんですよ。そして、十年後の暮らし向きが、悪くなつていって、やや悪くなつていってふうに答えたのが三八・五。その理由の最大のものは、収入が減るだらうが六〇・〇、断トツでして、つまり、収入に対する今と将来への不安が地方景気の足を最大限引つ張つて、暮らし向きを悪くしている原因になつてい

る。大変くつきり出ているときなんです。こんなことをすれば、消費不況に本当に拍車をかけて、デフレを促進していくことになるんじゃないでしょうか。そのことを本当に考えていただきたい。

それから、民間の準拠との関係で人事院に次にお聞きしておきたいと思いますが、まず、なぜ一・〇七％のかをお聞きしたいと思いますが、

他のあらゆる調査を見ましても、一・〇七％の減少が出てまいりません。減らし過ぎではないか、その根拠がわからないという批判が大変強くあります。これは、どうしてこういうことになっているんですか。

○中島政府特別補佐人 先ほど黄川田先生にお答え申し上げましたように、公務員の給与を対民間比較する場合には、給与を決定する要素といふものを同じくする者同士の比較を行つて、我々は従来から較差率といふものを出してきたわけでございます。今回もその方式に変わりはございません。ラスパイル方式といふことになりましたけれども。

官民の給与を比較する場合に、このラスパイル方式にかわるような方式があるかということになりますと、賃金問題の専門家に聞いても、ラスパイル方式が一番いいだろうというふうな御意見でございますので、この方式を今後も続けてまいりたいというふうに考えております。

そこで、民間の調査機関といふのはこのことかよくわかりませんが、例えて言いますと日本経団連とか連合とか、そういうところがい

字を出しておられます。こういうところの数字といふのは、言うならば定点観測なんです。四月の時点における観測だ。我々の方は、定点観測に変わりはありませんけれども、通年の変化といふものを踏まえた上の定点観測だということでございます。

具体的に申し上げますと、最近よく新聞に出ておりますけれども、全日空が五％の賃金を引き下げるということをやつております。この五％の賃金が仮に引き下がったときに、来年全日空が三％の賃上げをした場合にどうなるかといふのは、三％の賃上げ率だということだけしか出てこないんです。ところが、官民の給与比較といふのは水準比較でございますので、そこにはやはり二％といふものの差があるということになるわけですね。民間の給与は二％引き下がつておるといふことでございます。

したがって、そういうことを考慮しながら議論を進めていかなければならないんじゃないかといふふうに思います。

○春名委員 調査の仕方が違つてくるやむを得ないというお話なんです。ぜひ公務員労働者そのものにその中身をきちつと説明しないと、私は納得を得られないと思うんですね。

毎月勤労世帯調査といふのは、もう今のお話にも出ましたけれども、その前の年との比較では〇・四％減です。民間の春闘結果を見てみても、定昇込みの引き上げ率が一・四から一・九％の間に大体分布しているということになってい

る。しかも、人事院の調査でも、ベースダウンを行った事業所は、一般職で三・六％、管理職で四・六％にすぎないということになってい

ます。約六割がベースアップを中止している。ベースアップを行っているという事業所も三分の一は、賃下げを行っている事業所は決して多くないといふのが人事院での調査でも明らかです。つまり、多くは賃金引き下げという不利益変更を回避するといふ努力が行われているんじゃないでし

うか。

よく総裁も人事院の方も言われるのは、情勢適応の原則といふふうにおっしゃるわけですが、それと、そのことを言うのであれば、こういう民間の動向にも留意することは私は情勢適応の原則だとも思いますけれども、この点の見解はいかがですか。

○中島政府特別補佐人 春名先生、るるお話しになりましたけれども、そういうことが民間企業の四月時点の賃金水準に反映しているといふふうには考えるべきだといふふうに思います。したがつて、私たちは民間企業から年度途中にどういふふうな合理化を行つたかといふことをよく聞きますけれども、それがすべて四月時点の賃金水準に反映しているといふことに間違いはないといふふうに考えておりますので、今のやり方といふのは正しいやり方だといふふうに考えております。

○春名委員 私、特に問題だと思つてい

るのを一点、総裁、もう一点聞かせていただきたいんですが、初任給周辺は〇・五％にマイナスを抑えるといふふうになつてい

ます。しかし、人事院の調査でも、大学卒業で八四・四％、高卒で八四・八％は初任給はマイナスではなくて据え置きをしてい

る、こ

にらみながら民間準拠していくのかというのは、判断として非常に難しいところでございますけれども、細部だけ見ると、先生のおっしゃるようなこともわからぬでもありません。しかし、公務員給与全体の体系というものを考えた場合には、少しまイナス幅を抑えながらやはり下げさせていたかどうかというのが体系としてはいい体系になっていくというふうな考えざるを得ないというふうに思います。それが一点でございます。

もう一つは調整の仕方でございますけれども、これもなかなか難しいんですけれども、十三年でしたか、プラスの額が非常に少ないというので、一定額で一時的に出したことがございます。この場合には、若い方にはそれなりにプラスになったというふうには思いますけれども、やはりどういうやり方をやるかということは、各省の官房とか労働団体の意見を聞きながら、余り事務的に複雑にならないように、また、おおむね個々の労働者の納得が得られるようにということをお慮しながら私たちが勧告をさせていただいておるということでございます。

○春名委員 おおむね労働者の同意を得られるようにということにおっしゃるわけですが、その同意、議論が得られるようにという意味できょう質問しているわけでありまして、もう一つ今度の勧告の問題点ですが、調整措置が結局不利益に当たるといふ問題についてです。

ことは、各人の四月の支給給与に対して較差一・〇七%を乗じる、これに法施行時点までの月数及び六月の一時金支給月数を乗じる方法に変更いたしました。しかし、こういう調整方法を変更しようとも、四月に賃下げの効果をさかのぼらせるという点では同一のものであります。公務員労働者の賃金というのは、法改定が行われるまで仮払いの状態というふうな事態になる。これでは安定的な生活保障になりません。

昨年大変大きな議論になりましたが、不利益不遡及という原則、これは、既に行われた労働に対してその時点での給与法によって支払われた賃金

を、これをちゃんと基本的にするということですが、賃金を数カ月後に調整し減らしてしまうということになりますと、やはり賃金の一般原則からいっても、今申し上げた不利益不遡及という原則からしても、これは非常に大きな問題が残るというふうに考えます。

これは、総務大臣は、この不利益不遡及という問題、当然給与法の大事な問題でございけれども、どういう認識をされていますか。

○麻生国務大臣 後で答えてもいますが、不利益不遡及という点を、昨年、去年のいわゆるこの法案審議の過程においていろいろ議論がなされたのを背景にして、たしか附帯決議がつけられたと記憶します。その附帯決議は、一年間における官民給与を均衡させる方法等を決定するに当たっては、職員団体等の意見を十分聴取し、理解を得るよう最大限の努力をすることという附帯決議だと理解をしております。

したがって、そういった意味では、今年はそのようなことがなるべく避けられるようにするために、四月のあれを基本にして、いわゆる法施行後の十二月の期末手当において一律に調整を行うものとするということとして、これで、いわゆる人事院のあれを踏まえて、事務の簡素化には最も資する適切なものということでこういう方法を勧告したものだ、私どもはそう認識しているんです。

○春名委員 どういう簡素化しようが、不利益を遡及しているというその事実には変わりないわけですが、だから、要するに、労働者は労働基本権を剥奪されていて、代償機能として人事院勧告があるわけですが、これだけの不利益をこうむる勧告に対して、労使の交渉によって妥結をしていくということとはできない。これはどう考えてもおかしい、私は本心にそう感じます。

人事院総裁には、また総務大臣にもお願いしたいと思いますが、やはり直接不利益を受けるという労働者に対して、きちっとした議論もあるし、情報も提供するし、調査方法の変更があるん

であればその中身を伝えるし、最低そういう努力をしないととても納得を得られるものではないというように私は思います。そのことを改めて申し上げておきたいと思えます。

最後に、若者の就職難問題で一点聞いておきたいと思うんです。

特に高校生と短大生の卒業生が受ける国家公務員Ⅲ種試験の採用者数ですね。これが、二〇〇二年、二〇〇三年、採用者数がどうなっているかをお知らせください。

○佐久間政府参考人 国家公務員採用Ⅲ種試験からの採用者数でございますけれども、二〇〇二年、平成十四年は三千七百七十七人、二〇〇三年、平成十五年は三千四百五十二人という数字になっております。これは、それぞれ前年の年に実施した試験からの採用者ということでございます。

○春名委員 一九八六年には、Ⅲ種採用者は一萬三千二百九十六名いたんですね。それが、今お話をいたしましたように、二〇〇二年に三千七百七十七名、二〇〇三年が三千四百五十二名、はつきり言って激減しているわけですね、激減。一方、Ⅱ種は、大学卒程度、官職で二級ですけれども、二千五百三十三名から三千九百名と若干ふやしているという状況であります。

そこで、総務大臣、ぜひ検討いただきたいと思うんですが、今政府は若者自立・挑戦プランというのを策定して、若者の就職難の解決に政府としても乗り出す必要があるという認識で取り組みを始めておられます。私たちはその認識が非常に大事だと思っております。若者の職業能力の蓄積がなされなくなると、企業の競争力、生産性の低下、経済基盤の崩壊が始まる、社会保障システムが脆弱化する、社会不安が増大する、少子化の一層の進行など深刻な社会問題を惹起する、こういうふうな認識されて、それで挑戦プランを策定されている。（発言する者あり）時間はあります。

いいですか、そういう、政府がやっているわけですので、私は、このⅢ種採用者の余りの激減さ、これを少なくとも緩和して、高校生や短大生の就職という問題について総務省としても、総務

大臣としても取り組む姿勢をぜひ見せていく必要があるというように思いますが、この点いかがでしょうか。

○麻生国務大臣 基本的に、今御指摘のところに若者自立・挑戦プランだったかな、挑戦プランと言ったと思いますが、あのプランの話とこの採用者数の問題は直接結びつくという話ではありませぬ。

ただ、基本的には、今、各社リストラをして、中高年やら何やらリストラしている最中に、新しい方をなかなか雇いにくい雰囲気であることも確かです。だから、そのところが不景気と結びつくんだと思いますが、離職者分しか入れられないとか、公務員の数の絶対量を今減らしているというふうな流れの中にもありますので、今、若者が入ってこないというふうなものも蓄積しないという御指摘はまことに正しいんだと思っております。いろいろなことを考えて、これは総合的に対処していかなばならぬ問題だと思っております。

（佐藤（勉）委員長代理退席、委員長着席）

○春名委員 終わります。

○遠藤委員長 次に、重野安正君。

○重野委員 社会民主党・市民連合の重野安正です。

法案審議に入ります前に、大臣に、大臣の政治姿勢並びに総務省の所管する諸般の問題について、まず質問いたします。

この間、改めてこれまでの政治家麻生太郎氏の発言を整理してみますと、見識を疑わせる発言をしておられます。一つは、ある大学の学園祭での、政調会長として行った、我が国の日韓併合時代の創氏改名問題に関する発言がそれでありまして、これについては内外から強い批判が上がりました。大臣は、言葉が足らず、真意が伝わらず残念で、申しわけなく思っている、遺憾な発言で、韓国国民に率直におわび申し上げると言ったものの、歴史認識については日韓双方の学者らで話し合いを続けていると言っており、発言自体は撤回しておられます。このようなやり方は往々にして見られるわけでありまして、大臣もまたその一人だと

いうことを示したわけでありました。

そこで聞きますが、当時、政調会長として発言したところについて韓国国民に率直におわび申し上げたのか、具体的な何についておわびしたのか。談話の文脈からしますと、私には、言葉が足りず真意が伝わらなかった、そのことに対するおわびと読み取れるのでありますが、大臣の説明をお願いいたします。

○麻生国務大臣 早稲田だったか東京大学だか、東大だったと思いますが、東大の五月祭でしたかね、そのときだったと記憶をいたしますけれども、そのときの発言だと思いますが、これにつきましては、その後のいろいろな話題を供しましたので、基本的にはかつての村山内閣総理大臣談話並びに橋本総理大臣の訪韓時の発言と同様の歴史認識を持つておるといふ点はきちんとそのときは申し上げております。

また、そのときに率直におわびを申し上げてということも、今言われたとおりの言葉だと思いますが、そのときに申し上げたのは、両国の歴史認識が違っているかという御指摘がありましたので、国の歴史認識というものは、今、目下、日本でも学者を含めて、いろいろ双方でやっておられる真つ最中ですから、これが正しいという答えは、これは双方いろいろ言い分がありますので、そういった話をよく踏まえたいと何とも申し上げられませんが、今の現状を御説明申し上げたと記憶をいたしております。

○重野委員 いろいろな紆余曲折がありますが、歴史は大きく動いております。過去、現在、そして未来に対する深い想像力、そのことが今政治家に最も求められている資質だろうというふうに思っています。日朝平壤宣言あるいは六者協議というものを見れば、いまだかすかなものとはいえ、東北アジアに新たな歴史の底流が始まっている、このように思います。これをいかに歴史の本流にするか、これが現在の政治家の使命ではないんでしょうか。

であれば、過去に朝鮮の人々がなぜ日本名の名刺をくれたと言ったのか、なぜ言わざるを得なかったのかという、歴史に対する想像力あるいは洞察

力、それが、他国の政治家はいざ知らず、少なくとも朝鮮を併合した我が国にあって政治家を名乗る者に求められているのではないのでしょうか。歴史認識には双方いろいろあると思います、そういう言動は想像力、洞察力の欠如の代名詞と言われても仕方がないんじゃないか。

大臣の認識、いまだ一度お聞かせください。

○麻生国務大臣 御質問の趣旨がよくわからないので、ちょっと、もう一回言っていただけですが、

○重野委員 時間もありませんが、よく聞いておいてください。

歴史認識には双方いろいろあるなどということではなくて、少なくとも我が国は朝鮮を併合したという紛れもない歴史を持つていくわけですから、そのことを踏まえて、今、半島の方々と向き合う、そのことが求められているのではないか。そのことに照らしてみれば、あなたの発言は私は容認できない。だから、本当に向き合っているのかどうか、そのことを聞かせてください、こう言っているんです。

○麻生国務大臣 これは、先ほど村山談話を例に引いたと思いますが、我が国が行った植民地支配により、その地域の人々に対し多大な損害と苦痛を与えたという歴史の事実を謙虚に受けとめ、反省と心からのおわびの気持ちを表示するという言葉が多分村山談話だと思いたすので、先ほど村山談話を踏まえたと答弁申し上げたと存じます。

○重野委員 平行線をたどるんですね。私は大変残念なことだと思います。今後、そういう点について、大臣、もっともつと深く考えていただきたいことを申し上げておきます。

次に、経済財政政策に対する認識についてお伺いします。

のですが、その考え方は基本的に間違っている、このように答えておられます。このことを確認したいと思えます。

○麻生国務大臣 住宅というものは、最も消費を喚起し得る、幅の広い問題だと思っております。したがって、住宅投資が幅広く喚起されるためには、少なくとも税制改正をするとか、いろいろな意味で、昨年末、住宅関連、相続税等々の税制も改正をさせていただいたところであります。

土地も少し下げた感じもしますし、住宅着工件数が下がりつつあるかなというところまでは戻ったんだと思いますが、基本的には、住宅というもののに対する発想が、住宅は消費と考えるのではなくて、住宅は投資と考えると、そういった方向に金を、個人の持っている預貯金がある方向に回って経済のバイがなくなっていく方向が正しいと申し上げております。

○重野委員 私が確認したかったのは、住宅産業新聞の記事ですね、インタビューの記事。竹中金融・経財担当のことは、供給を減らして財政を均衡させようというものであつて、その考え方は基本的に間違っている、こういうふうに言われているんです。その点を確認しているんです。

○麻生国務大臣 例えば、住宅金融公庫が使える金というものの使用を狭めれば住宅着工件数が減るといふことになります。それは、すべてが住宅金融公庫じゃなくて他の銀行から借りた分もありますけれども、住宅金融公庫でない離島にはなかなか金は貸してくれないとか、いろいろな条件が、固定金利で長期等々の住宅金融公庫の持つております部分、強さというのは非常に大きなものでありますので、こういったようなものをうまく活用するといふことでは、そこに対してある程度の金が行く、財投が行く等々のことを締めちゃうと、逆に供給を減らしますと今度は住宅融資に回る金の絶対量が減りますので、それは結果として経済全体の住宅への投資を促すことになりませんから、その意味では、当時、そこを締められるというお話を、政策金融機関は全部つぶす等々の話でしたから、御記憶かと思いますが、政策投資銀行はすべて、国民金融公庫や何か等々は全部や

める話があつた当時でしたから、そういった方向ではないのではないかとこのことを申し上げたと思ひます。

○重野委員 それでは聞きますけれども、今回の内閣改造で、というよりは自民党総裁選挙で、森前総理も青木参議院幹事長も、竹中経済財政担当大臣の更迭を小泉総理支持の条件、こういうふうには言っておられませんでした。

竹中金融・経済財政担当大臣は、構造改革路線、つまり縮小均衡、言いかえればサプライサイド路線の象徴的な存在である、小泉内閣の生命線であつたこともこれまた周知の事実。

となりますと、大臣の従来の考え方が変わっていないのであれば、小泉内閣の最も基本政策と称される部分において根本的に異なるわけでありまして、大臣は、そういう意味では、小泉内閣の閣僚の一員としてちゃんと色が違う、こういうことになるわけですか。

この点、大臣は、閣僚になられるに当たつて政策上どのように整合化したのか、この点について聞かせてください。

○麻生国務大臣 御存じのことかと思いますが、構造改革をするといふことに反対しているわけはありません。これが一番の問題点だと思ひますので、だから、根本的なところは、構造改革はせねばならぬ。

構造改革をするに当たつて手法にいろいろ問題があるという意見の違ひがいろいろ出てくるのまですぐ抑えられますと、私も私の方は全体主義でもなければ極めて自由主義でもやっておりますので、いろいろ意見が出てくるのは当然なところだと思ひております。いろいろな意見を聞かせた上で、決められたものは決めたようにしていくというルールになつておりますので。

その方、議員多数の支持を得られて当選をされたという方の組閣される内閣でありますので、いろいろな意見があつた方々を、結果的には選挙という極めて開かれた制度によつて決められておりますので、その方向に従つてやっておりますことである。大体、自由民主党というところは、そういうところでちゃんとまとまつていく

ものだと思っております。

○重野委員 それでは、次に移ります。郵政の民営化問題について伺いたいします。

二十九日の本会議におきまして、総理は、郵政三事業民営化法案を二〇〇五年の国会に提出する、これは選挙公約と言明いたしました。これに先立ちまして、大臣は、選挙公約とすることはやめた方がいいかと、二〇〇七年からの民営化について物理的にしんどい、あるいは、総理の郵政三事業の在り方について考える懇談会のもとめた三案以外の方法も検討するとも発言をしながら、総理に対しては、民営化に賛成である、そういう発言をしておられます。

閣僚としては総理の方針に従うのは当然であります。が、どうもこのようなマスコミ発言、本会議答弁を素直に聞きますと、民営化の否定にこそ大臣の真意はあるのではないかと、そういう受けとめ方が妥当ではないかというふうに私は考えるんですが、大臣の率直な見識をお聞かせください。

もう一点、総理の言う民営化日程の問題であります。が、この四月発足した郵政公社は、法に基づきまして、二〇〇六年度までの中期経営目標、中期経営計画を策定しています。仮に、総理の言うように、二〇〇五年に国会に法案が提出されるようになりますと、これら計画実績は何ら評価されないこととなります。このようなやり方は、行政評価手続を法制化した今日の行政制度のもとでは許されることではないのではないかと、このように考えますが、以上二点、大臣の見解をお聞かせください。

○麻生国務大臣 二点のお話があったと思いますが、最初の点につきましては、何度も申し上げましたように、小泉内閣の方針に従って取り組んでいくことにいたしております。

私どもの考えで、一案、二案、三案、先ほど春名議員にもお答え申し上げたと思うんですが、あの三案だけという話ではないのであって、しかも、あの三案ですら絞り込めなかったというのが事実だと思っておりますので、あの三案の中で、私どもは、基本としては、ほぼ今までと同じ、郵便貯金を全部やめちゃうというのと、真ん中と、

大きく分ければ三つぐらい意見が分かれるところだと思えます。

したがって、その中でやはり、議員にもお答え申し上げましたように、国民的論議を踏まえと総理も言っておられますように、私どもとしては、論議する場合に当たっては、民営化というのは目的ではありませんで、民営化は手段とっております。

何をいえば、先ほど春名議員からも御質問があつておりましたように、基本的には、今、お金、資金の流れが極端に郵便貯金、一千四百兆をちよつと切つておられますけれども、一千四百兆ぐらいの預貯金、いわゆる個人金融資産のうち、約三百四、五十兆のものが郵貯に傾き過ぎておるといふことなのであつて、そこらところがもう少し流動化しないと、いわゆる財政投融資だ、そういったところとどんでん返り過ぎるところが問題なのであつて、それは、もつと地方に、地域に金が回るようにするために民営化というのは議論が必要なんだ。

そもその民営化の始まつたとは多分これだった、私の記憶ではそういうことになっておるんです。で、あとは、民営化はそれを解消するための手段ですから、その手段として民営化するに当たっては、少なくとも民営化される側の、今勤めている人たちにとつてある程度安心感が無いとおまえの仕事はあしたからなくなるという話ではなかなかうまくいかないのではないかと。

したがって、勤めている従業員二十八万プラス十二万、約四十万ぐらいの方々の生活の安定も考えなきゃいかぬ。また、サービスを受けている国民、貯金している人、簡保に入っている方、また郵便サービスを受けておられる方々につきましても、同じように、均一料金で全国一律と言われる、いわゆるユニバーサルサービスというものを維持するという前提にならないととてもいかぬというところで、第三の道を考えていうのなら、あのいずれの案もその案はかなり危ないと思ひますので、第三の案を考へることが必要なのではないかというのを申し上げておきます。

当然、第二の質問に対しまして、これは郵政

の今公社化をいたしておりますので、その経営の内容を見ましても、幾つかいろいろ努力をしておられますことは私どもも知らないわけではございませんで、そういったものも十分に踏まえて、こういった公社の経営の改革の状況というものをよく知つた上で、新しく民営化をするに当たつても、仮にするにしても、その場合はどういう実績を踏まえたかという現場の話もよく聞いてみないと、一方的に話だけをやるよりは、やはり少なくとも、商船三井の経営者をやつた立派な方が今あそこに行かれて、今経営に従事しておられる方の率直な意見も十分に参考にさせていただき、この一年間の実績もよく踏まえ等々が国民的論議といふことにならうかと思ひますが、そういったところも踏まえて十分に検討させていただきます。

○重野委員 それでは次に、いわゆる三位一体問題について伺いたいします。

六月に閣議決定されました経済財政運営と構造改革に関する基本方針二〇〇三における国と地方の改革における三位一体、まず、この改革における三位一体について、大臣の認識、評価を聞かせてください。

○麻生国務大臣 三位一体の評価ですか。(重野委員「はい」と呼ぶ)画期的なことだと思ひます。税制、財政等々、これだけ大きな改革をやつたのは、多分、過去、少なくとも敗戦後初めて、これだけ大きいのではないと思ひます。

そういう意味では、今から物すごく頭の痛い話ではありますけれども、この話は、評価と言われれば画期的なことだと思ひます。

○重野委員 骨太の方針におきましては、総務省も財務省も三位一体なる言葉では一致をいたしました。しかし、その内容を見ていきますと、国庫補助負担金について、おおむね四兆円程度を目途に廃止・縮減等の改革を行い、税源移譲に当たつては、補助金の性格等を勘案しつつ八割程度を目安として移譲と書かれていただけであります。あとは二〇〇六年度までの予算編成を見てください、これが実態なんですね。

そこで聞きますが、臨時財政対策債、つまり赤

字地方債の廃止とこの三位一体改革なるものはいかなる関係に立つんでしうか。この改革内容あるいは手法からする限り、他の要素、つまり、地方財政の総額抑制措置がなされない限り、来年度も赤字地方債に依存することは目に見えているのではありませんか。このことは、来年度税収が概算要求総額の半分しかならないことから十分予測できることではあります。が、まず、この点について大臣の見解をお聞かせください。

もう一つは、三位一体といつても、地方財政の性格を踏まえれば当然の順序があるはずであります。地方分権推進委員会が最初から指摘するように、地方の歳入と歳出の乖離を均衡化すること、つまり、税源の地方移譲が先であつて、次いで、地方の行政運営の自由度を高めるための国庫補助負担金制度の改革があり、これらの後に地方交付税改革が来るのが当然の手順だと私は思ひます。ところが、谷垣財務大臣に至つては、地方交付税の議論が税源移譲の前提などと言つておられます。これらを見ますと、三位一体改革もまさに同床異夢。

そこで、大臣、この改革を推進するに当たつて、財政調整制度たる地方交付税はあくまでも地方交付税法にのつとて行つて、このことは、大臣、明言できますか。お聞かせください。以上二点。

○麻生国務大臣 三位一体、これは大体キリスト教の用語で、父と子と聖霊の御名によつて、三位一体という言葉が突如として役所用語になつたのは驚きましたけれども、この三位一体という言葉はまさにそのとおりでありまして、これは地方交付税だけ先にとりか、一つだけやるというようなことはいたしません。

それから、地方交付税の持つておりますのは、これは、財源を移譲されても、地方によつては財源を与えられたとしても対象にする企業もしくは大きな人口がない等々、地域間格差がありますのは御存じのとおりでありまして、仮に市町村合併が大幅に進んだとしても地域間格差がなくなるということにはならぬだろうと思ひますので、交付税の存在意義は極めて大きいと思つております。

で、やはり三位一体でやっていただくということにならざるを得ないだろうと思っております。

細目につきましては林財政局長の方から答弁させていただきます。

○林政府参考人 お答えを申し上げます。

三位一体の改革につきましては先ほど大臣の方からお答えがございましたが、私の方からは臨時財政対策債の点についてお答えをさせていただきますと思います。

御案内のように、臨時財政対策債は、現行の制度のもとでは、通常収支の財源不足が生じた場合に、これを国と地方が折半して負担することといたしておりますが、その際、国の一般会計からの臨時財政対策加算とセットで同額を負担するために発行することといたしているものであります。したがって、御懸念いただきましたこの臨時財政対策債の今後の動向につきましては、これを私ども、地方財政の改善あるいは健全化に向けて取り組む中で縮小する努力をしていかなければならないと思っておりますが、そのためには、まずは地方の財源不足を縮小していくことが第一に重要な課題となってくるものと考えております。

このため、私どもは、今後、経済社会の構造改革の推進等によります経済の活性化を図っていくことによりまして、地方税等の地方一般財源の収入増に努めていかなければならないとまず考えております。

加えまして、お触れになりました三位一体の改革を推進していく中におきましては、国の歳出の徹底的な見直しと歩調を合わせつつ、地方財政計画の歳出を見直しまして、地方財源不足の圧縮に努めることといたしておりますが、このような改革によりまして、国、地方を通じた歳出の効率化、財政の健全化の努力を図っていくことによりまして、まずは国、地方トータルのプライマリーバランスの黒字化を目指す、その上で、さらに地方財源不足の解消を目指すことが必要であると考えております。

今後、三位一体改革の推進につきましては、各省庁と連携をとりながら、私ども、地方財政の健

全化に向けての努力をしてまいりたいと考えているところでございます。

○重野委員 時間も余りありませんので、次に進みます。

人動問題について伺いたいと思います。

動告では、「給与構造の基本的見直し」として、地域に勤務する公務員の給与に関する研究会基本報告に基づきまして、地域の公務員給与構造全般を見直すことをうたっております。

そこで聞きますが、この中で、多くの民間企業では年功的人事・賃金体系を成果・実績重視の人事・賃金体系に改革して、成績に応じた個人の公平をより重視した仕組みへの見直しが進められていると指摘をしまして、民間の改定データを提示しております。が、果たしてこれをうのみにしていいのかという問題意識であります。というのは、一部民間企業におきましては業績評価システムの見直しが行われて、諸外国からも従来の我が国の人事給与制度を評価する声があることを見ますと、必ずしも現在の民間の状況が将来も続くとは思えないのであります。

この点、制度の変更を伴うものである以上、民間動向の観察には慎重さが求められると考えてますが、人事院の考え方を聞かせください。

○中島政府特別補佐人 給与構造の見直しということが最近よく言われます。その一つとして、成果主義の導入ということが言われておるわけですが、これも、この成果主義の導入というのは、先進的と言われる民間の大企業で今までかなり導入され、反省されているということもござります。したがって、そういう過程でどういう議論が行われ、今どういうような反省点が出てきておるかというのをよくわきまめたいと思いますか、それをよく把握したいというふうに思います。

例えて言いますと、今まで民間企業で言われておる成果主義というのは、個人成果主義ですね、どちらかというと。そうしますと、部門の成果あるいはまた全体としての成果というものはどうなるんだというようなことがございます。そういうような話とか、成果主義を導入するときには目標

管理制度というのが通常一対になって議論されておりますけれども、目標管理制度ということになりますと、年度当初に目標の中に組み込まれなかった仕事というものはどのようなものかというようなこともござります。いろいろなことが指摘されておりますので、そういうこともよく勉強してまいりたいというふうに思います。

ただ、一つ、先生よく御理解いただきたいのは、最近、民間企業の若手、特に若い労働者というのは、公務員の世界でも恐らく同じじゃないかと思っております。成果主義の導入について賛成しておる労働者が六〇%おるということでござります。したがって、そういうことを前提に、組織の末端で混乱が起きないようことを考えていかなきゃならないというふうに思います。

そのために、各省の官房とか、あるいはまた職員団体の方の意見もよく聞いて、いいものをつくっていくかなきゃならないというふうに思います。けれども、このことにつきましては、行革事務局の方でも、評価制度とか能力主義の基準とか、そういうものをお出しになるでしょう。そういうものをお出しになったときには、十分国会で議論していただくという機会があるんじゃないかというふうに思います。

○重野委員 この給与構造の基本的見直しが仮に、仮にです、制度化されますと、これまでの国家公務員の給与は、総額における民間準拠のみならず、地域的民間準拠に転換することになるんじゃないか、そういう気がいたします。その場合、同じ公務労働であっても、給与に格差が生じるだけではないに、地域的労働市場にも大きな影響をもたらすことになるのではないかと推測するんですが、人事院はどのように認識しておられるんでしょうか。

○中島政府特別補佐人 国家公務員というのは、地域を異にして頻りに異動いたしております。したがって、そういう公務員に適用する給与制度というものは、給与制度としてそれなりに、それを踏まえた上の整合性といえますか統一性というものが必要でございましょう。それは地方公務員と異なるところだというふうに思います。

ただ、国家公務員の、地域でお勤めの方の給与水準というのは当該地域の民間企業の給与水準に比べて高過ぎるという批判が全国各地であることも、これもまた事実でござります。したがって、そういう声を踏まえながら、どのように公務員の給与構造というものを変えていくか。今先生がお話しになりましたように、俸給表というものが年功主義的な要素が強過ぎるんじゃないかという声もありますから、そういう点も議論していかなくちゃならないでしょう。また、業績とかあるいはまた実績というものが給与の中に十分反映されていないんじゃないかというような指摘もありますので、それも検討していかなくちゃならないと思います。

したがって、私たちといたしましては、いろいろな方の御意見というものを聞かせていただきますけれども、我々が今まで地域で、いろいろな民間企業の代表者とかジャーナリズムの方とか地域の労働者の代表とか、そういう方から意見を聞いてまいりましたけれども、そういうものを総合しながら、公務員の中で地域でお勤めの方々の給与水準というものが地域の住民から批判されないような形のものをつくっていくかなきゃならない。しかし、そのときには、給与構造として統一性のあるといえますか、一つ筋の通ったものを考えていかなきゃならないだろうというふうに思います。

○重野委員 労働組合等々とも十分意見交換をしながら、よりよいものをつくり上げていただきたい、要望しておきます。

最後になりますが、次に公務員制度、特に能力等級制度について、前の国会中に石原大臣がこの委員会や予算委員会などで行った答弁を聞いた、また議事録を読んでみます。聞けば聞くほど、読めば読むほど、理解に苦しむ制度と言わざるを得ない。

特に印象に残っていることを聞きますが、石原大臣は、ことしの四月九日の決算行政監視委員会で、我が党の山口委員の質問に対して、仕事の難しさに応じて、能力等級というものをまず分

類する、そして、職員の皆さんについては、例えば中東問題であるならば中東問題を適切に処理することができるとの評価して、能力等級に位置づけるわけである、このように答弁しているわけです。

まず、石原大臣がこのような趣旨の答弁を行ったことが事実かどうか、行政改革推進事務局、確認をいたします。

○春田政府参考人 お答えを申し上げます。

今の、委員の方からお話のありました四月の九日でございますけれども、衆議院の決算行政監視委員会の山口わか子先生からの御質問の關係で、能力等級制に關しまして、いわゆる中東問題の経験ということで大臣がお答えになっておりますが……

○遠藤委員長 簡単にやれよ。

○春田政府参考人 はい。

そのときに、その中東問題の担当の課長につかせる、任用するといった場合に、そういう職員の能力というものを、現在の制度では潜在的な能力というふうなものをベースにして任用しているという面があるのではないかと趣旨でお答えになつてゐることは、そのとおりでございます。

○重野委員 時間も来たようでありますので、今後、公務員制度改革、引き続き私もただしていきたいと思つたので、よろしく願ひいたします。

以上で終わります。

○遠藤委員長 これにて両案に対する質疑は終局いたしました。

○遠藤委員長 これより両案を一括して討論に入ります。

討論の申し出がありますので、順次これを許します。矢島恒夫君。

○矢島委員 私は、日本共産党を代表して、一般職の職員の給与に關する法律等の一部を改正する法律案に對する反対の討論を行います。

反対の第一の理由は、前回の七千億圓に今回の六千六百億圓、二年前に比べると合わせて一兆三千六百億圓もの削減となる国と地方の公務員給与引き下げが、国民の懷を冷え込ませ、その削減分

以上に個人消費を冷え込ませ、經濟に悪影響をもたらすおそれ強いからであります。

構造改革の名によつて國民に痛みを押しつける小泉内閣は、国と地方の財政危機の最大の要因である公共事業ばらまき政策を基本的に温存する一方、年金給付切り下げ、雇用保険の改悪、配偶者特別控除の廃止など、四兆圓の國民負担増を國民に押しつけ、國民生活引き下げの政策を繰り返して、この公務員給与引き下げもその國民生活破壊政策の一環をなしているものであり、經濟政策の上から見て認めることはできません。

第二の理由は、二年連続の俸給月額、五年連続の平均年間給与の引き下げが、国と地方、七百五十万人の公務員労働者とその家族に、前回の十五萬圓と今回の十六萬三千圓の、合わせて平均年取三十一萬三千圓以上の削減の犠牲を強いるものになつており、また、給与引き下げを四月にさかのぼつて適用し、年末調整で清算する不利益過及の問題点を持つてゐることであり、さらに、この法改正が、民間労働者に対する賃下げ圧力に利用され、賃下げの悪循環を招く問題点も指摘せざるを得ません。

最後に、國民の懷を暖めて個人消費を拡大するために、社会的ルールを無視した大企業の非情なリストラなどを規制し、雇用対策やサービス残業改善対策などを急ぎ、低下を続ける労働者の賃金給与収入アップを図るなど、國民の懷を暖める政策への転換を政府に要求するものであります。

なお、特別職給与については特に異論がないことを申し上げて、討論を終わります。(拍手)

○遠藤委員長 次に、重野安正君。

○重野委員 私は、社会民主党・市民連合を代表し、給与関連二法案につきまして、反対の立場から討論を行います。

今回の人事院勧告に至る過程において、昨年の本委員会における附帯決議の趣旨を踏まえ、人事院と関係労働組合の間に真摯な交渉、協議が行われたことについては評価いたします。

しかしながら、本勧告は、月例給の二年連続の引き下げや一時金の大幅な月数削減で、年間給与は五年連続、かつ過去最大のマイナスとなつております。勧告どおり実施されれば、公務労働者の

生活に大きな影響を与えるものであります。しかも、政府の社会的給付に依存する多くの國民の消費生活や、公務員に準拠する地方における中小・未組織労働者への影響は極めて大きいものがあります。公務員給与のマイナス勧告は、賃金のマイナススパイラルを加速させ、現下の不況をさらに深刻化することにつながります。したがつて、法案につきましては反対いたします。

最後に、労働基本権の回復、労使協議による賃金決定システムのための真摯な議論が必要であること、寒冷地手当や給与制度、地域給与、短時間勤務制度などの課題についての関係当事者との十分な交渉、協議、合意を強く求め、私の討論を終わります。(拍手)

○遠藤委員長 これにて討論は終局いたしました。

○遠藤委員長 これより採決に入ります。

まず、一般職の職員の給与に關する法律等の一部を改正する法律案について採決いたします。

〔賛成者起立〕

○遠藤委員長 起立多数。よつて、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、特別職の職員の給与に關する法律及び二千五百日本國際博覽會政府代表の設置に關する臨時措置法の一部を改正する法律案について採決いたします。

〔賛成者起立〕

○遠藤委員長 起立多数。よつて、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

お諮りいたします。

ただいま議決いたしました両法律案に關する委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願ひたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○遠藤委員長 御異議なしと認めます。よつて、そのように決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○遠藤委員長 次回は、公報をもつてお知らせすることとし、本日は、これにて散會いたします。

午後零時三十九分散會

一般職の職員の給与に關する法律等の一部を改正する法律案

一般職の職員の給与に關する法律等の一部を改正する法律

(一)一般職の職員の給与に關する法律の一部改正
第一条 一般職の職員の給与に關する法律昭和二十五年法律第九十五号の一部を次のように改正する。

第十条の三第一項第一号中「三十一萬四千四百圓」を「三十萬七千九百圓」に改め、同項第二号中「五萬八千圓」を「五萬二千圓」に改める。

第十一條第三項中「二萬四千圓」を「一萬三千五百圓」に改める。

第十二條の九第一項第二号中「その」を「当該職員」に改め、「含む」の下に「のうちに当該職員その他人事院規則で定める者によつて新築され、又は購入された住宅であつて、当該新築又は購入の日から起算して五年を経過してないもの」を加え、同条第二項第二号を次のように改める。

二 前項第二号に掲げる職員 二千五百圓

第十九條の四第二項中「百分の百七十」を「百分の百四十五」に改め、同条第三項中「百分の百七十」とあるのは「百分の九十」とを「百分の百四十五」とあり、及び「百分の百五十」を「百分の百二十五」に、「百分の八十」を「百分の六十五」に改める。

第十九條の八第二項中「百分の百八十」を「百分の百六十」に改め、同条第三項中「百分の百八十」を「百分の百六十」に、「百分の九十五」を「百分の八十五」に改める。

第二十二條第一項中「三萬八千四百圓」を「三萬七千九百圓」に改める。

別表第一から別表第十までを次のように改める。

第一類第一号 総務委員會會議録第一号 平成十五年十月三日

6 級	7 級	8 級	9 級	10 級	11 級
俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
円 256,300	円 275,600	円 296,800	円 330,300	円 367,900	円 416,000
265,200	284,800	306,800	342,300	380,000	430,200
274,200	294,300	316,900	354,200	392,200	444,500
283,300	304,100	327,200	366,000	404,400	458,800
292,400	313,800	337,600	377,600	416,700	472,700
301,600	323,700	348,000	389,000	428,700	486,700
310,900	333,600	357,800	400,500	440,500	500,500
320,200	343,300	367,300	412,100	451,700	514,400
329,500	352,700	376,700	423,500	462,800	528,200
338,700	361,900	386,000	434,300	473,400	542,000
348,000	370,900	395,300	444,000	482,900	553,100
357,200	379,600	404,600	453,400	491,600	560,200
366,100	388,000	413,200	461,100	499,000	567,100
374,800	395,000	421,100	467,500	505,900	573,100
382,300	400,500	426,900	474,000	510,300	577,700
387,800	405,200	432,500	478,500		
392,800	409,400	436,300	482,800		
396,200	412,900	440,000	486,900		
399,700	416,600	443,900			
403,100	420,100	447,500			
406,500	423,600	451,100			
409,900	427,100				
413,300					
416,700					
292,800	309,700	331,300	365,800	400,400	453,100

する職員を除く。

の俸給月額は、この表の額にかかわらず、179,800円とする。

別表第一 行政職俸給表（第六条関係）

イ 行政職俸給表（一）

職員 の区 分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
	号俸	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額
再任 用員 以外 の員		円	円	円	円	円
	1	—	—	184,400	218,200	235,700
	2	134,400	170,700	191,400	226,200	244,600
	3	138,800	177,400	198,600	234,600	253,700
	4	143,300	184,400	205,700	243,500	262,300
	5	148,500	190,200	213,300	252,500	270,800
	6	154,300	195,500	221,100	260,900	279,400
	7	160,200	200,700	229,000	269,300	288,000
	8	166,500	205,800	236,400	277,600	296,400
	9	171,100	210,700	242,800	285,700	304,800
	10	174,600	215,100	249,200	293,600	313,100
	11	177,600	219,500	255,400	301,300	321,100
	12	180,300	223,700	260,900	308,600	328,500
	13	182,800	228,000	266,400	315,600	335,900
	14	184,800	231,200	271,400	322,400	343,100
	15	186,800	234,100	276,500	328,400	348,600
	16	188,400	237,200	281,000	334,000	353,300
	17		240,100	285,000	337,600	357,300
	18		243,000	288,700	340,900	360,600
	19		244,800	291,900	344,000	363,400
	20			294,200	346,300	366,300
	21			296,100	348,500	368,800
	22			298,100	350,800	371,300
	23			300,000	353,000	373,800
	24			302,000	355,200	376,400
	25			303,900	357,600	379,000
	26			305,700	359,800	381,600
	27			307,600	362,100	
	28			309,600	364,300	
	29			311,500		
	30			313,400		
	31			315,300		
	32			317,100		
再任 用員		150,100	187,400	215,300	251,700	269,000

備考（一） この表は、他の俸給表の適用を受けないすべての職員に適用する。ただし、第二十二条及び附則第三項に規定
（二） 3級の1号俸を受ける職員のうち、新たにこの表の適用を受けることとなった職員で人事院規則で定めるもの

ロ 行政職俸給表（二）

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
	号俸	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
再任用職員以外の職員		円	円	円	円	円	円
	1	—	165,000	183,700	201,200	226,300	254,600
	2	120,600	171,800	189,600	207,200	233,200	261,900
	3	124,300	177,700	195,400	213,400	240,100	269,200
	4	128,100	183,700	201,100	220,000	247,200	277,200
	5	131,900	189,000	207,100	226,200	253,900	285,200
	6	136,000	193,900	213,300	232,900	260,700	293,500
	7	140,700	198,900	219,900	239,100	267,300	301,900
	8	145,500	204,200	225,700	244,900	273,500	310,000
	9	151,500	209,400	231,800	250,600	279,200	318,000
	10	157,500	214,500	237,600	256,400	284,600	325,500
	11	164,700	219,900	243,100	261,700	290,100	333,000
	12	171,400	224,900	248,700	266,800	295,400	340,000
	13	177,200	229,700	253,800	271,800	300,700	347,000
	14	182,700	234,500	258,900	276,700	305,600	353,100
	15	187,400	239,300	263,700	281,400	310,200	359,200
	16	191,800	243,400	268,200	286,100	314,800	365,100
	17	196,200	247,400	272,900	290,100	319,000	370,700
	18	200,000	251,200	277,500	293,600	323,300	376,000
	19	203,600	254,400	281,800	296,800	327,300	380,900
	20	206,500	256,700	285,400	299,700	331,000	385,400
	21	209,500	258,800	288,000	302,500	334,400	389,800
	22	212,300	260,700	290,300	305,100	337,500	394,000
	23	215,200	262,000	292,600	307,800	339,900	397,200
	24	217,900	263,400	294,600	310,200	342,400	
	25	220,200	265,000	296,600	312,600	344,600	
	26	222,300	266,700	298,500	314,700	347,000	
	27	224,400	268,300	300,300	316,800	349,200	
	28	226,600	270,000	302,200	318,700		
	29	228,500	271,500	304,000	320,900		
	30	230,500	273,100	305,900	323,100		
	31	232,400	274,700	307,700	325,100		
	32	234,000	276,400				
	33		277,900				
再任用職員		193,300	204,800	212,100	228,500	253,800	286,800

備考 この表は、機器の運転操作、庁舎の監視その他の庁務及びこれらに準ずる業務に従事する職員で人事院規則で定めるものに適用する。

別表第二 専門行政職俸給表（第六条関係）

職員 の区 分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
	号俸	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
再任 職員 以外 の 職員		円	円	円	円	円	円	円
	1	—	219,300	266,900	303,800	330,300	367,900	416,000
	2	155,100	230,200	278,400	316,300	342,300	380,000	430,200
	3	161,800	241,300	290,000	327,500	354,200	392,200	444,500
	4	171,300	252,300	301,500	337,900	366,000	404,400	458,800
	5	178,200	263,000	313,000	348,300	377,600	416,700	472,700
	6	185,500	273,200	324,200	358,000	389,000	428,700	486,700
	7	192,500	283,500	334,000	367,400	400,500	440,500	500,500
	8	199,700	293,500	343,600	376,700	412,100	451,700	514,400
	9	206,800	303,500	352,900	386,000	423,500	462,800	528,200
	10	214,200	313,300	362,100	395,300	434,300	473,400	542,000
	11	222,000	321,200	371,000	404,600	444,000	482,900	553,100
	12	229,500	328,500	379,700	413,200	453,400	491,600	560,200
	13	236,800	335,900	388,100	421,100	461,100	499,000	567,100
	14	243,300	342,700	395,000	426,900	467,500	505,900	573,100
	15	249,700	347,400	400,500	432,500	474,000	510,300	577,700
	16	255,900	350,700	403,700	436,300	478,500		
	17	261,300	353,100	406,900	440,000	482,800		
	18	266,500	355,500	410,100	443,900	486,900		
	19	271,400	357,900	413,400	447,500			
	20	276,500	360,200	416,900	451,100			
	21	281,000	362,600	420,100				
	22	285,000	364,800	423,500				
	23	288,700						
	24	291,900						
	25	294,200						
再任 職員		210,200	252,700	302,400	336,500	365,800	400,400	453,100

備考（一） この表は、植物防疫官、家畜防疫官、特許庁の審査官及び審判官、船舶検査官並びに航空交通管制の業務その他の専門的な知識、技術等を必要とする業務に従事する職員で人事院規則で定めるものに適用する。

（二） 1級の6号俸を受ける職員のうち、新たにこの表の適用を受けることとなつた職員で人事院規則で定めるものの俸給月額は、この表の額にかかわらず、180,900円とする。

6 級	7 級	8 級	9 級	10 級	11 級
俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
円 286,400	円 306,100	円 327,100	円 357,500	円 392,000	円 430,500
295,800	315,900	337,200	367,700	403,900	441,800
305,200	325,900	347,300	377,800	415,800	453,200
314,900	336,000	357,500	387,800	426,900	464,500
324,900	346,000	367,700	397,800	437,400	475,600
334,900	355,900	377,800	407,500	446,900	486,700
344,800	365,700	387,600	417,200	456,400	500,500
354,700	375,500	397,400	426,800	465,100	514,400
364,300	385,100	407,000	436,300	474,100	528,200
373,700	394,700	416,500	445,500	482,400	542,000
383,100	404,200	426,000	454,000	490,900	553,100
392,600	413,700	435,400	462,200	499,400	560,200
401,900	423,100	444,200	470,500	508,000	567,100
411,300	429,800	452,200	478,700	515,300	573,100
419,900	436,200	459,500	486,700	519,500	577,700
425,500	441,600	465,800	490,700		
431,000	445,900	469,800	494,700		
435,200	450,100	473,700	498,600		
438,700	453,600	477,700			
441,900	457,000	481,400			
445,300	460,300	485,000			
448,700	463,800				
452,000					
455,400					
324,700	341,400	362,200	388,900	420,600	464,000

に適用する。

のの俸給月額は、この表の額にかかわらず、206,600円とする。

別表第三 税務職俸給表（第六条関係）

職員の 区分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
	号俸	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額
再任用職員 再任用職員以外の職員	1	円 —	円 —	円 212,200	円 247,200	円 266,400
	2	150,100	194,000	219,900	255,900	275,300
	3	156,300	201,300	227,000	264,900	284,400
	4	163,500	208,100	234,200	273,800	293,500
	5	170,900	213,600	241,100	282,800	302,500
	6	178,200	218,200	248,300	291,800	311,400
	7	186,800	222,800	255,600	300,700	320,300
	8	194,100	227,500	261,500	309,000	329,100
	9	196,800	230,900	267,200	317,400	337,700
	10	199,500	234,000	272,800	325,500	346,100
	11	201,500	236,800	278,400	333,300	353,000
	12	203,300	239,700	283,500	340,700	359,200
	13	205,000	242,700	287,800	345,800	364,700
	14	206,400	245,500	291,600	349,900	370,300
	15		247,400	295,100	353,700	375,300
	16			298,400	357,200	379,700
	17			300,400	359,800	383,100
	18				362,300	386,400
	19				364,400	389,500
	20				366,600	392,300
	21				368,700	394,700
	22				370,800	
	23				372,700	
	24					
再任用職員		163,000	205,500	231,700	275,000	294,700

備考（一） この表は、国税庁に勤務し、租税の賦課及び徴収に関する事務等に従事する職員で人事院規則で定めるもの
（二） 3級の1号俸を受ける職員のうち、新たにこの表の適用を受けることとなつた職員で人事院規則で定めるもの

6 級	7 級	8 級	9 級	10 級	11 級
俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
円	円	円	円	円	円
286,400	306,100	327,100	357,500	392,000	430,500
295,800	315,900	337,200	367,700	403,900	441,800
305,200	325,900	347,300	377,800	415,800	453,200
314,900	336,000	357,500	387,800	426,900	464,500
324,900	346,000	367,700	397,800	437,400	475,600
334,900	355,900	377,800	407,500	446,900	486,700
344,800	365,700	387,600	417,200	456,400	500,500
354,700	375,500	397,400	426,800	465,100	514,400
364,300	385,100	407,000	436,300	474,100	528,200
373,700	394,700	416,500	445,500	482,400	542,000
383,100	404,200	426,000	454,000	490,900	553,100
392,600	413,700	435,400	462,200	499,400	560,200
401,900	423,100	444,200	470,500	508,000	567,100
411,300	429,800	452,200	478,700	515,300	573,100
419,900	436,200	459,500	486,700	519,500	577,700
425,500	441,600	465,800	490,700		
431,000	445,900	469,800	494,700		
435,200	450,100	473,700	498,600		
438,700	453,600	477,700			
441,900	457,000	481,400			
445,300	460,300	485,000			
448,700	463,800				
452,000					
455,400					
324,700	341,400	362,200	388,900	420,600	464,000

する。
のの俸給月額は、この表の額にかかわらず、201,500円とする。

別表第四 公安職俸給表（第六条関係）

イ 公安職俸給表（一）

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級	5 級
	号俸	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
再任職員 再任用員外職		円	円	円	円	円	円
	1	—	—	—	—	231,000	267,000
	2	156,700	172,100	179,300	198,500	238,900	276,000
	3	163,300	179,300	188,400	206,600	247,600	285,200
	4	170,400	188,400	198,300	214,700	256,600	294,300
	5	177,400	198,300	205,700	222,000	265,700	303,500
	6	185,900	205,700	213,100	229,400	274,600	312,400
	7	195,600	213,100	220,200	236,700	283,700	321,200
	8	203,000	220,200	226,900	244,100	292,800	329,900
	9	210,300	226,900	234,000	252,200	301,900	338,600
	10	217,400	234,000	241,700	260,100	310,200	347,200
	11	224,100	241,700	249,600	268,100	318,500	355,200
	12	231,200	248,600	257,400	276,100	326,700	363,100
	13	238,600	256,400	265,400	284,100	334,900	370,800
	14	245,500	264,300	273,300	291,800	342,900	378,500
	15	253,300	272,100	281,200	299,500	349,900	386,100
	16	261,200	279,800	288,700	307,600	357,300	393,000
	17	268,500	286,900	295,900	315,800	364,800	400,000
	18	275,300	293,900	303,200	324,000	372,400	405,700
	19	281,600	300,700	310,500	331,900	380,000	411,100
	20	288,100	307,300	317,400	338,900	387,100	414,700
	21	294,500	314,000	324,500	346,300	394,000	417,700
	22	300,500	320,400	331,300	354,000	399,700	420,700
	23	306,800	326,600	338,100	361,600	405,500	423,700
	24	312,700	333,000	344,800	369,200	409,000	426,900
	25	318,300	339,400	351,300	376,200	412,000	429,700
	26	324,100	345,800	358,000	383,100	414,900	432,700
	27	329,700	351,800	364,000	389,000	417,900	
	28	334,600	357,200	369,400	394,800	421,100	
	29	338,200	361,900	374,200	398,300	423,900	
	30	341,800	366,300	379,100	401,300	426,700	
	31	345,600	370,800	382,100	404,200		
	32	349,400	373,300	384,700	407,100		
	33	351,700	375,900	387,400	410,300		
	34		378,400	390,100	413,100		
	35		381,000	392,900	415,800		
	36		383,500	395,600			
	37			398,200			
再任職員		242,900	253,100	256,300	262,200	276,400	304,700

備考（一） この表は、警察官、皇宮護衛官、入国警備官及び刑務所等に勤務する職員で人事院規則で定めるものに適用
（二） 3級の3号俸を受ける職員のうち、新たにこの表の適用を受けることとなった職員で人事院規則で定めるも

6 級	7 級	8 級	9 級	10 級	11 級
俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額
円 286,400	円 306,100	円 327,100	円 357,500	円 392,000	円 430,500
295,800	315,900	337,200	367,700	403,900	441,800
305,200	325,900	347,300	377,800	415,800	453,200
314,900	336,000	357,500	387,800	426,900	464,500
324,900	346,000	367,700	397,800	437,400	475,600
334,900	355,900	377,800	407,500	446,900	486,700
344,800	365,700	387,600	417,200	456,400	500,500
354,700	375,500	397,400	426,800	465,100	514,400
364,300	385,100	407,000	436,300	474,100	528,200
373,700	394,700	416,500	445,500	482,400	542,000
383,100	404,200	426,000	454,000	490,900	553,100
392,600	413,700	435,400	462,200	499,400	560,200
401,900	423,100	444,200	470,500	508,000	567,100
411,300	429,800	452,200	478,700	515,300	573,100
419,900	436,200	459,500	486,700	519,500	577,700
425,500	441,600	465,800	490,700		
431,000	445,900	469,800	494,700		
435,200	450,100	473,700	498,600		
438,700	453,600	477,700			
441,900	457,000	481,400			
445,300	460,300	485,000			
448,700	463,800				
452,000					
455,400					
324,700	341,400	362,200	388,900	420,600	464,000

る。

のの俸給月額、この表の額にかかわらず、206,600円とする。

ロ 公安職俸給表(二)

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
	号俸	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
再任用職員以外職員		円	円	円	円	円
	1	—	—	212,200	247,200	266,400
	2	150,100	194,000	219,900	255,900	275,300
	3	156,500	201,300	227,000	264,900	284,400
	4	164,200	208,100	234,200	273,800	293,500
	5	172,100	213,600	241,100	282,800	302,500
	6	180,000	219,200	248,300	291,800	311,400
	7	187,400	224,600	255,600	300,700	320,300
	8	194,100	229,500	262,400	309,000	329,100
	9	198,400	234,300	268,700	317,400	337,700
	10	202,400	238,900	275,200	325,500	346,100
	11	206,500	243,500	281,400	333,300	353,800
	12	210,200	248,400	286,900	340,700	361,400
	13	213,600	253,600	292,400	347,000	368,600
	14	216,900	258,400	297,700	352,100	375,800
	15	220,400	263,000	303,200	356,800	382,100
	16	223,700	267,100	307,700	361,100	387,200
	17	226,900	270,700	312,000	364,000	391,700
	18	229,600	274,400	316,100	367,000	395,300
	19	232,200	276,100	319,400	369,500	398,500
	20	234,300		321,700	372,300	401,600
	21	236,300		323,600	375,000	404,300
	22			325,500	377,200	406,700
	23			327,300	379,300	
	24			329,200	381,300	
	25			331,100		
	26			332,800		
再任用職員		170,500	212,600	239,900	277,200	297,800

備考(一) この表は、検察庁、公安調査庁、少年院、海上保安庁等に勤務する職員で人事院規則で定めるものに適用す
(二) 3級の1号俸を受ける職員のうち、新たにこの表の適用を受けることとなった職員で人事院規則で定めるも

別表第五 海事職俸給表（第六条関係）

イ 海事職俸給表（一）

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
	号俸	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
再任職員以外の職員		円	円	円	円	円	円	円
	1	—	—	250,400	300,700	328,400	365,600	449,100
	2	161,400	214,300	259,100	314,100	339,600	378,800	461,600
	3	170,700	222,700	268,100	327,000	350,800	392,000	474,000
	4	180,200	231,200	278,100	338,000	362,000	408,700	486,300
	5	189,900	238,900	291,600	349,100	373,100	425,800	498,200
	6	200,100	246,500	304,900	360,200	383,900	442,500	509,700
	7	210,700	253,900	317,600	371,200	397,700	454,400	521,000
	8	217,100	260,800	326,000	382,000	411,300	465,900	531,000
	9	223,200	268,400	334,400	392,700	424,500	476,600	540,100
	10	227,700	275,600	342,700	403,300	433,700	487,200	546,900
	11	231,300	282,600	350,500	413,800	442,400	497,300	553,700
	12	235,100	288,700	358,000	422,200	450,700	505,700	560,100
	13	238,700	294,400	365,300	429,000	458,700	512,700	566,200
	14	242,500	300,100	372,200	435,800	465,200	518,500	571,800
	15	245,700	304,600	379,000	442,400	470,100	524,000	576,200
	16	248,900	309,100	385,300	446,700	474,100	528,800	
	17	252,100	313,300	391,200	449,800	477,900	532,700	
	18	255,200	316,300	394,100	453,100	481,600	536,500	
	19	257,000	319,200	397,000	456,500	485,400	540,300	
	20			399,600	459,800	489,100	544,200	
	21			402,500	463,200	492,700		
	22			405,200	466,700	496,300		
	23			408,100	470,000	500,000		
	24			410,900	473,300			
	25			413,800	476,800			
	26			416,900				
	27			419,800				
再任職員		220,300	250,600	289,100	341,000	367,100	405,800	476,300

備考 この表は、遠洋区域又は近海区域を航行区域とする船舶その他人事院の指定する船舶に乗り組む船長、航海士、機関長、機関士等で人事院規則で定めるものに適用する。

ロ 海事職俸給表 (二)

職員 の 区分	職務 の 級 号俸	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
		俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
再任 職員 以外 の 職員	1	円 —	円 —	円 203,000	円 229,400	円 260,200	円 292,600
	2	136,800	172,000	209,800	236,600	268,300	300,700
	3	140,800	179,800	216,000	243,900	276,800	308,700
	4	145,800	188,500	222,600	252,200	284,700	316,800
	5	151,600	196,000	229,400	260,000	291,600	325,000
	6	157,500	202,500	236,600	267,800	298,300	333,600
	7	164,300	208,900	243,900	275,800	304,700	342,000
	8	171,800	214,300	252,200	282,300	311,200	350,000
	9	178,800	220,200	259,900	288,700	317,100	357,700
	10	187,000	226,200	267,700	295,100	323,000	365,400
	11	194,500	232,400	275,100	301,100	328,800	373,200
	12	200,800	238,700	281,500	306,700	334,300	380,500
	13	207,100	244,600	287,700	311,800	340,000	387,800
	14	212,400	250,600	293,800	316,800	345,100	394,600
	15	217,300	256,700	299,400	321,200	349,800	400,900
	16	222,300	262,500	304,700	325,300	354,500	406,700
	17	227,100	268,000	309,100	328,900	358,600	412,500
	18	231,800	273,500	313,400	332,200	362,300	418,100
	19	236,700	278,800	317,600	335,600	365,300	423,600
	20	240,800	283,400	321,200	338,500	368,100	428,600
	21	243,800	287,200	323,800	341,400	371,000	433,200
	22	246,700	289,900	326,300	343,600	373,700	437,500
	23	248,600	292,400	328,800	345,800	376,600	441,000
	24		294,800	330,900	347,800	379,400	
	25		296,700	332,900	350,000	382,100	
	26		298,100	334,900	352,100	385,000	
	27		299,500	336,700	354,300	387,700	
	28		301,200	338,600	356,600		
	29		302,800	340,500	358,800		
	30			342,300			
	31			344,100			
再任 職員		215,100	229,700	235,700	258,400	288,700	325,900

備考 この表は、船舶に乗り組む職員（海事職俸給表（一）の適用を受ける者を除く。）で人事院規則で定めるものに適用する。

別表第六 教育職俸給表（第六条関係）

イ 教育職俸給表（一）

職員 の区 分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
	号俸	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額
再任 職員 以外 の職員		円	円	円	円	円
	1	—	—	252,700	285,600	365,900
	2	160,800	202,800	265,600	300,500	381,000
	3	168,700	211,600	278,300	315,700	393,400
	4	178,800	220,500	292,000	330,600	405,600
	5	189,600	230,000	305,900	345,800	417,600
	6	197,300	239,400	319,600	360,700	429,300
	7	204,600	251,900	332,800	375,700	440,800
	8	212,300	264,200	346,200	386,600	452,300
	9	220,600	276,600	359,100	397,000	463,500
	10	229,900	288,000	368,900	406,600	474,700
	11	237,500	300,000	378,900	415,600	486,100
	12	246,100	311,800	388,400	424,200	497,300
	13	254,000	319,700	397,100	432,600	508,500
	14	261,900	326,600	405,500	440,200	519,700
	15	269,300	333,200	413,100	447,600	530,000
	16	276,500	339,700	420,500	454,700	539,200
	17	283,200	346,200	427,600	460,900	548,300
	18	289,600	352,000	434,700	466,500	557,200
	19	295,900	357,700	440,500	472,000	566,100
	20	301,900	363,300	445,400	477,400	574,300
	21	307,600	368,800	449,800	482,700	580,600
	22	312,500	374,300	452,900	487,900	585,600
	23	317,000	378,900	456,000	493,000	590,200
	24	321,400	382,800	458,900	497,000	
	25	324,900	385,700	462,000	500,300	
	26	328,000	388,400	465,000	503,600	
	27	331,000	391,300	468,100		
	28	333,700	394,000	471,100		
	29	335,900	396,800			
	30	337,900	399,400			
	31	340,000	402,200			
	32	342,000	405,000			
	33	344,000	407,900			
	34	346,000	410,700			
	35	348,000				
	36	350,100				
	37	352,200				
	38	354,400				
再任 職員		239,500	288,100	304,100	336,400	417,800

備考 この表は、大学及びこれに準ずるもので人事院の指定するものに勤務する教授、助教授、講師、助手その他の職員で人事院規則で定めるものに適用する。

ロ 教育職俸給表(二)

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級
	号俸	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額
再任職員以外の職員		円	円	円	円
	1	—	—	311,100	404,900
	2	147,400	191,100	324,600	414,900
	3	153,600	198,000	337,800	424,300
	4	160,800	205,000	347,900	433,700
	5	168,700	212,400	358,000	443,100
	6	177,700	220,300	368,300	452,000
	7	187,700	231,300	378,200	460,800
	8	194,300	242,800	387,700	469,200
	9	201,000	254,400	397,200	478,200
	10	207,700	266,700	406,100	487,100
	11	214,800	279,400	414,900	497,000
	12	222,100	292,500	423,500	506,100
	13	230,300	306,100	431,700	514,500
	14	238,000	319,500	439,400	521,800
	15	245,900	332,100	446,800	526,200
	16	253,800	342,000	454,200	
	17	261,600	351,900	462,200	
	18	269,300	361,900	470,200	
	19	276,900	371,300	478,100	
	20	283,700	380,600	485,900	
	21	290,300	389,500	493,700	
	22	296,400	397,400	500,500	
	23	302,400	404,500	504,500	
	24	308,300	411,700		
	25	314,100	418,400		
	26	319,900	424,700		
	27	325,300	430,100		
	28	330,700	435,300		
	29	335,700	440,100		
	30	339,400	444,400		
	31	342,400	448,700		
	32	345,200	452,900		
	33	348,000	455,700		
	34	350,000			
	35	352,000			
	36	353,800			
	37	355,500			
	38	357,200			
	39	359,400			
	40	361,400			
再任職員		238,500	283,700	355,000	431,000

備考(一) この表は、高等学校及びこれに準ずるもので人事院の指定するものに勤務する校長、教頭、教諭、養護教諭、助教諭、実習助手その他の職員で人事院規則で定めるものに適用する。

(二) この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員で人事院規則で定めるものの俸給月額
は、この表の額に8,200円をそれぞれ加算した額とする。

ハ 教育職俸給表 (三)

職員 の 区 分	職務 の 級	1 級	2 級	3 級	4 級
	号俸	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額
再任 職員 以外 の 職員		円	円	円	円
	1	—	—	270,000	400,100
	2	147,400	162,900	283,600	408,800
	3	153,600	171,200	297,400	417,200
	4	160,800	180,200	311,100	425,600
	5	168,700	191,100	324,600	433,900
	6	177,700	198,000	337,800	441,600
	7	187,700	205,000	347,900	449,200
	8	194,300	212,400	358,000	456,400
	9	200,900	220,300	368,300	463,300
	10	207,500	231,300	377,000	470,000
	11	214,200	242,800	385,400	476,900
	12	221,100	254,400	393,400	484,000
	13	228,400	266,700	401,200	490,400
	14	235,600	279,400	408,700	495,600
	15	242,600	292,500	416,100	499,500
	16	249,700	306,100	423,300	
	17	256,200	319,500	430,000	
	18	262,600	332,100	436,600	
	19	269,100	342,000	443,100	
	20	274,900	351,800	448,900	
	21	280,200	361,700	454,300	
	22	285,100	370,000	458,900	
	23	289,800	378,200	463,100	
	24	293,900	385,800	466,800	
	25	297,300	392,600	469,900	
	26	300,600	398,900	472,700	
	27	303,900	404,600		
	28	306,300	409,800		
	29	308,100	414,600		
	30	309,900	419,400		
	31	311,600	424,100		
	32	313,300	428,100		
	33	315,000	432,300		
	34		436,200		
	35		439,800		
	36		442,200		
再任 職員		227,100	280,300	347,200	420,800

備考 (一) この表は、中学校、小学校、幼稚園及びこれらに準ずるもので人事院の指定するものに勤務する校長、園長、教頭、教諭、養護教諭、助教諭その他の職員で人事院規則で定めるものに適用する。

(二) この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員で人事院規則で定めるものの俸給月額
は、この表の額に8,000円をそれぞれ加算した額とする。

二 教育職俸給表(四)

職員 の区 分	職務 の級 号俸	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
		俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額
再任 職員 以外 の 職員		円	円	円	円	円
	1	—	204,000	252,700	315,700	452,200
	2	169,500	212,300	265,600	330,600	463,400
	3	180,100	220,800	278,300	345,800	474,600
	4	191,400	230,200	292,300	360,700	485,800
	5	202,800	239,500	306,400	375,700	497,000
	6	209,700	251,900	320,200	386,600	508,200
	7	217,000	264,200	335,200	397,000	519,500
	8	224,800	276,600	350,100	407,700	529,800
	9	232,600	289,100	365,100	417,600	539,000
	10	240,700	302,100	376,000	429,300	548,100
	11	249,000	314,900	386,400	440,800	556,900
	12	257,200	327,700	396,900	452,300	565,900
	13	265,200	340,500	406,500	463,500	573,900
	14	272,700	353,100	415,600	474,700	580,400
	15	280,300	362,000	423,900	485,900	585,400
	16	287,500	370,900	431,900	497,100	590,000
	17	294,600	379,700	439,300	508,300	
	18	301,300	388,000	446,400	516,500	
	19	307,600	396,100	452,500	521,800	
	20	313,200	403,800	457,800	526,900	
	21	318,400	411,600	462,800	532,500	
	22	323,200	419,000	467,500	538,200	
	23	328,000	426,100	472,200	543,500	
	24	332,200	432,200	476,900	548,100	
	25	336,100	437,400	480,400	552,200	
	26	339,500	442,400	483,600		
	27	342,000	447,000	486,900		
	28	344,300	451,700			
	29	346,900	456,400			
	30	349,600	459,800			
	31	352,200	463,000			
	32	354,700	466,100			
	33	357,100				
	34	359,500				
	35	362,100				
	36	364,700				
	37	367,200				
再任 職員		252,200	301,700	326,800	403,600	482,000

備考 この表は、高等専門学校及びこれに準ずるもので人事院の指定するものに勤務する校長、教授、助教授、講師、助手その他の職員で人事院規則で定めるものに適用する。

別表第七 研究職俸給表（第六条関係）

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
	号俸	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
再任職員以外の職員		円	円	円	円	円
	1	—	—	255,100	296,700	340,400
	2	134,500	183,500	268,300	310,500	352,500
	3	138,900	193,300	281,700	324,300	364,800
	4	144,000	202,400	294,900	338,200	377,100
	5	150,300	211,500	308,300	348,900	389,000
	6	157,800	221,000	322,000	358,700	401,600
	7	166,300	232,500	335,600	368,300	414,400
	8	175,300	243,800	345,600	377,900	427,900
	9	183,600	255,100	354,900	387,200	441,100
	10	190,900	264,900	363,400	396,300	454,100
	11	198,300	275,100	371,000	405,200	467,000
	12	206,000	285,000	377,800	413,900	479,400
	13	213,700	292,200	384,200	422,400	491,600
	14	221,500	298,900	390,300	430,700	503,300
	15	229,700	305,600	396,300	438,300	514,800
	16	238,000	312,200	402,200	445,800	526,100
	17	244,300	318,800	407,300	453,200	537,700
	18	250,400	325,500	411,600	460,500	548,100
	19	256,500	331,900	416,000	467,000	555,900
	20	262,400	338,200	420,000	473,700	562,800
	21	267,800	344,500	423,900	478,700	568,700
	22	273,100	349,300	427,700	483,200	573,900
	23	278,200	353,400	431,500	487,000	577,900
	24	283,200	356,200	434,900		
	25	287,900	359,000	438,200		
	26	291,700	361,800			
	27	295,300	364,600			
	28	298,200	367,400			
	29	300,600	370,100			
	30	302,600				
	31	304,700				
	32	306,600				
再任職員		217,600	263,400	297,500	340,400	396,000

備考 この表は、試験所、研究所等で人事院の指定するものに勤務し、試験研究又は調査研究業務に従事する職員で人事院規則で定めるものに適用する。

別表第八 医療職俸給表（第六条関係）

イ 医療職俸給表（一）

職員 の区 分	職務 の級 号俸	1 級	2 級	3 級	4 級
		俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額
再任 職員 以外 の職 員		円	円	円	円
	1	—	295,800	347,000	425,700
	2	235,900	311,900	363,600	438,500
	3	245,800	328,200	380,300	450,500
	4	261,000	344,600	396,900	462,300
	5	276,900	361,000	409,400	473,600
	6	292,700	377,500	422,200	484,900
	7	307,600	394,100	434,700	495,600
	8	323,100	406,600	446,700	506,000
	9	337,800	418,000	458,200	516,100
	10	350,700	428,600	469,000	525,700
	11	363,400	438,100	479,800	535,400
	12	375,800	447,200	490,100	544,300
	13	385,000	456,100	499,800	552,900
	14	393,800	464,800	509,500	561,500
	15	401,000	473,500	517,800	569,800
	16	405,700	482,000	526,200	578,200
	17	410,200	488,000	534,600	586,000
	18	412,700	492,900	541,200	592,500
	19		497,000	547,700	597,700
	20		500,300	552,400	602,300
	21		503,800	557,000	
	22		507,300	561,600	
	23		510,700	565,700	
	24		514,100	569,800	
再任 職員		294,700	346,500	397,800	465,300

備考 この表は、病院、療養所、診療所等に勤務する医師及び歯科医師で人事院規則で定めるものに適用する。

ロ 医療職俸給表（二）

職員 の区 分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
	号俸	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
再任 職員 以外 の職員		円	円	円	円	円	円	円	円
	1	—	—	205,400	228,600	265,200	306,800	342,100	405,600
	2	139,000	176,600	212,500	236,800	274,600	316,900	353,600	417,600
	3	144,500	183,000	219,700	245,200	284,000	326,900	365,300	429,600
	4	151,300	189,400	227,400	253,700	293,500	336,900	376,900	441,600
	5	157,900	196,100	235,500	262,200	303,200	346,900	388,200	453,500
	6	165,500	202,600	243,700	270,600	312,800	356,500	399,700	465,400
	7	173,100	209,200	252,100	279,200	322,600	366,000	411,400	477,200
	8	179,300	215,600	260,400	287,900	332,100	375,500	423,000	489,300
	9	185,400	222,400	268,700	296,600	341,500	385,000	434,200	501,700
	10	190,700	229,700	277,000	305,300	350,700	394,500	444,200	514,200
	11	196,100	236,600	285,200	313,800	359,800	404,000	453,700	521,800
	12	201,300	243,300	293,200	322,100	368,200	412,600	461,600	528,900
	13	206,200	249,800	301,100	329,800	376,800	420,700	467,900	535,500
	14	211,000	256,200	308,800	337,400	384,500	426,700	474,300	542,100
	15	215,400	261,700	316,100	344,600	390,600	432,400	480,900	547,400
	16	219,800	267,100	323,100	350,400	396,300	436,300	485,000	551,700
	17	223,900	272,100	329,500	355,400	400,900	440,000	489,100	
	18	228,100	277,200	335,500	360,000	405,400	443,900		
	19	231,500	281,600	339,400	363,400	409,200	447,500		
	20	234,400	286,000	343,400	366,900	412,600	451,100		
	21	237,400	289,200	346,800	370,100	416,100			
	22	239,700	291,700	349,500	372,900	419,500			
	23	241,400	294,000	352,100	375,700	422,900			
	24		295,700	354,400	378,000				
	25		297,500	356,700	380,400				
	26		299,200	358,700	382,900				
	27		301,100	360,800	385,500				
	28		302,800	362,900					
	29			365,100					
	30			367,300					
再任 職員		188,400	215,500	253,400	270,700	301,000	338,800	374,300	438,100

備考 この表は、病院、療養所、診療所等に勤務する薬剤師、栄養士その他の職員で人事院規則で定めるものに適用する。

ハ 医療職俸給表 (三)

職員 の区 分	職務 の級 号俸	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
		俸給月額 円	俸給月額 円	俸給月額 円	俸給月額 円	俸給月額 円	俸給月額 円	俸給月額 円
再任 職員 以外 の職 員	1	—	—	220,900	243,200	274,400	310,800	343,100
	2	152,000	178,900	227,800	250,400	282,800	320,200	354,600
	3	157,600	187,300	235,600	257,700	291,300	330,200	366,200
	4	163,400	196,600	242,800	265,200	299,700	340,400	377,700
	5	169,600	202,300	250,000	272,700	308,300	350,500	389,300
	6	177,800	208,200	257,300	280,400	316,900	360,200	401,200
	7	186,200	214,100	264,600	288,100	325,200	369,700	413,300
	8	194,900	220,700	271,900	296,000	333,500	379,100	424,600
	9	200,000	227,600	279,200	303,900	341,100	388,800	435,700
	10	205,300	235,300	286,800	311,900	348,600	398,600	446,200
	11	210,600	242,500	294,300	319,600	356,100	408,500	456,500
	12	216,000	249,700	301,900	327,100	363,400	417,700	465,500
	13	221,600	257,000	309,200	334,200	370,900	426,100	473,300
	14	227,400	264,300	316,200	341,100	378,200	434,700	481,000
	15	233,300	271,500	323,100	347,900	385,700	443,000	488,700
	16	239,000	278,700	329,500	354,400	392,700	450,700	495,700
	17	244,600	286,000	335,800	360,700	399,300	458,400	500,400
	18	250,100	293,100	341,700	366,900	405,200	466,100	504,600
	19	255,900	300,000	347,600	372,900	409,900	473,000	508,400
	20	261,300	306,900	353,400	378,400	414,000	477,600	
	21	266,300	313,700	359,100	383,700	418,200	481,600	
	22	271,300	319,800	364,600	388,600	422,000	485,100	
	23	275,500	325,600	369,700	392,500	425,300		
	24	279,900	331,400	374,600	395,800	427,800		
	25	283,900	336,800	378,600	398,900			
	26	288,000	340,700	381,900	402,200			
	27	291,500	344,000	384,900	405,100			
	28	294,600	347,000	387,700	407,500			
	29	297,100	349,700	390,500				
	30	299,200	351,800	393,200				
	31	301,000	353,800	395,500				
	32	302,900	355,700					
	33	304,800	357,600					
	34	306,700	359,700					
	35	308,600	361,800					
	36	310,500	364,000					
	37	312,300	366,300					
	38	314,400	368,500					
	39	316,300						
	40	318,400						
	41	320,200						
再任 職員		235,200	267,900	274,900	286,200	309,000	350,100	380,500

備考 この表は、病院、療養所、診療所等に勤務する保健師、助産師、看護師、准看護師その他の職員で人事院規則で定めるものに適用する。

別表第九 福祉職俸給表（第六条関係）

職員 の区 分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
	号俸	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
再任 職員 以外 の職 員		円	円	円	円	円	円
	1	147,200	190,000	236,900	257,700	296,800	330,300
	2	151,900	197,200	245,700	266,600	306,800	342,300
	3	157,400	204,400	254,700	275,600	316,900	354,200
	4	163,100	211,700	263,200	284,800	327,200	366,000
	5	169,200	219,400	271,600	294,300	337,600	377,600
	6	175,900	227,400	280,000	304,100	348,000	389,000
	7	182,700	235,800	288,400	313,800	357,800	400,500
	8	189,900	244,500	296,900	323,700	367,300	412,100
	9	195,900	253,500	305,200	333,600	376,700	423,500
	10	201,300	261,800	313,300	343,300	386,000	434,300
	11	206,700	270,100	321,300	352,700	395,300	444,000
	12	211,700	278,300	328,600	361,900	404,600	453,400
	13	217,100	286,300	335,900	370,900	413,200	461,100
	14	222,500	294,100	343,100	379,600	421,100	467,500
	15	227,900	301,700	348,600	388,000	426,900	474,000
	16	233,100	308,900	353,300	395,000	432,500	478,500
	17	238,400	315,800	357,300	400,500	436,300	482,800
	18	243,000	322,500	360,600	405,200	440,000	486,900
	19	247,300	328,400	363,400	409,400	443,900	
	20	251,600	334,000	366,300	412,900	447,500	
	21	255,600	337,600	368,800	416,600	451,100	
	22	259,500	340,900	371,300	420,100		
	23	262,900	344,000	373,800	423,600		
	24	266,200	346,300	376,400	427,100		
	25	269,000	348,500	379,000			
	26	271,600	350,800	381,600			
	27	273,700	353,000				
	28	275,700	355,200				
	29	277,700	357,600				
	30	279,600	359,800				
	31	281,500	362,100				
	32	283,400	364,300				
	33	285,200					
	34	287,100					
	35	288,900					
	36	290,800					
	37	292,600					
	38	294,400					
	39	296,100					
再任 職員		201,400	251,700	269,000	308,300	331,300	365,800

備考 この表は、身体障害者更生援護施設、児童福祉施設等で人事院の指定するものに勤務し、入所者の指導、保育、介護等の業務に従事する職員で人事院規則で定めるものに適用する。

別表第十 指定職俸給表（第六条関係）

号	俸	給	月	額
				円
1				573,000
2				636,000
3				704,000
4				783,000
5				843,000
6				906,000
7				991,000
8				1,069,000
9				1,146,000
10				1,227,000
11				1,301,000
12				1,328,000

備考 この表は、事務次官、外局の長、大学の学長、試験所又は研究所の長、病院又は療養所の長その他の官職を占める職員で人事院規則で定めるものに適用する。

第二号 一般職の職員の給与に関する法律の一部を次のように改正する。

第十一条の七第一項中「移転した場合」の下に「これらの職員が当該異動又は移転の日の前日に在勤していた地域又は官署に引き続き六箇月を超えて在勤していた場合その他当該場合との権衡上必要があると認められる場合として人事院規則で定める場合に限る。」を加え、「いう。」を「いう。以下この項において異動等後の支給割合」という。がに、「同項各号」を「同条第二項各号」に、「いう。」を「いう。人事院規則で定める場合には、当該支給割合を超えない範囲内で人事院規則で定める割合とする。以下この項において異動等前の支給割合」という。に、「の日の前日に在勤していた地域又は官署に係る調整手当の支給割合(第十一条の三第二項各号に掲げる割合をいう。を)に係るこの項本文の規定による調整手当の支給割合」に、「三年」を「二年」に、「当該異動等の日の前日に在勤していた地域又は官署に在勤するものとした場合に第十一条の三の規定により支給されることとなる調整手当(当該異動等の日の前日に在勤していた地域又は官署に係る調整手当の支給割合(同条第二項各号に掲げる割合をいう。以下この項において同じ。が)が当該異動等の後に改定された場合にあつては、当該異動等の日の前日の支給割合による調整手当」を「第二号に定める割合が異動等後の支給割合以下となるときは、当該異動等の日から一年を経過するまでの間。以下この項において同じ。、俸給、俸給の特別調整額及び扶養手当の月額合計額に次の各号に掲げる期間の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た月額の調整手当」に改め、同項に次の各号を加える。

一 当該異動等の日から同日以後一年を経過する日までの期間 異動等前の支給割合(異動等前の支給割合が当該異動等の後に改定された場合にあつては、当該異動等の日の前日の異動等前の支給割合。次号にお

いて同じ。)

二 当該異動等の日から同日以後二年を経過する日までの期間(前号に掲げる期間を除く。 異動等前の支給割合に百分の八十を乗じて得た割合

第十一条の七第二項中「又は」を「若しくは」に改め、「移転した場合」の下に「これらの職員が当該異動又は移転の日の前日に在勤していた官署に引き続き六箇月を超えて在勤していた場合その他当該場合との権衡上必要があると認められる場合として人事院規則で定める場合に限る。」を加え、「以下」を「以下この項において」に、「の日の前日に在勤していた官署に引き続き在勤するものとした場合における当該官署に係る前条の規定による調整手当の支給割合(以下)みなし特例支給割合」という。を「に係るこの項本文の規定による調整手当の支給割合」に、「三年」を「二年」に、「その間にみなし特例支給割合」を「次の各号に掲げる期間において当該各号に定める割合」に、「同じ。、当該官署に引き続き在勤するものとした場合に前条の規定により支給されることとなる」を「この項において同じ。、俸給、俸給の特別調整額及び扶養手当の月額合計額に当該各号に掲げる期間の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た月額の」に改め、同項に次の各号を加える。

一 当該異動等の日から同日以後一年を経過する日までの期間 当該異動等の日の前日に在勤していた官署に引き続き在勤するものとした場合における当該官署に係る前条の規定による調整手当の支給割合(次号において「みなし特例支給割合」という。)

二 当該異動等の日から同日以後二年を経過する日までの期間(前号に掲げる期間を除く。 みなし特例支給割合に百分の八十を乗じて得た割合

る。

一 前項第一号に掲げる職員 支給単位期間につき、人事院規則で定めるところにより算出したその者の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額(以下「運賃等相当額」という。ただし、運賃等相当額を支給単位期間の月数で除して得た額以下「一箇月当たりの運賃等相当額」という。が五万五千円を超えるときは、支給単位期間につき、五万五千円に支給単位期間の月数乗じて得た額(その者が二以上の交通機関等を利用するものとして当該運賃等の額を算出する場合において、一箇月当たりの運賃等相当額の合計額が五万五千円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、五万五千円に当該支給単位期間の月数乗じて得た額)を乗じて得た額

第十二条第二項第一号中「応じて」を「応じ、支給単位期間につき、」に掲げる額を「定める額」に、「一箇月」を「支給単位期間」に改め、同号中「以上」の下に「四十五キロメートル未満」を加え、同号に次のように加える。

又 使用距離が片道四十五キロメートル以上五十キロメートル未満である職員 二万八千八百円

ル 使用距離が片道五十キロメートル以上五十五キロメートル未満である職員 二万二千七百円

ヲ 使用距離が片道五十五キロメートル以上六十キロメートル未満である職員 二万三千六百円

ワ 使用距離が片道六十キロメートル以上である職員 二万四千五百円

第十二条第二項第三号中「応じ、」の下に「前二号に定める額(一箇月当たりの)を加え、」掲げる額を「定める額」に、「(その額が四万五千円を超えるときは、その額と四万五千円との差額の二分の一(その差額の二分の一が五千円を超

えるときは、五万五千円)を四万五千円に加算した」を「が五万五千円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、五万五千円に当該支給単位期間の月数乗じて得た」に改め、同条第三項中「月額」を「額」に、「人事院規則で定めるところにより算出したその者の一箇月の通勤に要する特別料金等の額の二分の一に相当する額(その額が二万円を超えるときは、二万円)及び同項の規定による額の合計額を、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額」に改め、同項に次の各号を加える。

一 新幹線鉄道等に係る通勤手当 支給単位期間につき、人事院規則で定めるところにより算出したその者の支給単位期間の通勤に要する特別料金等の額の二分の一に相当する額。ただし、当該額を支給単位期間の月数で除して得た額以下「一箇月当たりの特別料金等の額の二分の一相当額」という。が二万円を超えるときは、支給単位期間につき、二万円に支給単位期間の月数乗じて得た額(その者が二以上の新幹線鉄道等を利用するものとして当該特別料金等の額を算出する場合において、一箇月当たりの特別料金等の額の二分の一相当額の合計額が二万円を超えるときは、その者の新幹線鉄道等に係る通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、二万円に当該支給単位期間の月数乗じて得た額)を乗じて得た額

二 前号に掲げる通勤手当以外の通勤手当 前項の規定による額

第十二条第四項中「月額」を「額」に改め、同条第五項中「第二項の規定による額が四万五千円以下となる」を「人事院規則で定めるところにより算出したその者の一箇月の通勤に要する特別運賃等の額に相当する額及びその額を負担しないものとした場合におけるこれらの規定による額の合計額を、次の各号に掲げる通勤手当の区

分に応じ、当該各号に定める額」に改め、同項に次の各号を加える。

一 橋等に係る通勤手当 支給単位期間につき、人事院規則で定めるところにより算出したその者の支給単位期間の通勤に要する特別運賃等の額に相当する額

二 前号に掲げる通勤手当以外の通勤手当 同号に定める額を負担しないものとした場合における前三項の規定による額

第十二条第六項中「の支給」の下に「及び返納」を加え、同項を同条第九項とし、同条第五項の次に次の三項を加える。

6 通勤手当は、支給単位期間（人事院規則で定める通勤手当にあつては、人事院規則で定める期間）に係る最初の月の人事院規則で定める日に支給する。

7 通勤手当を支給される職員につき、離職その他の人事院規則で定める事由が生じた場合には、当該職員に、支給単位期間のうちこれらの事由が生じた後の期間を考慮して人事院規則で定める額を返納させるものとする。

8 この条において「支給単位期間」とは、通勤手当の支給の単位となる期間として六箇月を超えない範囲内で一箇月を単位として人事院規則で定める期間（自動車等に係る通勤手当にあつては、一箇月）をいう。

第十九条の四第二項中「百分の百五十五」を「百分の百四十」に、「百分の百三十五」を「百分の百二十」に、「百分の百二十五」を「百分の百四十」に改め、同条第三項中「百分の百五十五」を「百分の百四十」に、「百分の八十五」を「百分の七十五」に、「百分の百四十五」を「百分の七十五」に、「百分の百六十五」を「百分の百六十五」に、「百分の七十五」を「百分の八十五」に、「百分の百二十五」を「百分の百二十」に改める。

第十九条の八第二項中「百分の百七十」を「百分の百六十」に、「百分の百六十」を「百分の百七十」に改め、同条第三項中「百分の百七十」を「百分の百六十」に改める。

分の百六十」に、「百分の九十」を「百分の八十」に、「百分の百六十」を「百分の百七十」に、「百分の八十五」を「百分の九十五」に改める。

（二）一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する法律の一部改正

第三条 一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する法律（平成九年法律第六十五号）の一部を次のように改正する。

第六条第一項の表を次のように改める。

号	俸	俸	給	月	額
					円
1					409,000
2					483,000
3					561,000
4					653,000
5					762,000
6					870,000

第六条第二項の表を次のように改める。

号	俸	俸	給	月	額
					円
1					337,000
2					376,000
3					406,000

第七条第二項中、「百分の百七十」を「百分の百四十五」に、「百分の百八十」を「百分の百六十」に改める。

第四条 一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する法律の一部を次のように改正する。

第七条第二項中「百分の百五十五」を「百分の百四十」に、「百分の百七十」を「百分の百六十」に、「百分の百四十五」を「百分の百六十」に、「百分の百六十」を「百分の百七十」に改める。

（二）一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律の一部改正

第五条 一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律（平成十二年法律第二百五号）

の一部を次のように改正する。

第七条第一項の表を次のように改める。

号	俸	俸	給	月	額
					円
1					404,000
2					457,000
3					514,000
4					585,000
5					668,000
6					781,000
7					913,000

第八条第二項中、「百分の百七十」を「百分の百四十五」に、「百分の百八十」を「百分の百六十」に改める。

（施行期日）

1 この法律は、公布の日から起算する月の翌月の初日（公布の日が月の初日であるときは、その日から施行する。ただし、第二条、第四条及び第六条並びに附則第七項の規定は、平成十六年四月一日から施行する。）

（職務の級における最高の号俸を超える俸給月額等の切替え等）

2 この法律の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において次に掲げる俸給月額を受けていた職員の施行日における俸給月額第一号に掲げる俸給月額を受けていた職員にあつては、俸給月額及びこれを受ける期間に連算されることとなる期間は、人事院規則で定める。

一 一般職の職員の給与に関する法律（以下「給与法」という。）別表第一から別表第九までの俸給表に定める職務の級における最高の号俸を超える俸給月額

二 一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する法律（附則第四項及び第五項において「任期付職員法」という。）第七条第三項の規定による俸給月額

務時間の特例に関する法律（附則第四項及び第五項において「任期付職員法」という。）第六条第四項の規定による俸給月額

三 一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律（附則第四項及び第五項において「任期付職員法」という。）第七条第三項の規定による俸給月額

（施行日前の異動者の号俸等の調整）

3 施行日前に職務の級を異にして異動した職員及び人事院の定めるこれに準ずる職員の施行日における号俸又は俸給月額及びこれらを受けることとなる期間については、その者が施行日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、人事院の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

（職員が受けていた号俸等の基礎）

4 前二項の規定の適用については、職員が属していた職務の級及びその者が受けていた号俸又は俸給月額は、第一条の規定による改正前の給与法若しくは一般職の職員の給与に関する法律及び一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する法律の一部を改正する法律（平成十年法律第二十号）附則第十一項から第十三項まで、第三条の規定による改正前の任期付職員法又は第五条の規定による改正前の規定に従って定められたものでなければならぬ。

（平成十五年十二月に支給する期末手当及び期末特別手当に関する特例措置）

5 平成十五年十二月に支給する期末手当又は期末特別手当（以下この項において「期末手当等」という。）の額は、第一条の規定による改正後の給与法第十九条の四第二項（同条第三項、第三条の規定による改正後の任期付職員法第七条第二項又は第五条の規定による改正後の任期付職員法第八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）及び第四項から第六項ま

で、第十九条の八第二項(同条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。及び第四項から第六項まで若しくは第二十三条第一項から第三項まで、第五項若しくは第七項又は国際機関等に派遣される一般職の国家公務員の処遇等に関する法律(昭和四十五年法律第百十七号)第五条第一項の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当等の額(以下この項において「基準額」という。))から次に掲げる額の合計額(人事院規則で定める職員にあっては、第一号に掲げる額。以下この項において「調整額」という。))に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当等は、支給しない。

一 平成十五年四月一日(同月二日から同年十二月一日までの間に新たに職員となった者(同年四月一日に在職していた職員で任用の事情を考慮して人事院規則で定めるものを除く。))にあつては、新たに職員となった日(当該日が二以上あるときは、当該日のうち人事院規則で定める日)において職員が受けるべき俸給、俸給の特別調整額、初任給調整手当、扶養手当、調整手当、研究員調整手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当(給与法第十二条の二第二項に規定する人事院規則で定める額を除く。))及び特地勤務手当(給与法第十三条の三の規定による手当を含む。)、一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律(平成八年法律第百十二号)附則第十四項及び第十五項に規定する暫定筑波研究学園都市移転手当並びに国立及び公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法(昭和四十六年法律第七十七号)第三条第一項に規定する教職調整額の月額の合計額に百分の一・〇七を乗じて得た額に、同年四月から施行日の属する月の前月までの月数(同年四月一日から施行日の前日までの期間において在職しなかった期間、俸給を支給されなかった期間その他の人事院規則で定める

期間がある職員にあっては、当該月数から当該期間を考慮して人事院規則で定める月数を減じた月数)を乗じて得た額

二 平成十五年六月に支給された期末手当及び勤勉手当の合計額又は期末特別手当の額に百分の一・〇七を乗じて得た額

6 平成十五年四月一日から同年十二月一日までの間において防衛庁の職員の給与等に関する法律(昭和二十七年法律第百六十六号)の適用を受ける者その他の人事院規則で定める者であつた者から引き続き新たに職員となった者で任用の事情を考慮して人事院規則で定めるものに関する前項の規定の適用については、同項中「次に掲げる額」とあるのは、次に掲げる額及び防衛庁の職員の給与等に関する法律(昭和二十七年法律第百六十六号)の適用を受ける者その他の人事院規則で定める者その他の人事院規則で定める額と、第一号に掲げる額」とあるのは、「第一号に掲げる額及び当該人事院規則で定める額の合計額」とする。

(調整手当に関する経過措置)

7 第二条の規定の施行の際現に同条の規定による改正前の給与法第十一条の七の規定の適用を受けている職員に対する当該適用に係る調整手当の支給に関する第二条の規定による改正後の給与法第十一条の七の規定の適用については、同条第一項中「場合(これらの職員が当該異動又は移転の日の前日に在動していた地域又は官署に引き続き六箇月を超えて在動していた場合その他当該場合との権衡上必要があると認められる場合として人事院規則で定める場合に限る。)」とあるのは、「場合」と、「いい、人事院規則で定める場合には、当該支給割合を超えない範囲内で人事院規則で定める割合とする」とあるのは、「いう」と、「から二年を経過する」とあるのは「から三年を経過する日又は平成十八年三月三十一日のいずれか早い日」と、同項中「当該異動等の日から一年を経過する」とあり、及び同

項第一号中「同日以後一年を経過する日」とあるのは「平成十七年三月三十一日」と、同項第二号中「二年を経過する日」とあるのは「三年を経過する日又は平成十八年三月三十一日のいずれか早い日」と、同条第二項中「場合(これらの職員が当該異動又は移転の日の前日に在動していた官署に引き続き六箇月を超えて在動していた場合その他当該場合との権衡上必要があると認められる場合として人事院規則で定める場合に限る。)」とあるのは「場合」と、「から二年を経過する」とあるのは「から三年を経過する日又は平成十八年三月三十一日のいずれか早い日」と、同項第一号中「同日以後一年を経過する日」とあるのは「平成十七年三月三十一日」と、同項第二号中「二年を経過する日」とあるのは「三年を経過する日又は平成十八年三月三十一日のいずれか早い日」と、同条第三項中「前二項とあるのは「一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律(平成十五年法律第 号)附則第七項の規定により読み替えて適用される前二項」とする。

(人事院規則への委任)

8 附則第二項から前項までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な事項は、人事院規則で定める。

理由

人事院の国会及び内閣に対する平成十五年八月八日付けの給与改定に関する勧告にかんがみ、一般職の国家公務員の俸給月額、初任給調整手当、扶養手当、期末手当及び期末特別手当並びに非常勤の委員、顧問、参事等に支給する手当の額の改定を行うとともに、職員がその在勤する地域を異にして異動した場合等における調整手当、自宅に係る住居手当及び通勤手当の制度を改定する等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

特別職の職員の給与に関する法律及び二千五百年日本国際博覧会政府代表の設置に関する臨時措置法の一部を改正する法律案

特別職の職員の給与に関する法律及び二千五百年日本国際博覧会政府代表の設置に関する臨時措置法の一部を改正する法律

(特別職の職員の給与に関する法律の一部改正) 第一条 特別職の職員の給与に関する法律(昭和二十四年法律第二百五十二号)の一部を次のように改正する。

第三条第二項中「百三十四万五千円」を「百三十二万八千円」に改め、同条第三項中「百六十四万六千円」を「百六十二万六千円」に、「八十五万四千円」を「八十四万三千円」に改める。

第四条第二項中「三万八千四百円」を「三万七千九百円」に、「七万二千円」を「六万九千四百円」に改める。

第七条の二中、「百分の百七十」を、「百分の百四十五」に、「百分の百八十」を「百分の百六十」に改める。

附則第三項中「百万四千円」を「九十九万二千円」に改める。

別表第一 俸給月額の欄中「二、二五五、〇〇〇円」を「二、二二七、〇〇〇円」に、「一、六四六、〇〇〇円」を「一、六二六、〇〇〇円」に、「一、五七六、〇〇〇円」を「一、五五七、〇〇〇円」に、「一、三四五、〇〇〇円」を「一、三三三、〇〇〇円」に、「一、三三三、〇〇〇円」を「一、三二七、〇〇〇円」に、「一、三二七、〇〇〇円」を「一、三一八、〇〇〇円」に、「一、三一八、〇〇〇円」を「一、三一七、〇〇〇円」に、「一、三一七、〇〇〇円」を「一、三一六、〇〇〇円」に、「一、三一六、〇〇〇円」を「一、三一五、〇〇〇円」に、「一、三一五、〇〇〇円」を「一、三一四、〇〇〇円」に、「一、三一四、〇〇〇円」を「一、三一三、〇〇〇円」に、「一、三一三、〇〇〇円」を「一、三一二、〇〇〇円」に、「一、三一二、〇〇〇円」を「一、三一〇、〇〇〇円」に改める。

別表第三俸給月額欄中「六一六、八〇〇円」

を「六〇九、四〇〇円」に、「五八一、二〇〇円」

を「五七四、二〇〇円」に、「五四五、七〇〇円」

を「五三九、二〇〇円」に、「五一一、一〇〇円」

を「五〇五、〇〇〇円」に、「四七六、一〇〇円」

を「四七〇、四〇〇円」に、「四三六、三〇〇円」

を「四三一、一〇〇円」に、「三九三、三〇〇円」

を「三八八、六〇〇円」に、「三五二、七〇〇円」

を「三四七、八〇〇円」に、「三一六、六〇〇円」

を「三一三、一〇〇円」に、「二九〇、一〇〇円」

を「二八六、九〇〇円」に、「二六九、〇〇〇円」

を「二六六、〇〇〇円」に改める。

第二条 特別職の職員の給与に関する法律の一部を次のように改正する。

第七條の二中「百分の百五十五」を「百分の百四十」に、「百分の百七十」を「百分の百六十」に、「百分の百四十五」を「百分の百六十」に、「百分の百六十」を「百分の百七十」に改める。

（二千五年日本国際博覧会政府代表の設置に関する臨時措置法の一部改正）

第三条 二千五年日本国際博覧会政府代表の設置に関する臨時措置法（平成十四年法律第十九号）の一部を次のように改正する。

第六條中「百三十三万五千円」を「百三十一万八千円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この法律は、公布の日の属する月の翌月の初日（公布の日が月の初日であるときは、その日）から施行する。ただし、第二条の規定は、平成十六年四月一日から施行する。

（特定の秘書官の俸給月額切替え）

2 この法律の施行の日（以下この項において「施行日」という。）の前日において第一条の規定による改正前の特別職の職員の給与に関する法律附則第三項の規定により俸給月額を受けていた特別職の職員の施行日における俸給月額は、内閣総理大臣が総務大臣と協議して定める。

理 由
一般職の国家公務員の給与改定に伴い、特別職の職員の給与の額を改定する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

平成十五年十月十日印刷

平成十五年十月十四日発行

衆議院事務局

印刷者 国立印刷局

E